

平成 2 1 年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です。】

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	1
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	20
	【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し	23
2	後期高齢者医療制度の沿革	24
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	36
4	一般会計収支状況	38
5	特別会計収支状況	40
6	概況	42
6-1	被保険者	
6-1-1	被保険者の傾向	42
6-1-2	障害認定者数	42
6-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	42
6-1-4	被保険者の伸び率	43
6-1-5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移	43
6-2	保険料	
6-2-1	賦課状況	44
6-2-2	収納状況	44
6-2-3	特別徴収・普通徴収状況	45
6-2-4	口座振替の割合	45
6-3	保険給付	
6-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	46
6-3-2	現物給付	49
6-3-3	現金給付	51
6-4	保健事業	
6-4-1	基本的な検査項目	52
6-4-2	受診人数と被保険者に占める割合	52
6-5	医療費適正化	
6-5-1	過誤調整	53
6-5-2	第三者行為の求償概要	53
6-5-3	医療費通知	54

7	統計	55
7-1	被保険者	
表 7-1-1	被保険者数内訳	57
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	58
表 7-1-3	被保険者数の推移	59
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	60
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	61
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	62
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	63
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	64
7-2	保険料	
表 7-2-1	賦課・軽減状況	65
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	66
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	67
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	68
7-3	保険給付	
表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	69
表 7-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	70
表 7-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	71
表 7-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	72
表 7-3-5	現物給付費の状況（年計）	73
表 7-3-6	現物給付費の状況（月平均）	74
表 7-3-7	現物給付費（総合計）	75
表 7-3-8	現物給付費（入院／医科）	76
表 7-3-9	現物給付費（入院／歯科）	77
表 7-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	78
表 7-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	79
表 7-3-12	現物給付費（入院外）	80
表 7-3-13	現物給付費（歯科）	81
表 7-3-14	現物給付費（入院（食事・生活含）・入院外・歯科／合計）	82
表 7-3-15	現物給付費（調剤）	83

表 7－3－1 6	現物給付費（訪問看護療養費）	84
表 7－3－1 7	現金給付費（総合計）	85
表 7－3－1 8	現金給付費（一般診療～高額療養費）	86
表 7－3－1 9	現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）	87
表 7－3－2 0	現金給付費（マッサージ～はり・きゅう）	88
表 7－3－2 1	現金給付費（移送～その他（食事・生活療 養含）	89
表 7－3－2 2	葬祭費支給状況	90
7－4	保健事業	
表 7－4－1	健康診査受診者数	91
7－5	医療費適正化	
表 7－5－1	再審査状況	92
表 7－5－2	第三者行為求償状況	93
8－1	各広域連合の状況	
表 8－1－1	年齢階層別被保険者内訳	94
表 8－2－1	都道府県別保険料設定状況	95
9	業務指標値	96
10	用語の定義	97
11	例規集	101
11－1	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例	103
11－2	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例等施行規則	111
11－3	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	133

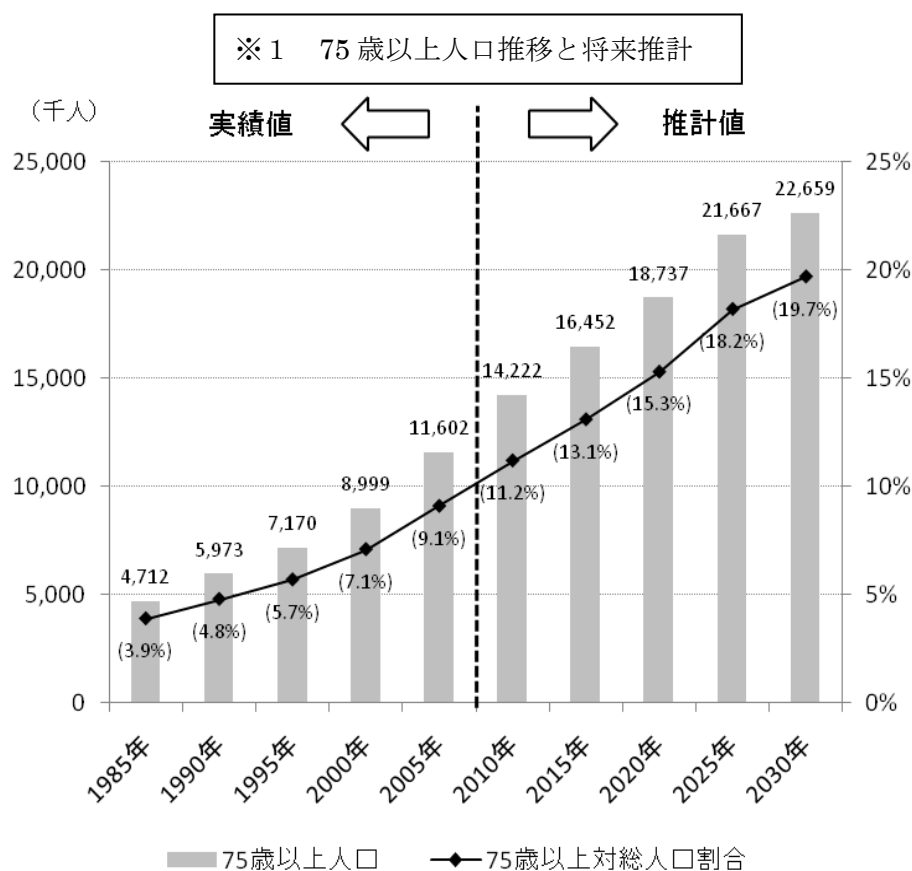
【このページは空白です】

1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度について

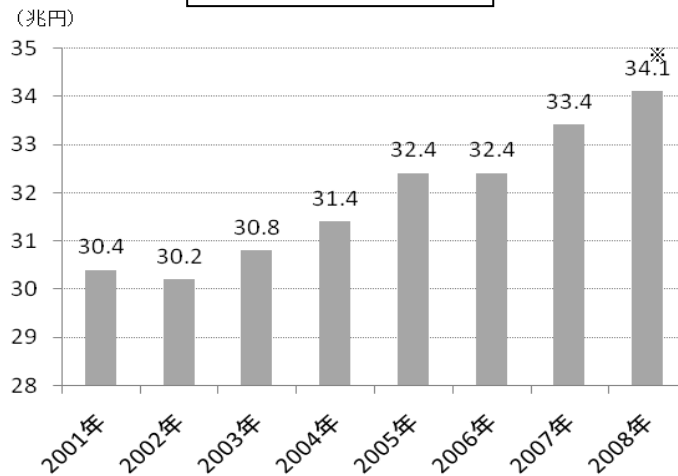
急速な少子高齢化の進展（※1）や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。

「健康保険法等の一部を改正する法律」において「新たな高齢者医療制度の創設」として、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定された。これを受け、平成20年4月1日より、75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者を対象とした、老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が実施された。



資料：内閣府「平成21年度版 高齢社会白書」

※ 2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は 11.4 兆円（全体の 33.5%）

資料：厚生労働省「平成 20 年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合の主な事務	市町村の主な事務
被保険者の資格管理に関する事務 - 資格取得及び喪失、障害認定 - 住所地特例、適用除外 - 被保険者証等の交付 - 減額認定証、特定疾病証の交付	保険料の徴収に関する事務 - 保険料の徴収 - 保険料等の納付
保険給付に関する事務 - 現物給付等の審査、支払 - 償還払い等の審査、支払 - 葬祭費等の支給 - 一部負担金の減免	被保険者証の交付の申請等に関する事務 - 被保険者証等の交付の申請受付 - 被保険者証等の引渡し - 減額認定証、特定疾病証の引渡し
保険料の賦課に関する事務 - 保険料率の決定 - 保険料の賦課 - 保険料の減免及び徴収の猶予	被保険者の便益の増進に寄与するもの - 療養費、高額療養費、移送費及び葬祭費等の支給に係る申請の受付等 - 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等 - 更新時の被保険者証等の引渡し - 特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し - 被保険者証等の返還の受付 - 制度の広報（県内全域を対象とするものを除く） - 当該市町村に申出があった制度に関する相談に応じる事務
保健事業に関する事務	
その他制度の施行に関する事務 - 特別会計の予算の執行管理 - 県知事への報告	

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

②一般会計〔広域連合〕

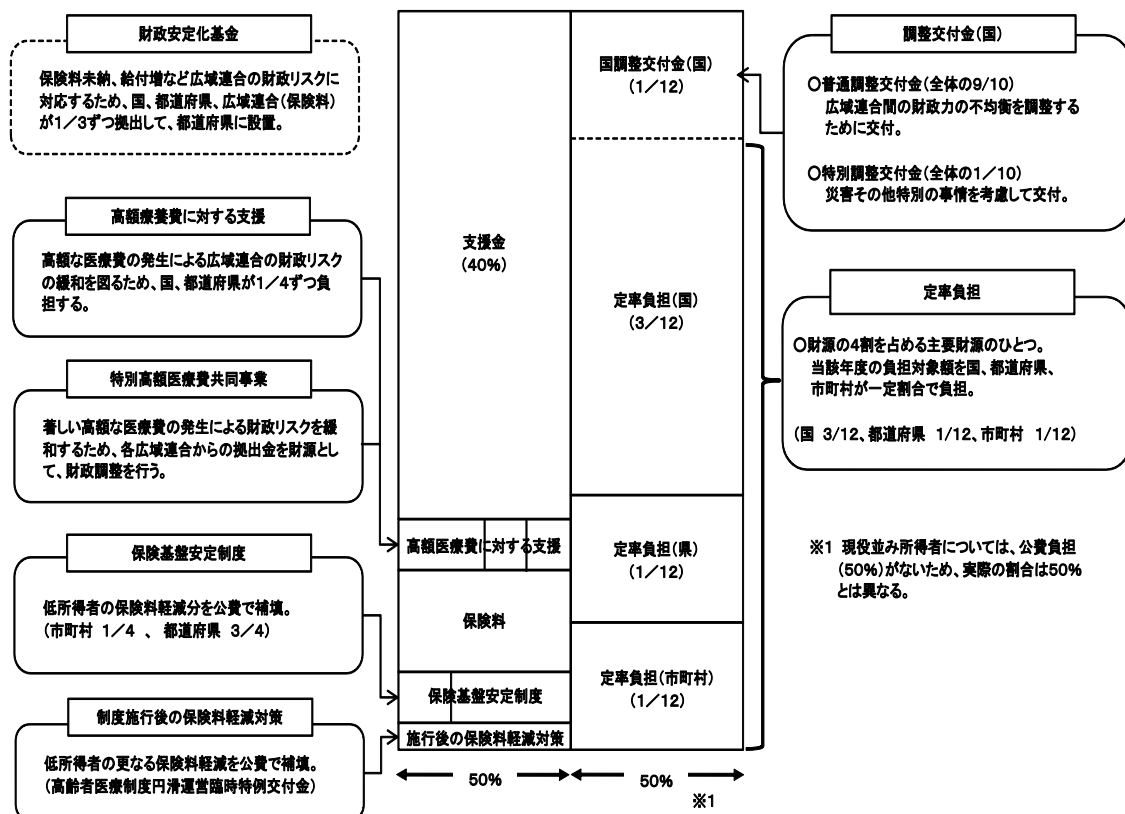
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》

均等割：10／100 被保険者数割：45／100 人口割：45／100

(2) 後期高齢者医療財政

医療給付費内訳



資料：厚生労働省「第4回高齢者医療制度改革会議参考資料」（平成22年3月8日）

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割をしめる主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12

都道府県：1／12

市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

④高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行う。交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額（7割、5割、軽減なし）ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

- ・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額
- ・被保険者均等割額5割軽減対象者の4割分の額
- ・被保険者均等割額軽減対象外の者の4割分の額

エ 所得割額5割軽減対象者の額

【参考】被保険者均等割額軽減別財源内訳

(1)	9割軽減対象者									
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
(2)	9割軽減対象者(被扶養者)									
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
(3)	7割軽減対象者									
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5	1.5	
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
(4)	7割軽減対象者(被扶養者)									
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②	①	
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
(5)	5割軽減対象者									
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者				
(6)	5割軽減対象者(被扶養者)									
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者
(7)	2割軽減対象者									
(割合)	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者							
(8)	被扶養者軽減対象者									
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

⑤後期高齢者交付金(支援金)

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

⑥財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1／3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1／3 都道府県：1／3 広域連合：1／3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1／3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める（平成20～25年度は1万分の9）。

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1／2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1／2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●【参考】処分要件の拡大（平成22年5月19日 法律一部改正）

平成22・23年度の保険料率の算定に際し、厚生労働省は保険料の増加抑制のために法改正を前提として財政安定化基金を活用するよう各広域連合に要請を行った（神奈川県においては、剰余金を活用することで保険料の増加を抑制できたため、基金の活用は行わなかった）。

今後は、神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正を受け、活用について検討し、財政運営の安定化につなげていく。

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合 (保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象 : 国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源 : 各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中などにより被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [現在の証の有効期限：平成24年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

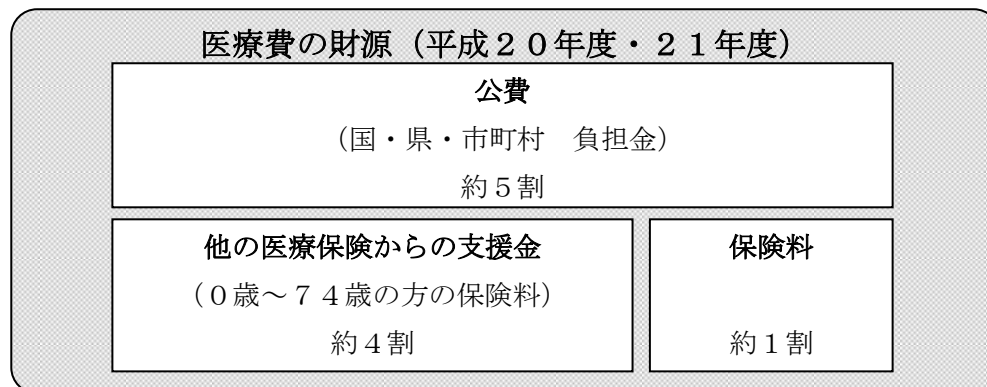
※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

平成20年度、21年度の2年間は、医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額 50 万円】} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33 万円)} \\ \times \text{所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数

※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額

●神奈川県における保険料率の設定（平成20年度・21年度）

均等割額・・・39,860円（年額）
所得割率・・・7.45%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

●保険料の賦課総額

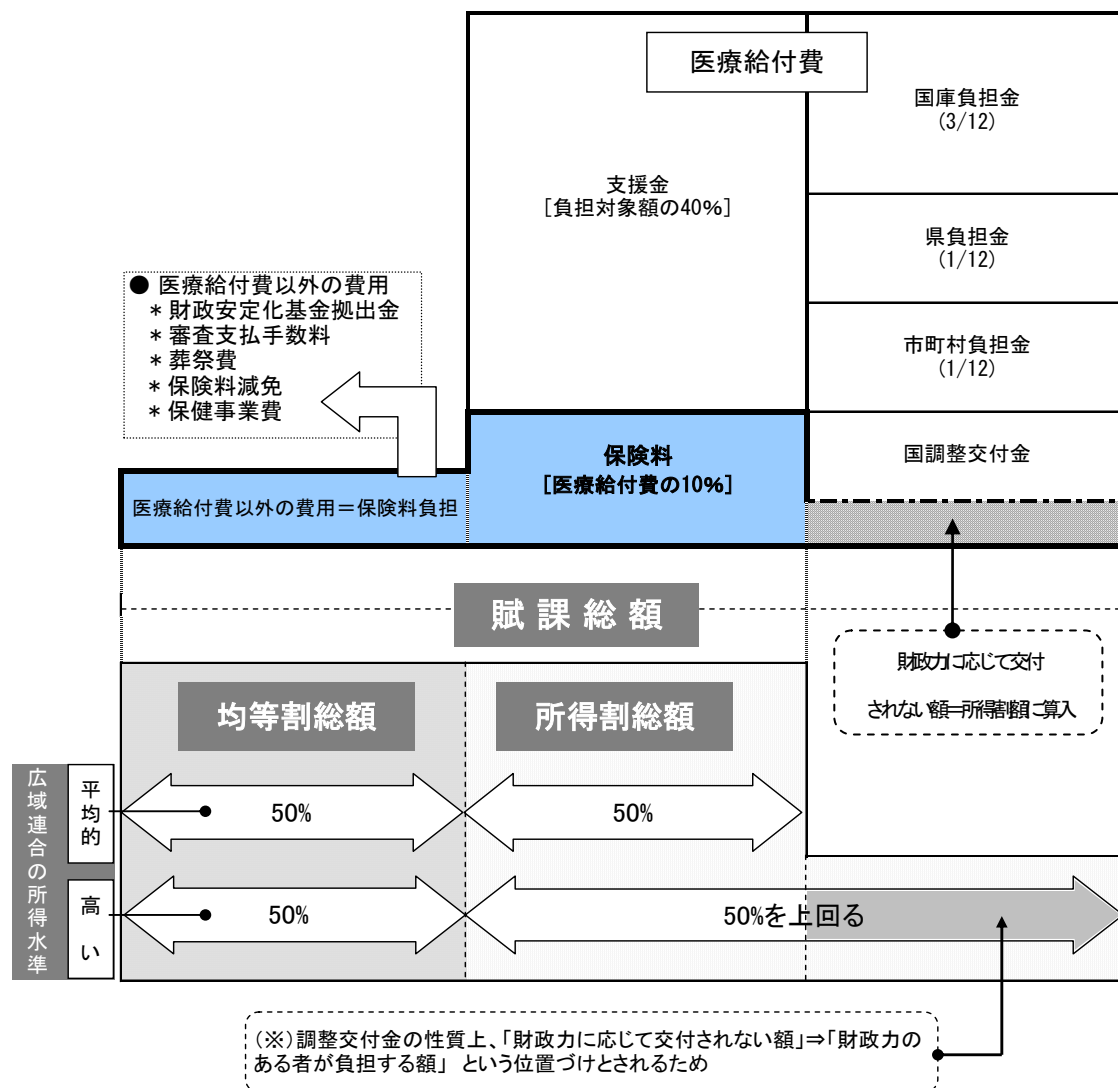
保険料の賦課総額は、医療給付費の10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。

また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	7割
・ 7割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び21年度は、特例措置として均等割7割軽減を8.5割軽減とする（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、20年4～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、20年10～21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、21年度についても均等割額の9割軽減措置は、継続されている。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したことなどの事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減 免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み所得者	課税	当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。 ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。 ① 被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満である。 ② 同一世帯内に、被保険者が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上であっても同一世帯内の70歳～74歳の者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満である。	3割
一般	課税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ （低所得者Ⅱ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ （低所得者Ⅰ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控えなど）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給などが受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費等の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費（入院時）	入院時の自己負担額が世帯合算の自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし
	移送費	治療を受けるために医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	後期高齢者医療制度と介護保険制度への一部負担金支払合計額が高額となる場合
	葬祭費等	被保険者の死亡に関する葬祭費の支給等

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院(※2)	1割	160円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割	210円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	130円	
高齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※ 入院時生活療養費を算定する病院に入院している場合。

注) 入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの

イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

難病患者や重度の障害のある者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

ア 急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき

イ コルセットなど治療用装具を作ったとき

ウ 柔道整復師の施術を受けたとき

エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき

オ 輸血に生血を使ったとき

カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給するもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。ただし、入院した場合の自己負担額が同月・同一医療機関において世帯合算の自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。
自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3 割	44,400 円	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕 ※
一 般	1 割	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1 割	8,000 円	15,000 円

※ 〔 〕 内の金額は、過去 1 2 カ月に外来と入院を合わせた者（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を 3 回以上受け、4 回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の特例（平成 21 年 1 月～）

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の 2 分の 1 に減額する（1 日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3 割	22,200 円	$40,050 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 133,500 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔22,200 円〕 ※	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕 ※
一 般	1 割	6,000 円	22,200 円	44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1 割	4,000 円	12,300 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1 割	4,000 円	7,500 円	15,000 円

※ 〔 〕 内の金額は、過去 12 か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を 3 回以上受け、4 回目以降の支給に該当の場合に適用。

【高額療養費特別支給金の支給について（平成 21 年度限りの措置）】

平成 20 年 4 月（後期高齢者医療制度の開始年月）から同年 12 月までに 75 歳になった被保険者は、上記の特例が適用されないため、適用される高額療養費分については「高額療養費特別支給金」として支給。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費〔現金給付〕

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が還付されるもの。

●自己負担限度額（年額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額 (毎年8月～ 翌年7月)	措置(※) 初年度の経過	自己負担限度額 (平成20年4月 ～平成21年7月)
3割	現役並み所得者	67万円		89万円
1割	一 般	56万円		75万円
	区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	31万円		41万円
	区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	19万円		25万円

※ 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとする。（12か月間⇒16か月間）

①葬祭費等〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者の死亡に際して、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例（※）の規定に基づき、葬祭費 5 万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。（現在神奈川県では行っていない）

※条例第 2 条本文

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第 8 6 条第 1 項本文の規定により葬祭費として 5 万円を支給する。

（３）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等により一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（４）給付の制限等

①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から 1 年 6 月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、後期高齢者健康診査事業費補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）など、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

広域連合からの補助金（被保険者の保険料）のほか、国からの補助金、市町村負担金（※1）及び健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 神奈川県では、市町村負担金はない。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額
交付限度額 （一市町村あたり）	1万円に当該年度の9月30日における当該市町村の被保険者数の10分の1を乗じた額

（2）保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

（3）介護保険の生活機能評価との関係

受診者の負担を軽減するため、後期高齢者に対する健康診査と介護保険の地域支援事業における生活機能評価は、同時実施が望ましいとされる。なお、同時実施の際の費用負担は、生活機能評価が優先する。

【このページは空白です】

【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し

			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度～
資 格	自己負担割合判定基準の見直し		①→②→③		
	①20 年 4 月～7 月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。 ②20 年 8 月～12 月 次の場合、自己負担割合は 3 割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の者と同じとする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の 70 歳から 74 歳の者と自身の年収の合計が 520 万円未満 ③21 年 1 月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を 1 割とする。				
保 険 料	保 険 料 の 軽 減	均等割軽減	9 割軽減の導入 7 割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万以下 (他の所得なし)	21 年 4 月～ 21 年 3 月改正 (21 年 4 月 1 日から)	恒久措置
		7 割軽減→8.5 割軽減 前年の総所得金額等 33 万以下	8.5 割軽減 20 年 7 月改正 (20 年 4 月 1 日から適用)	延長 21 年 6 月改正 (21 年 4 月 1 日から適用)	延長 22 年 2 月改正 (22 年 4 月 1 日から適用)
		5 割軽減は変更なし 2 割軽減			
		所得割軽減	5 割軽減の導入 前年総所得金額等額-33 万円が、58 万円以下	5 割軽減 20 年 7 月改正 (20 年 4 月 1 日から適用)	延長 21 年 3 月改正 (21 年度から恒久措置)
	被扶養者軽減	制度拡大 (当初の制度) 制度加入時から 2 年間、 ・均等割を 5 割軽減 ・所得割なし	凍結→9 割軽減 ・20 年 4～9 月 保険料徴収せず ・20 年 10～21 年 3 月 均等割9割軽減	9 割軽減 21 年 3 月改正 (21 年 4 月 1 日から適用)	延長 22 年 2 月改正 (22 年 4 月 1 日から適用) 「加入時から2年間」の 期限廃止(制度廃止まで)
	納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から 口座振替への変更が可能		20 年 7 月～		
給 付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75 歳到達月は自己負担限度額を 2 分の 1 に減額 (1 日生まれ除く)		20 年 4～12 月の 年齢到達者には 特別支給金で対応	21 年 1 月～	
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料				22 年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大

2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《18年度》		
18. 6	14 日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が 21 日 公布) (1) 医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(20 年 4 月施行) など (2) 新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(20 年 4 月施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(20 年 4 月施行)など (3) 都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、20 年 10 月施行)など	
18. 7	10 日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(19 年 3 月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(18 年 9 月)などを提示	13 日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	健康保険法等の一部改正の施行による改正 (1) 現役並み所得者(70 歳以上)の窓口負担を 2割から3割に変更 (2) 高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例) 現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200 円から 44,400 円に変更	
18. 12		27 日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請
19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2 月 23 日) 11 日 神奈川県知事からの設置許可(1 月 19 日県告示)

		○広域連合規約制定 【広域連合規約 概要】 (1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合 (2)構成団体・区域:神奈川県内 35 市町村・神奈川県の区域 (3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付などの窓口業務 (4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル) (5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市 7 名、川崎市 3 名、中核市 2 名(各市 1 名ずつ)、市 6 名、町村 2 名) (6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期 1 年] (7)長等の組織及び選任方法:広域連合長 1 名(関係市町村長の選挙による)[任期 2 年]、副広域連合長 2 名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2 年] (8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割 10%、被保険者数割 45%、人口割 45%) (9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員 4 名)、監査委員(委員 2 名) 16 日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)
19. 2		1 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置 26 日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)
19. 3		23 日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会 ○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各条例制定にかかる専決処分報告・承認 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例 (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例

		(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例 (4)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例 (5)神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (6)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (7)神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 (8)神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他
《19年度》		
19. 5		1 日 広域計画に対するパブリックコメント実施(～31 日) 【実施結果】 (1)寄せられた意見の総数 28 件(はがき 20 件、FAX1 件、電子メール 7 件) (2)ご意見をいただいた方の年齢構成 40 歳未満:1 件 65 歳～74 歳:5 件 75 歳以上:14 件 不明:8 件 (3)主なご意見 ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい など 24 日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)
19. 7		25 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたことに伴う、地方公共団体数の変更(35→33)
19. 8	6 日 「全国老人医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」を開催 ○20～21 年度の保険料の算定方法等について提示	27 日 平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 1 回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画策定

		【広域計画 概要】 (1)後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度運営を図るため、関係市町村と協調、協力しながら、県内市町村のニーズが反映されるよう努める。 (2)後期高齢者医療制度の沿革・概要 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要 (4)後期高齢者医療制度における広域連合及び市町村業務 (5)広域計画の期間・改定期間:5年間(19～23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定を行う。
19. 10	19 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(全部改正)制定(20 年 4 月施行) 22 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(20 年 4 月施行) 30 日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)70～74 歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を 20 年度凍結 (2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて ①20 年 4 月～9 月:凍結 ②20 年 10 月～21 年 3 月:均等割額9割軽減とする。 31 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(20 年 4 月施行)	
19. 11	14 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 20 年度から平成 25 年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(20 年 4 月適用)	

	○拠出率：1万分の9(平成20～25年度まで) 22日 ○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(20年4月施行) ○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(20年4月施行) 30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(20年4月適用) (1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 (3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法 (4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者 (5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件	16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定 【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】 (1)後期高齢者医療給付(葬祭費) (2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他) (3)保健事業
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(20年4月施行)	
20. 3		被保険者証の一斉交付(中旬～) 27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○特別会計の設置、基金の設置等 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認) (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定

《20年度》	
20. 4	1日 後期高齢者医療制度開始 【制度概要(施行開始時)】 (1)加入者(被保険者) ①75 歳以上のもの ②65 歳から 74 歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者 ※ 生活保護受給者などは除く 神奈川県被保険者数 (20 年 4 月末現在) 681,840 人(75 歳以上:666,441 人 75 歳未満(障害認定):15,399 人 (2)被保険者証 1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は H24.7.31 を設定) (3)運営 都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。 ①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付など ②市町村の業務:申請及び相談窓口、保険証の引渡し、保険料の徴収など (4)医療費の負担割合 現役並み所得者は3割、それ以外は1割 (5)保険料 個人単位で賦課(賦課限度額 50 万円)。ただし軽減は世帯単位で判定 神奈川県の保険料率(平成 20～21 年度) 均等割額:39,860 円 所得割額:7.45% 保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (6)保険料の軽減・減免 ①均等割額軽減…7割・5割・2割 ②被用者保険の被扶養者に対する軽減 ・加入した月から2年間は均等割額のみ ・20 年9月まで徴収凍結 ・20 年 10 月～21 年3月まで均等割額9割軽減 ③その他、条例で定める個別減免 (7)保険料の納付 ①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の 1／2を超えない者) ②普通徴収(①以外の者)

20. 6	12 日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定) 【主な内容】 (1) 保険料の軽減対策(21年度から実施) ①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 →9割軽減 ②保険料賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討) 《平成 20 年度の経過措置》 ①均等割額7割軽減→8.5 割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →所得割額5割軽減 (2) 特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする [条件] ①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合 ②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が 180 万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合	
20. 7	25 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする	保険料額決定等の通知(上旬～中旬) 18 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1) 保険料の軽減対策(20 年度の経過措置) ①均等割額 7 割軽減→20 年度は 8.5 割程度軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →20 年度は所得割額を5割軽減 (2) 特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始) ※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
20. 8		神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20 年 7 月 18 日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)

		【変更内容】 (1)均等割額 7 割軽減⇒20 年度は 8.5 割程度軽減 (2)賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →20 年度は所得割額を5割軽減 1 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等 25 日 平成 20 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (20 年 7 月 18 日専決処分の報告・承認) 等
20. 9	9 日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成 21 年4月から平成 22 年3月まで継続 (2)負担区分の判定基準見直し(21 年1月実施) →世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。 (3)誕生月における自己負担限度額の見直し(21 年1月実施) →誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	
20. 11	18 日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21 年 4 月～) 21 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き21年1月1日施行)	

	【改正内容】 (1) 次の場合、窓口負担を1割とする ① 同じ世帯内に他の被保険者がいない ② 同じ世帯の 70 歳から 74 歳の者と自身の年収の合計が 520 万円未満 (2) 75 歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1 日生まれを除く) 例) 現役並み所得者の外来における自己負担限度額: 誕生月は 44,400 円→22,200 円に変更	
20. 12	8 日 都道府県ブロック会議 平成 21 年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。 25 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行) 【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、 (1) 負担割合が 3 割から 1 割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[21 年 1 月 1 日から適用] (2) 負担割合が 3 割から 1 割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付 (3) 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(21 年 4 月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
21. 1	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行 (1) 負担区分の判定基準見直し(21 年 1 月実施) ○後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が 3 割から 1 割に変更した者については、従前と同様、1 割負担のままとする。 (2) 誕生月における自己負担限度額の見直し(21 年 1 月実施) ○誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を 2 分の 1 とする。	
21. 3		16 日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市長) ※任期は 21 年 4 月 1 日から 27 日 平成 21 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正等

		【改正内容】 (1)後期高齢者医療に関する条例 ①均等割額 7 割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下→9 割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下→所得割額を5割軽減 ③被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額 9 割軽減)→平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで継続 (2)後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 ①「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるために処分要件の追加 ②条例の失効期日を 22 年 3 月 31 日から 23 年 3 月 31 日に延長
《21 年度》		
21. 6		17 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額 7 割軽減⇒8.5 割軽減（平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで継続）
21. 8		24 日 平成 21 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 2 回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正（21 年 6 月 17 日専決処分の報告・承認） ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加
21. 9	9 日 「三党連立政権合意書」 後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。	28 日 平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため

21. 11	30 日 高齢者医療制度改革会議（第 1 回） 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。（廃止見込時期：平成 25 年 3 月） ①後期高齢者医療制度は廃止する ②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする ④市町村国保などの負担増に十分配慮する。 ⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする ⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う	
22. 1		26 日 平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料率決定 均等割額：39,860 円⇒<u>39,260 円</u>（△600 円） 所得割率：7.45%⇒<u>7.42%</u>（△0.03%）
22. 2	3 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続	
22. 3		29 日 平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等 【改正内容】 （１）後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額 7 割軽減⇒8.5 割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策（均等割額 9 割軽減）

		(2) 療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して 医療制度に係る保険給付等に要する費用に充て るため処分要件を変更 (3) 臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う 保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加
--	--	---

3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

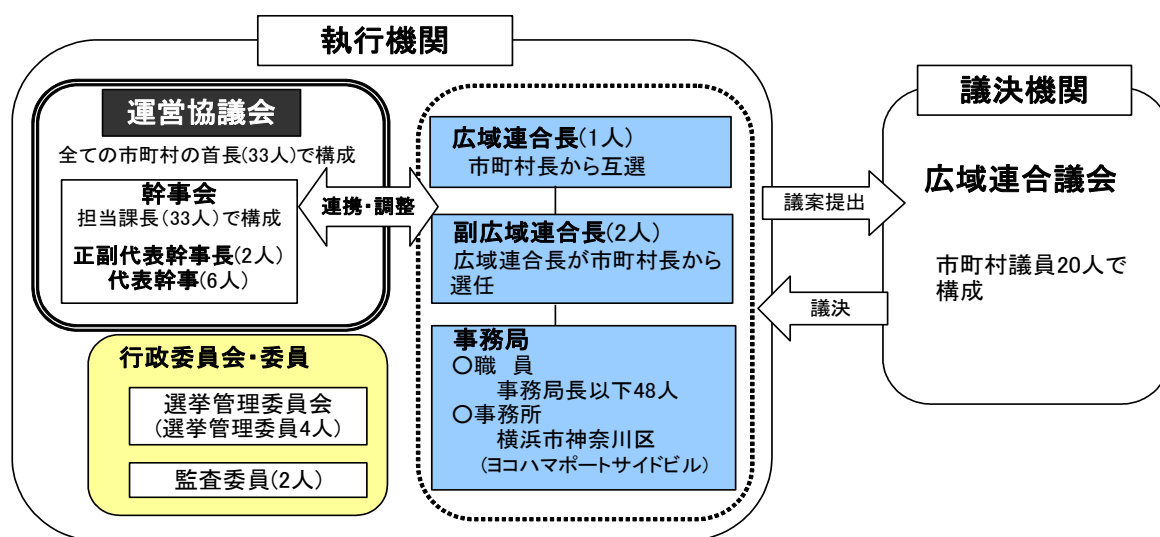
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置などが義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成22年度）

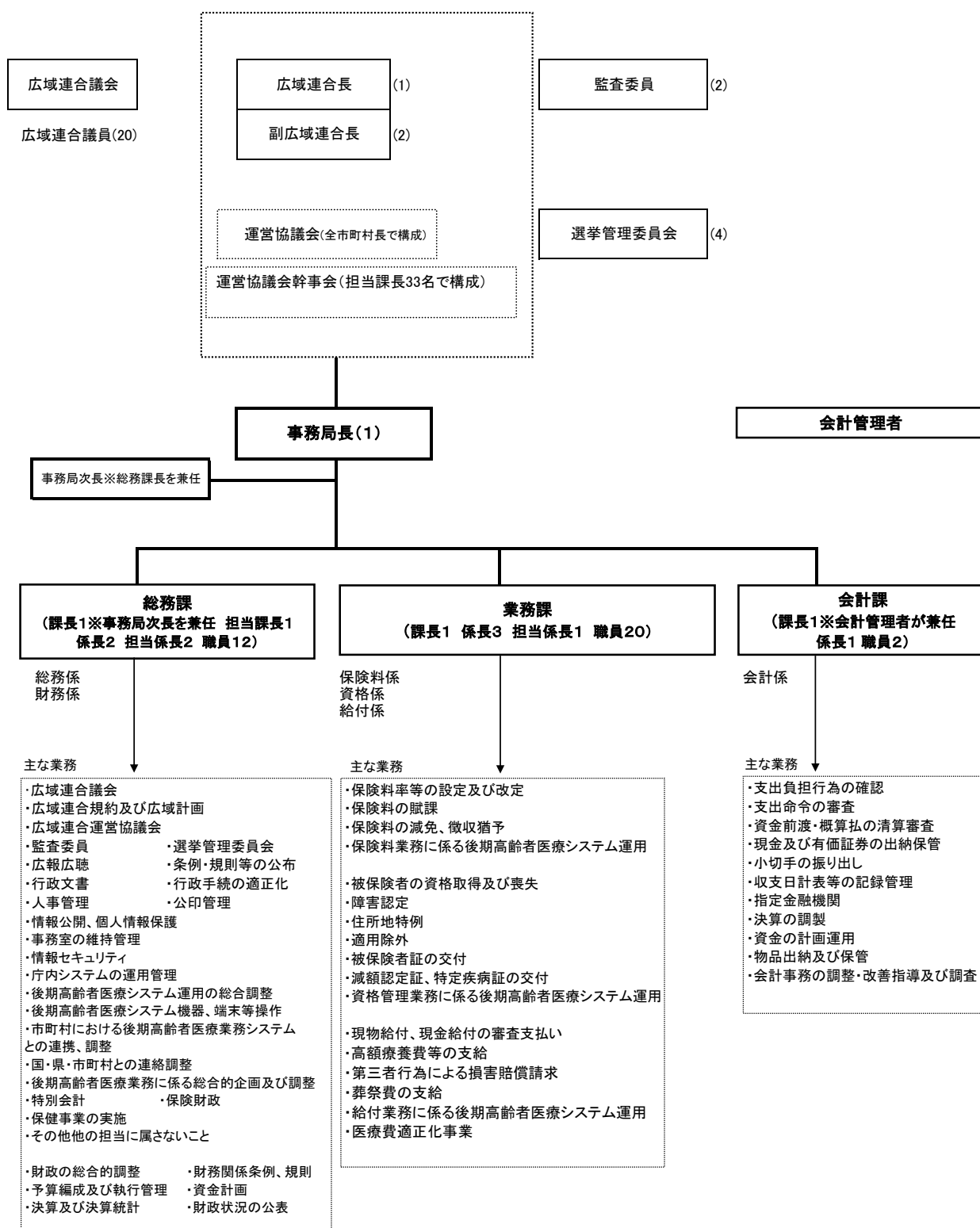


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付など制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談などの窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成22年度から48名に改め、3課6係体制で市町村と連携しながら業務に当たっている。

広域連合の組織と主な業務内容

()内は定数 (平成22年度)



4 一般会計収支状況

平成20年4月に後期高齢者医療制度が開始され、施行2年目となる平成21年度は、一般会計歳入歳出予算の総額を22億2,155万円と定め、事業の執行にあたった。

歳入では、平成21年度国庫補助金の受け入れに伴う増額補正を行ったこと等から、平成21年度の歳入決算額は24億932万6,904円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金16億3,535万8,814円(67.88%)、次いで前年度からの繰越金5億9,927万556円(24.87%)となっている。

歳出では、国庫補助金の受け入れに伴う事業費を計上する補正を行ったこと等から、歳出決算額は20億4,842万8,410円となり、歳入歳出差引残額は、3億6,089万8,494円となった。

歳出の状況を目的別に見ますと、広域連合運営管理費、広域連合事業費負担金(市町村からの派遣職員に係る人件費相当分負担金)、高齢者医療関係費(事業実施経費)、電算システム関係費等の総務費が歳出全体の99.4%を占めている。

性質別では、物件費が14億5,973万897円(71.3%)、補助費等(市町村からの派遣職員人件費相当分負担金、市町村補助金ほか)が5億7,671万1,751円(28.1%)、人件費(議員報酬・特別職報酬)が118万7,000円(0.06%)となっている。

平成 2 1 年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び負担金		1,644,157,000	1,635,358,814	0	0	△ 8,798,186	99.46%
	1. 負担金	1,644,157,000	1,635,358,814	0	0	△ 8,798,186	99.46%
2. 繰入金		18,241,000	18,335,064	0	0	94,064	100.52%
	1. 基金繰入金	18,241,000	18,335,064	0	0	94,064	100.52%
3. 繰越金		599,270,000	599,270,556	0	0	556	100.00%
	1. 繰越金	599,270,000	599,270,556	0	0	556	100.00%
4. 諸収入		201,000	449,470	0	0	248,470	223.62%
	1. 預金利子	200,000	391,649	0	0	191,649	195.82%
	2. 雑入	1,000	57,821	0	0	56,821	5782.10%
5. 国庫支出金		160,851,000	155,913,000	0	0	△ 4,938,000	96.93%
	1. 国庫補助金	160,851,000	155,913,000	0	0	△ 4,938,000	96.93%
歳入合計		2,422,720,000	2,409,326,904	0	0	△ 13,393,096	99.45%

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,642,000	1,236,372	0	405,628	405,628	75.30%
	1. 議会費	1,642,000	1,236,372	0	405,628	405,628	75.30%
2. 総務費		2,400,961,000	2,037,075,038	0	363,885,962	363,885,962	84.84%
	1. 総務管理費	2,400,532,000	2,036,861,441	0	363,670,559	363,670,559	84.85%
	2. 選挙費	58,000	34,900	0	23,100	23,100	60.17%
	3. 監査委員費	371,000	178,697	0	192,303	192,303	48.17%
3. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
4 民生費		10,117,000	10,117,000	0	0	0	100.00%
	1. 社会福祉費	10,117,000	10,117,000	0	0	0	100.00%
歳出合計		2,422,720,000	2,048,428,410	0	374,291,590	374,291,590	84.55%

歳入歳出差引残額 360,898,494 円

5 特別会計収支状況

後期高齢者医療制度は財政運営期間を2か年と定め、2年間を通じて収支を調整していく仕組みになっている。従って平成21年度についても、初年度の平成20年度と同様、制度施行前の老人保健制度における実績に基づいた予算編成を基本としている。

決算の概況として、昨年度の特徴であった被保険者数及び療養給付費が見込みを下回るという傾向が平成21年度もほぼ変わらなかったため、155億円の歳入歳出差引額が生じた。

特別会計は歳入歳出予算の総額を当初6,165億円と定めたが、年度途中に国の特別対策により高額療養費特別支給金や保険料軽減補てん等のための国庫支出金の交付を受け77億円の増額補正を行ったため、平成21年度の予算現額としては歳入歳出ともに6,243億円となった。

歳入では、予算編成時点の見込は下回ったが、それでも平成21年度は、前年度に比べて被保険者数が毎月平均3千人ずつ増加したこと、また一人当たり医療費も増加したことから、その相乗効果で事業規模が拡大し、決算額は前年度比19.3%増の5,711億円となった。歳入の主なものは、市町村支出金1,080億円（歳入全体の割合約19%）、国庫支出金1,618億円（同28%）、県支出金407億円（同7%）、支払基金交付金2,444億円（同43%）で全体の97%を占めている。

歳出では、療養給付費等が予算を下回りはしたが、各月とも前年に比べて平均約7.5%増加しており、決算額は前年度比17.9%増の5,556億円となった。歳出の主なものは保険給付費の5,423億円で、歳出全体の約98%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は上述のとおり155億円となったが、その中には、国、県、市町村等の公費負担や若年世代からの支援金が見込に基づいて交付されたための超過額120億円が含まれている。この超過額は平成22年度にそれぞれ国や支払基金等に償還する。

償還に要する額を差し引いた残額の34億円に、療養給付費等支払準備基金残高を加えた剰余金の額は68億円となった。この剰余金は全額平成22・23年度の保険料の引き下げのために活用する。

平成 21 年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		117,721,728,000	108,094,714,163	0	△ 9,627,013,837	91.82%
	1. 市町村負担金	117,721,728,000	108,094,714,163	0	△ 9,627,013,837	91.82%
2. 国庫支出金		164,185,012,000	161,840,429,419	0	△ 2,344,582,581	98.57%
	1. 国庫負担金	133,714,604,000	132,843,740,422	0	△ 870,863,578	99.35%
	2. 国庫補助金	30,470,408,000	28,996,688,997	0	△ 1,473,719,003	95.16%
3. 県支出金		46,380,055,000	40,791,803,000	0	△ 5,588,252,000	87.95%
	1. 県負担金	46,380,054,000	40,791,803,000	0	△ 5,588,251,000	87.95%
	2. 県財政安定化基金支出金	1,000	0	0	△ 1,000	0.00%
4. 支払基金交付金		279,807,612,000	244,448,723,000	0	△ 35,358,889,000	87.36%
	1. 支払基金交付金	279,807,612,000	244,448,723,000	0	△ 35,358,889,000	87.36%
5. 特別高額医療費共同事業交付金		42,114,000	86,256,893	0	44,142,893	204.82%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	42,114,000	86,256,893	0	44,142,893	204.82%
6. 財産収入		9,298,000	907,508	0	△ 8,390,492	9.76%
	1. 財産運用収入	9,298,000	907,508	0	△ 8,390,492	9.76%
7. 繰入金		8,732,348,000	8,018,715,400	0	△ 713,632,600	91.83%
	1. 基金繰入金	8,722,231,000	8,008,598,400	0	△ 713,632,600	91.82%
	2. 他会計繰入金	10,117,000	10,117,000	0	0	100.00%
8. 繰越金		7,404,631,000	7,404,631,964	0	964	100.00%
	1. 繰越金	7,404,631,000	7,404,631,964	0	964	100.00%
9. 県財政安定化基金借入金		1,000	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0.00%
10. 諸収入		64,003,000	431,466,532	80,140	367,463,532	674.13%
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,000	13,282,890	0	13,280,890	664144.50%
	2. 預金利子	64,000,000	38,495,178	0	△ 25,504,822	60.15%
	3. 雑入	1,000	379,688,464	80,140	379,687,464	37968846.40%
歳入合計		624,346,802,000	571,117,647,879	80,140	△ 53,229,154,121	91.47%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	執行率
1. 保険給付費		610,507,643,000	542,373,373,081	68,134,269,919	88.84%
	1. 保険給付費	610,507,643,000	542,373,373,081	68,134,269,919	88.84%
2. 県財政安定化基金拠出金		500,209,000	472,507,000	27,702,000	94.46%
	1. 県財政安定化基金拠出金	500,209,000	472,507,000	27,702,000	94.46%
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		183,896,000	72,570,488	111,325,512	39.46%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	183,896,000	72,570,488	111,325,512	39.46%
4. 保健事業費		991,551,000	697,291,485	294,259,515	70.32%
	1. 健康保持増進事業費	991,551,000	697,291,485	294,259,515	70.32%
5. 基金積立金		6,985,324,000	6,976,957,291	8,366,709	99.88%
	1. 基金積立金	6,985,324,000	6,976,957,291	8,366,709	99.88%
6. 公債費		64,000,000	0	64,000,000	0.00%
	1. 利子	64,000,000	0	64,000,000	0.00%
7. 諸支出金		5,114,179,000	5,035,259,618	78,919,382	98.46%
	1. 償還金及び還付加算金	5,114,179,000	5,035,259,618	78,919,382	98.46%
歳出合計		624,346,802,000	555,627,958,963	68,718,843,037	88.99%

歳入歳出差引残額 15,489,688,916 円

6 概況

6-1 被保険者

6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、21年3月末が710,920人、22年3月末現在では、746,227人となり、1年間で35,307人、5.0%増加している。

被保険者全体の746,227人のうち、75歳以上は、735,538人であり、全体の98.6%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、10,689人であり、全体の1.4%となっている。

6-1-2 障害認定者数

制度施行直前の20年3月末時点で老人保健法に基づき障害認定を受けていた者は、22,365人であり、この障害認定は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされることとなった。

ただし、障害認定は、将来に向かって撤回することができるため、制度施行前後に障害認定の撤回を選択した被保険者もあり、21年3月末の障害認定者数は、12,575人、22年3月末は、10,689人となった。

6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、22年3月末現在、もっとも多いところは横浜市の306,633人、川崎市の96,514人の順であり、少ないところは清川村の322人、中井町の982人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の15.9%、山北町の15.2%の順であり、低いところは厚木市の6.4%、海老名市の6.5%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市（306,633人）	1. 清川村（322人）
2. 川崎市（96,514人）	2. 中井町（982人）
3. 相模原市（49,614人）	3. 開成町（1,291人）

※全市町村の状況については57ページ参照

表 2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町（15.9％）	1. 厚木市（6.4％）
2. 山北町（15.2％）	2. 海老名市（6.5％）
3. 湯河原町（14.1％）	3. 綾瀬市（6.6％）

※全市町村の状況については 58 ページ参照

6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の 21 年度の伸び率は 5.0％である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は開成町の 8.9％、綾瀬市の 8.2％、の順であり、低い市町村は山北町の 1.4％、中井町の 1.9％の順である。

表 3：伸び率の高い市町村、低い市町村

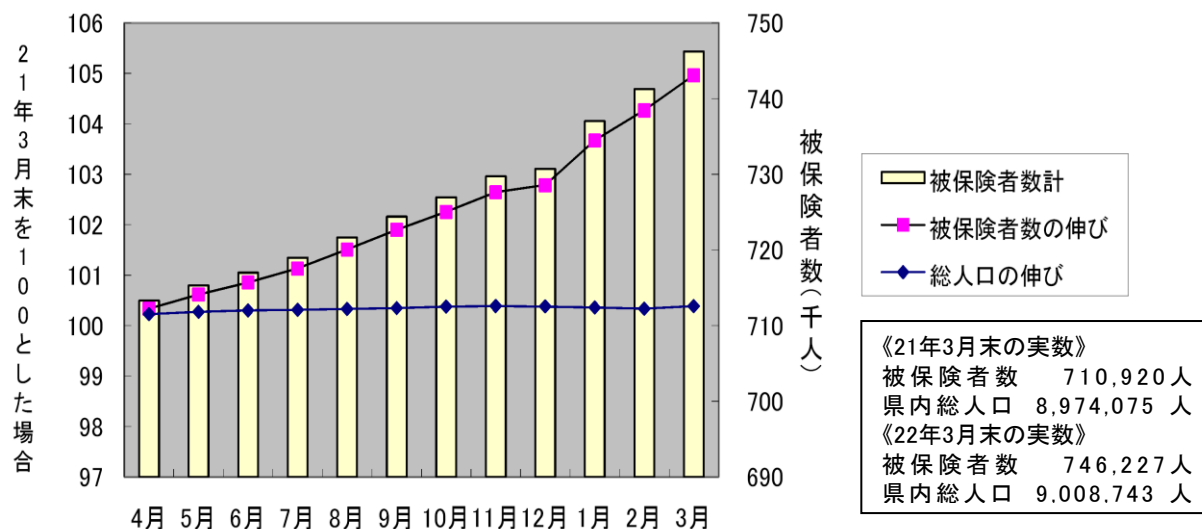
伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 開成町（8.9％）	1. 山北町（1.4％）
2. 綾瀬市（8.2％）	2. 中井町（1.9％）
3. 座間市（7.4％）	3. 箱根町（1.9％）

※全市町村の状況については 61 ページ参照

6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が 21 年 3 月末から 22 年 3 月末までの間に、34,688 人（0.39％）増加したのに対し、被保険者数は 35,307 人（4.97％）増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は 21 年 3 月末では 7.92％、22 年 3 月末は 8.28％に増加している。

（図）総人口と被保険者数の推移



6-2 保険料

6-2-1 賦課状況

平成20年度及び平成21年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が39,860円（年額）、所得割率が7.45%であり、平成21年度特別対策後の神奈川県の一人当たり平均額は85,890円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が41,500円（年額）、所得割率が7.65%、一人当たり平均額は約62,000円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第30位、所得割率が第26位となり、一人当たり平均額は第1位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成21年度の賦課総額については797億9,727万4,357円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は109億8,566万3,162円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に 応じた 軽減	所得割額軽減	5割軽減	573,963,614円
	均等割額軽減	9割軽減	5,461,637,130円
		8.5割軽減	2,337,195,572円
		5割軽減	203,106,630円
		2割軽減	315,149,104円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2,094,611,112円

6-2-2 収納状況

平成21年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率
63,627,875,025円	62,968,344,557円	98.96%

※ 保険料率算定時における平成21年度の予定収納率（98.77%）

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率
760,336,405円	266,778,508円	35.08%

※ 全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

平成 21 年度の減免状況については、申請件数 85 件のうち、減免決定は 72 件、減免額は約 291 万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
85	54	3	15	13	2,905,600円

6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成 21 年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	35,930,675,525 円
	収納額	35,930,675,525 円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	27,697,199,500 円
	収納額	27,037,669,032 円
	収納率	97.61%
全 体	調定額	63,627,875,025 円
	収納額	62,968,344,557 円
	収納率	98.96%

6-2-4 口座振替の割合

平成 21 年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	208,747 人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者数(B)	112,697 人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	42,518 人
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) (B/A)×100	53.99 %
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) ((B-C)/A)×100	33.62 %

※対象者数等は、平成22年3月期徴収分における全市町村の合計数値

6-3 保険給付

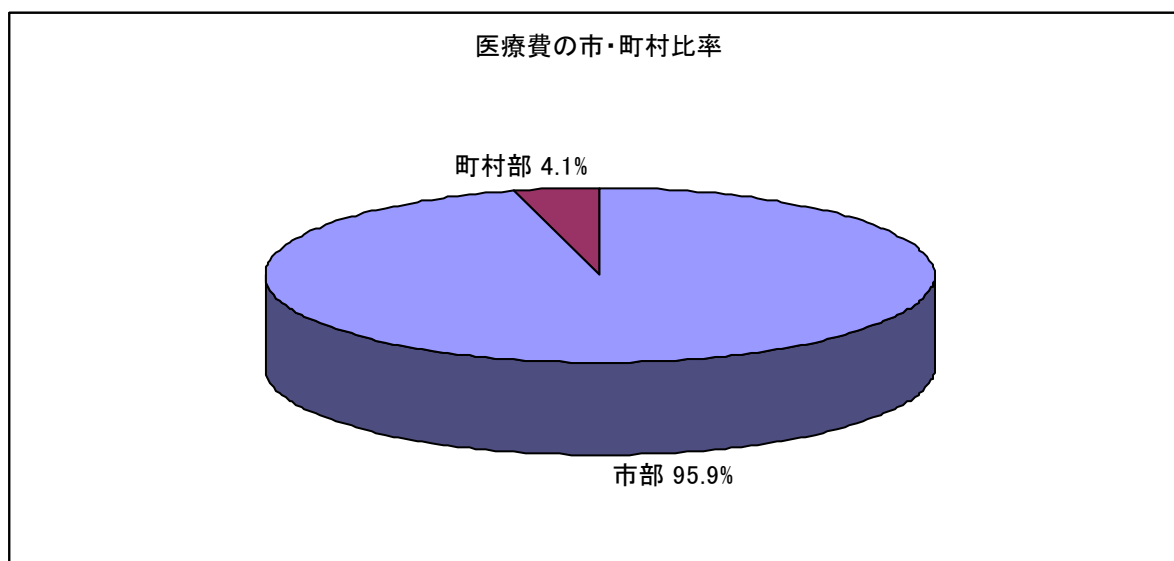
6-3-1 医療費の状況（現物給付＋現金給付）

平成21年度の医療費については、3月診療(4月審査)～2月診療(3月審査)分の、12ヶ月間となる。従って、被保険者数と給付費の関係をみる場合は、12ヶ月ベースで算出となる（昨年は制度施行当初の為、11ヶ月ベース）。

県全体は、医療費5,942億8,944万9,594円、1人あたり医療費820,909円（※）である。内訳は、市部については、医療費5,696億7,901万9,283円(全体の95.9%)、1人あたり医療費822,385円、町村部については、医療費246億1,043万311円(全体の4.1%)、1人あたり医療費788,164円である。

※現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は、806,084円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	594,289,449,594 円	820,909 円
市部 計	569,679,019,283 円	822,385 円
町村部 計	24,610,430,311 円	788,164 円



医療費が多い市町村・少ない市町村

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、開成町である。

医療費の多い市町村		医療費の少ない市町村	
1.横浜市	(247,595,510,739 円)	1.清川村	(282,131,640 円)
2.川崎市	(82,081,943,053 円)	2.中井町	(679,515,906 円)
3.相模原市	(38,784,136,268 円)	3.開成町	(927,542,045 円)

1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは清川村、次いで川崎市、湯河原町である。もっとも少ないところは大井町、次いで綾瀬市、中井町である。

1人あたり医療費が多い市町村	1人あたり医療費が少ない市町村
1.清川村 (895,656 円)	1.大井町 (697,416 円)
2.川崎市 (875,335 円)	2.綾瀬市 (702,678 円)
3.湯河原町 (848,165 円)	3.中井町 (703,432 円)

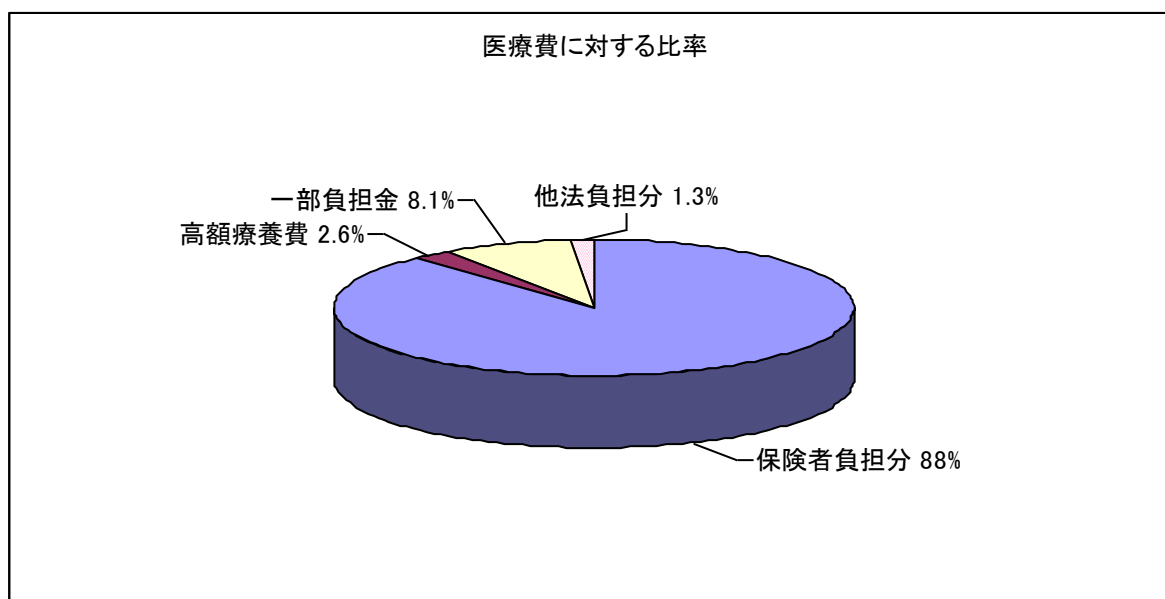
医療費の内訳

医療費を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分である。

各内訳の金額は保険者負担分 5,228 億 5,384 万 5,242 円、高額療養費 154 億 2,353 万 1,106 円、一部負担金 484 億 2,228 万 8,225 円、他法負担分 75 億 8,978 万 5021 円になる。

広域連合の保険者負担分は 88%、高額療養費は 2.6%を占め、医療費の 90.6%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
522,853,845,242 円	15,423,531,106 円	48,422,288,225 円	7,589,785,021 円

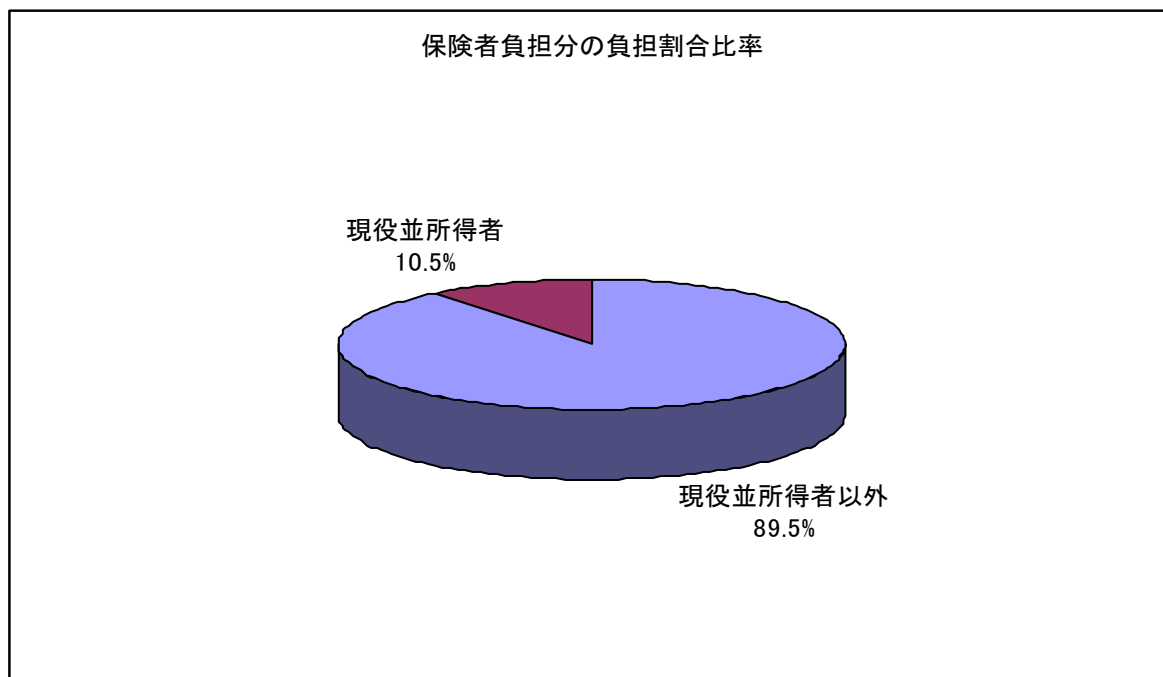


保険者負担分の負担割合別内訳

保険者負担分 5,382 億 7,737 万 6,348 円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、567 億 4,882 万 4,921 円（全体の 10.5%）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、4,815 億 2,855 万 1,427 円（全体の 89.5%）である。

保険者負担分(※)	現役並み所得者	現役並み所得者以外
538,277,376,348 円	56,748,824,921 円	481,528,551,427 円

※高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。



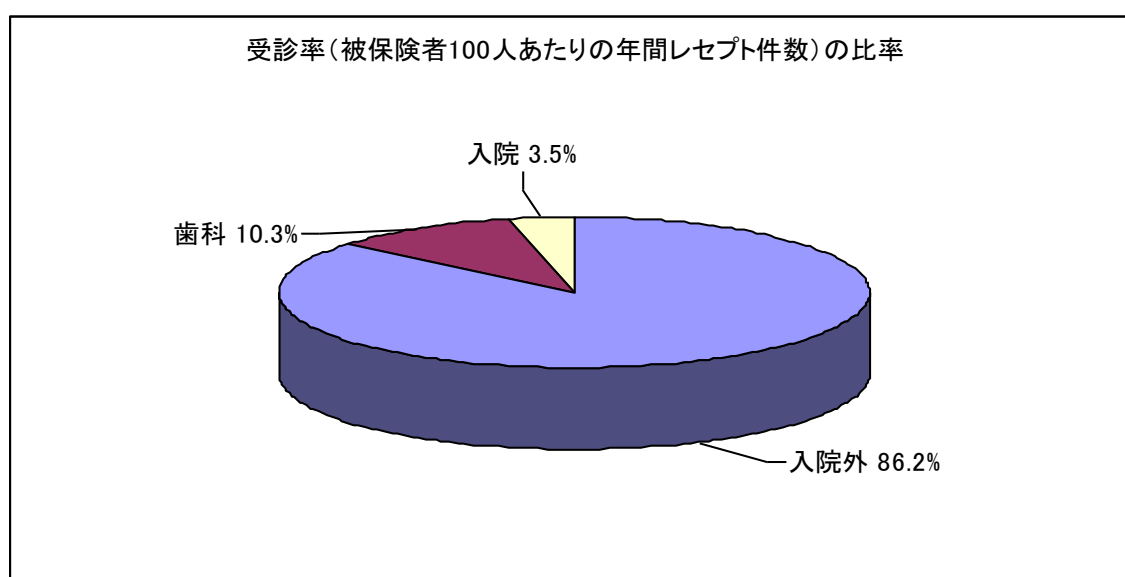
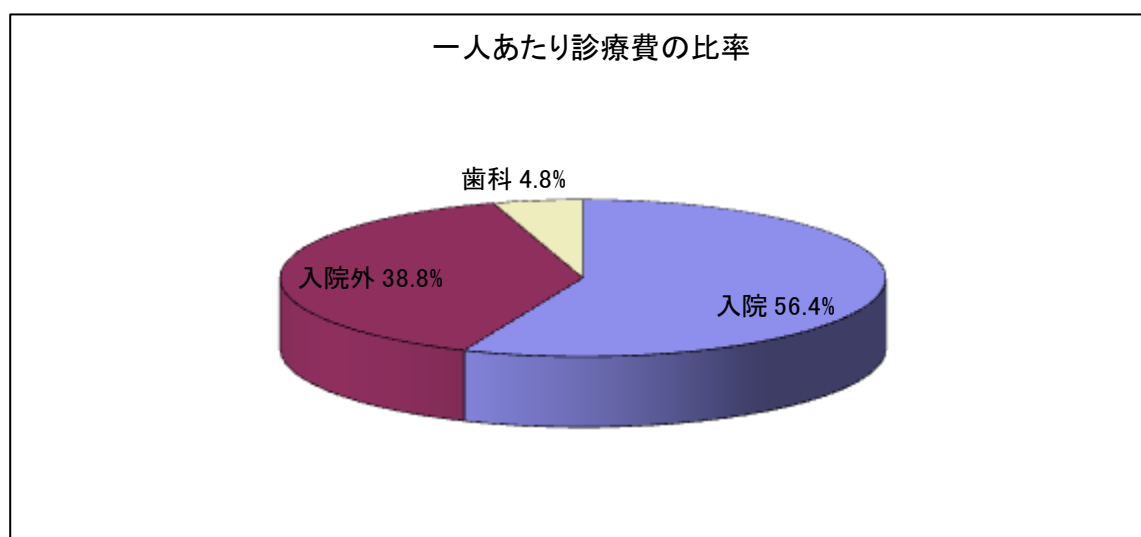
6-3-2 現物給付

一人あたり診療費の状況

1人あたりの年計の医療費のうち、「入院」・「入院外」・「歯科」別の状況については、次のとおりとなる。

年計	1人あたり診療費	受診率(※)	1件あたり日数	1日あたり診療費
合計	642,785 円	1,999.33	2.55 日	12,630 円
入院	362,457 円	69.95	17.04 日	30,400 円
入院外	249,676 円	1,724.13	1.99 日	7,268 円
歯科	30,652 円	205.25	2.25 日	6,636 円

※被保険者 100 人あたりの年間レセプト件数。



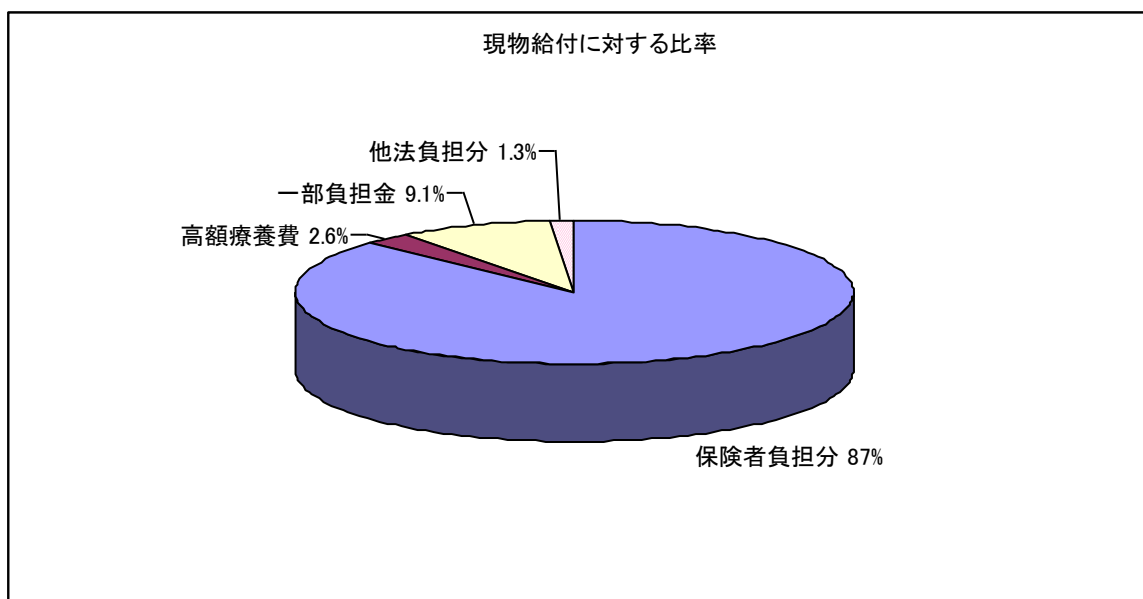
現物給付（療養の給付費）の内訳

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分がある。

各内訳の金額は保険者負担分 5,075 億 675 万 4,698 円、高額療養費 154 億 2,323 万 9,358 円、一部負担金 531 億 4,919 万 8,496 円、他法負担分 74 億 7,723 万 2,405 円になる。

広域連合の保険者負担分は 87%、高額療養費は 2.6%を占め、現物給付の 89.6%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
507,506,754,698 円	15,423,239,358 円	53,149,198,496 円	7,477,232,405 円



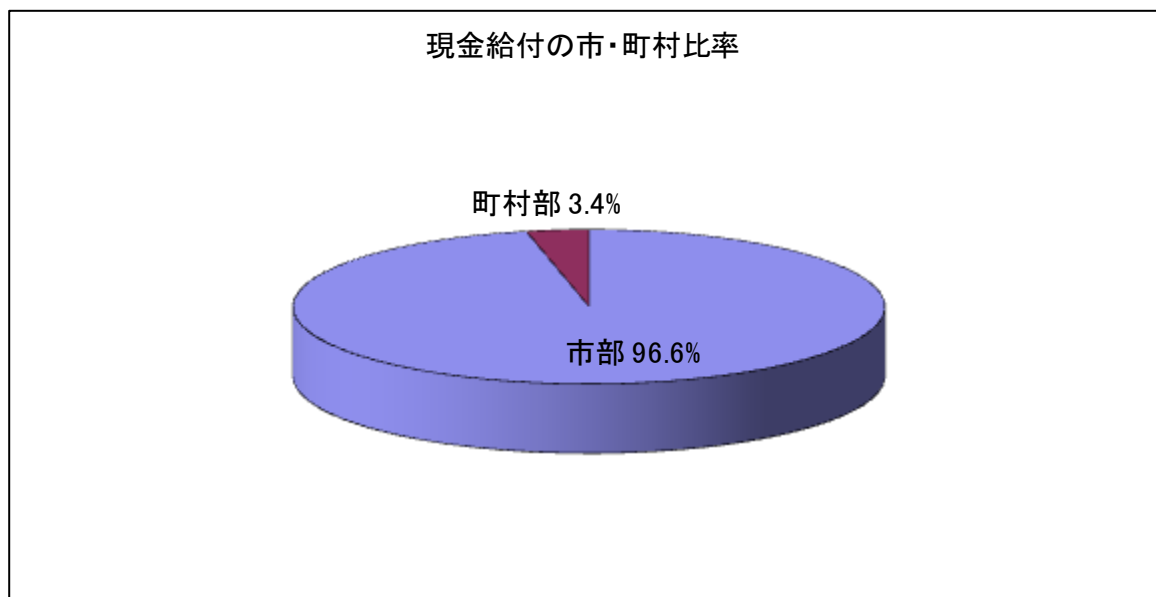
6-3-3 現金給付

現金給付（療養費等）の状況

現金給付については、107 億 3,302 万 4,637 円となる。

内訳は市部については、103 億 6,954 万 6,490 円（全体の 96.6%）、町村部については、3 億 6,347 万 8,147 円（全体の 3.4%）である。

県全体	市部	町村部
10,733,024,637 円	10,369,546,490 円	363,478,147 円



1 人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで平塚市、二宮町である。もっとも少ない市町村は箱根町、次いで山北町、大井町である。

1 人あたり現金給付の多い市町村	1 人あたり現金給付の少ない市町村
1.川崎市 (20,205 円)	1.箱根町 (4,281 円)
2.平塚市 (16,708 円)	2.山北町 (6,389 円)
3.二宮町 (15,721 円)	3.大井町 (7,236 円)

6-4 保健事業

6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

基本的な検査項目

- （1）既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- （2）自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- （3）身長及び体重の検査
- （4）BMIの測定（ $BMI = \text{体重（kg）} \div \text{身長（m）の2乗}$ ）
- （5）血圧の測定
- （6）GOT、GPT及び γ -GTPの検査
- （7）中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- （8）血糖検査
- （9）尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成21年度の受診人数は159,242人となっている。

また、平成21年4月1日現在の被保険者数は、710,920人で、受診率は22.40%となっている。

受診者数の多い市町村は、川崎市28,743人、横浜市27,622人、藤沢市19,552人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市59.74%、綾瀬市54.17%、茅ヶ崎市53.31%の順である。

6-5 医療費適正化

6-5-1 過誤調整

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、資格過誤点検業務、診療報酬明細書内容点検業務をおこなってきた。

平成21年度の過誤調整の傾向

昨年度と同様に被保険者証年次更新以降から過誤件数が増加している。
また、平成22年2月から資格過誤点検を柔整についても実施しているため、件数は増加している。

平成21年度実績

返戻件数	79,404枚	過誤調整額	3,583,376,000円
------	---------	-------	----------------

※ 4月（3月点検）処理-3月（2月点検）処理分で集計

平成21年度再審査実績

申出件数	101,411件	査定件数	41,789件	査定額	1,197,570,454円
------	----------	------	---------	-----	----------------

6-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件などがある。

高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成21年度実績

求償事務処理件数（件）	求償額（円）
2,471	289,313,261

6-5-3 医療費通知

1 趣旨

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として行っている。

2 実施内容

医科、歯科、調剤、訪問看護療養費のレセプトについて、年2回発送した。

1回目 平成21年10月30日（金） （6月・7月診療分）

2回目 平成22年 2月26日（金） （10月・11月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	発送対象者数	発送率
		1 回目		2 回目	
横須賀市	45,409	40,881	90.03%	41,175	90.68%
平塚市	22,215	19,916	89.65%	19,807	89.16%
小田原市	20,138	18,051	89.64%	18,029	89.53%
逗子市	7,817	7,050	90.19%	7,059	90.30%
三浦市	6,265	5,669	90.49%	5,666	90.44%
秦野市	12,908	11,469	88.85%	11,542	89.42%
伊勢原市	7,235	6,501	89.85%		—
南足柄市	4,200	3,708	88.29%	3,762	89.57%
葉山町	3,943	3,505	88.89%	3,513	89.09%
寒川町	3,236	2,901	89.65%	2,935	90.70%
大磯町	3,814	3,412	89.46%	3,436	90.09%
二宮町	3,382	3,008	88.94%	3,088	91.31%
中井町	957	838	87.57%	829	86.62%
大井町	1,359	1,214	89.33%	1,242	91.39%
松田町	1,435	1,266	88.22%	1,259	87.74%
山北町	1,782	1,612	90.46%	1,581	88.72%
開成町	1,207	1,061	87.90%	1,090	90.31%
箱根町	1,668	1,479	88.67%	1,458	87.41%
真鶴町	1,269	1,139	89.76%	1,140	89.83%
湯河原町	3,661	3,240	88.50%	3,280	89.59%
愛川町	2,955	2,612	88.39%	2,638	89.27%
清川村	313	288	92.01%	291	92.97%
	157,168	140,820		134,820	

※ 被保険者数は平成21年6月現在

統計

【このページは空白です】

表7-1-1 被保険者数内訳

	75歳以上	65～74歳で障害認定を受けた者	合 計
横 浜 市	301,236	5,397	306,633
横 浜 市 鶴 見 区	20,758	374	21,132
横 浜 市 神 奈 川 区	19,773	265	20,038
横 浜 市 西 区	8,509	127	8,636
横 浜 市 中 区	12,377	191	12,568
横 浜 市 南 区	19,804	362	20,166
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	19,439	371	19,810
横 浜 市 磯 子 区	16,435	251	16,686
横 浜 市 金 沢 区	19,607	310	19,917
横 浜 市 港 北 区	23,460	370	23,830
横 浜 市 戸 塚 区	21,118	428	21,546
横 浜 市 港 南 区	19,261	339	19,600
横 浜 市 旭 区	24,658	511	25,169
横 浜 市 緑 区	12,710	265	12,975
横 浜 市 瀬 谷 区	11,489	232	11,721
横 浜 市 栄 区	10,961	218	11,179
横 浜 市 泉 区	12,908	330	13,238
横 浜 市 青 葉 区	18,438	261	18,699
横 浜 市 都 筑 区	9,531	192	9,723
川 崎 市	95,706	808	96,514
川 崎 市 川 崎 区	17,708	119	17,827
川 崎 市 幸 区	12,642	126	12,768
川 崎 市 中 原 区	14,484	145	14,629
川 崎 市 高 津 区	12,617	148	12,765
川 崎 市 多 摩 区	13,292	77	13,369
川 崎 市 宮 前 区	12,174	111	12,285
川 崎 市 麻 生 区	12,789	82	12,871
横 須 賀 市	46,261	727	46,988
平 塚 市	22,288	638	22,926
鎌 倉 市	23,025	232	23,257

【平成22年3月】

	75歳以上	65～74歳で障害認定を受けた者	合 計
藤 沢 市	33,860	575	34,435
小 田 原 市	20,461	400	20,861
茅 ヶ 崎 市	20,577	156	20,733
逗 子 市	8,003	25	8,028
相 模 原 市	48,927	687	49,614
三 浦 市	6,363	102	6,465
秦 野 市	13,081	283	13,364
厚 木 市	14,331	79	14,410
大 和 市	15,554	51	15,605
伊 勢 原 市	7,530	20	7,550
海 老 名 市	8,159	78	8,237
座 間 市	8,652	14	8,666
南 足 柄 市	4,359	53	4,412
綾 瀬 市	5,465	17	5,482
葉 山 町	4,032	15	4,047
寒 川 町	3,406	12	3,418
大 磯 町	3,871	49	3,920
二 宮 町	3,497	13	3,510
中 井 町	976	6	982
大 井 町	1,423	5	1,428
松 田 町	1,459	7	1,466
山 北 町	1,775	30	1,805
開 成 町	1,272	19	1,291
箱 根 町	1,651	38	1,689
真 鶴 町	1,259	50	1,309
湯 河 原 町	3,674	96	3,770
愛 川 町	3,085	5	3,090
清 川 村	320	2	322
県 合 計	735,538	10,689	746,227
割 合	98.57%	1.43%	100.00%

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成22年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	15.9%	8,233	1,309
2	山 北 町	15.2%	11,842	1,805
3	湯 河 原 町	14.1%	26,651	3,770
4	逗 子 市	13.6%	58,894	8,028
5	三 浦 市	13.4%	48,415	6,465
6	鎌 倉 市	13.3%	174,256	23,257
7	箱 根 町	12.7%	13,268	1,689
8	松 田 町	12.6%	11,663	1,466
9	葉 山 町	12.5%	32,434	4,047
10	大 磯 町	12.0%	32,776	3,920
11	二 宮 町	11.8%	29,633	3,510
12	横 須 賀 市	11.2%	418,047	46,988
13	小 田 原 市	10.5%	198,429	20,861
14	南 足 柄 市	10.0%	44,172	4,412
15	中 井 町	9.8%	10,013	982
16	清 川 村	9.1%	3,532	322
17	茅 ヶ 崎 市	8.8%	234,412	20,733
18	平 塚 市	8.8%	259,839	22,926
19	藤 沢 市	8.4%	408,161	34,435
20	横 浜 市	8.3%	3,672,985	306,633
21	大 井 町	8.0%	17,834	1,428
22	開 成 町	7.9%	16,323	1,291
23	秦 野 市	7.9%	170,114	13,364
24	伊 勢 原 市	7.5%	100,885	7,550
25	愛 川 町	7.5%	41,462	3,090
26	寒 川 町	7.2%	47,697	3,418
27	相 模 原 市	7.0%	712,604	49,614
28	大 和 市	6.9%	225,875	15,605
29	川 崎 市	6.8%	1,414,150	96,514
30	座 間 市	6.7%	129,005	8,666
31	綾 瀬 市	6.6%	82,767	5,482
32	海 老 名 市	6.5%	127,130	8,237
33	厚 木 市	6.4%	225,242	14,410

表7-1-3 被保険者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横 浜 市	292,801	293,659	294,374	295,225	296,352	297,561	298,549	299,772	300,215	302,936	304,660	306,633
川 崎 市	92,528	92,725	92,950	93,166	93,516	93,796	94,198	94,444	94,544	95,304	95,865	96,514
横 須 賀 市	45,199	45,308	45,409	45,517	45,660	45,816	45,948	46,038	46,109	46,488	46,721	46,988
平 塚 市	22,107	22,164	22,215	22,257	22,314	22,376	22,406	22,471	22,460	22,631	22,784	22,926
鎌 倉 市	22,473	22,505	22,515	22,548	22,597	22,661	22,755	22,857	22,893	23,033	23,133	23,257
藤 沢 市	32,860	32,995	33,056	33,139	33,288	33,381	33,494	33,605	33,689	34,003	34,190	34,435
小 田 原 市	20,083	20,105	20,138	20,173	20,257	20,331	20,417	20,496	20,500	20,650	20,740	20,861
茅 ヶ 崎 市	19,703	19,765	19,804	19,884	19,966	20,065	20,127	20,207	20,238	20,453	20,598	20,733
逗 子 市	7,807	7,805	7,817	7,823	7,850	7,874	7,886	7,905	7,908	7,956	7,989	8,028
相 模 原 市	46,965	47,168	47,349	47,493	47,699	47,895	48,112	48,321	48,439	48,893	49,231	49,614
三 浦 市	6,226	6,247	6,265	6,271	6,287	6,328	6,321	6,362	6,375	6,420	6,421	6,465
秦 野 市	12,863	12,893	12,908	12,932	12,972	13,030	13,092	13,152	13,152	13,222	13,289	13,364
厚 木 市	13,675	13,721	13,750	13,821	13,881	13,943	14,005	14,060	14,092	14,209	14,277	14,410
大 和 市	14,769	14,825	14,882	14,913	14,968	15,025	15,076	15,167	15,195	15,348	15,455	15,605
伊 勢 原 市	7,195	7,227	7,235	7,277	7,292	7,341	7,375	7,414	7,404	7,479	7,519	7,550
海 老 名 市	7,779	7,823	7,845	7,878	7,934	7,958	7,994	8,034	8,046	8,129	8,163	8,237
座 間 市	8,120	8,152	8,178	8,226	8,268	8,333	8,378	8,419	8,420	8,501	8,586	8,666
南 足 柄 市	4,181	4,193	4,200	4,224	4,239	4,252	4,261	4,292	4,300	4,347	4,389	4,412
綾 瀬 市	5,109	5,132	5,142	5,167	5,191	5,217	5,227	5,265	5,295	5,350	5,411	5,482
葉 山 町	3,948	3,943	3,943	3,943	3,958	3,972	3,968	3,983	3,977	3,997	4,027	4,047
寒 川 町	3,206	3,219	3,236	3,252	3,268	3,284	3,299	3,316	3,323	3,355	3,388	3,418
大 磯 町	3,792	3,798	3,814	3,835	3,839	3,852	3,857	3,862	3,863	3,887	3,908	3,920
二 宮 町	3,371	3,372	3,382	3,390	3,400	3,400	3,414	3,438	3,446	3,473	3,486	3,510
中 井 町	962	959	957	957	968	967	973	972	964	970	975	982
大 井 町	1,338	1,344	1,359	1,353	1,359	1,374	1,386	1,398	1,398	1,409	1,423	1,428
松 田 町	1,422	1,426	1,435	1,442	1,442	1,445	1,445	1,442	1,440	1,456	1,447	1,466
山 北 町	1,779	1,780	1,782	1,783	1,788	1,791	1,794	1,794	1,791	1,795	1,804	1,805
開 成 町	1,196	1,205	1,207	1,206	1,211	1,220	1,230	1,243	1,251	1,277	1,285	1,291
箱 根 町	1,671	1,666	1,668	1,663	1,664	1,662	1,654	1,660	1,653	1,665	1,670	1,689
真 鶴 町	1,272	1,268	1,269	1,271	1,270	1,279	1,288	1,285	1,286	1,297	1,298	1,309
湯 河 原 町	3,642	3,643	3,661	3,656	3,665	3,689	3,698	3,720	3,723	3,737	3,753	3,770
愛 川 町	2,949	2,959	2,955	2,966	2,975	2,989	3,007	3,014	3,017	3,042	3,065	3,090
清 川 村	314	313	313	312	312	316	316	314	314	320	322	322
県 合 計	713,305	715,307	717,013	718,963	721,650	724,423	726,950	729,722	730,720	737,032	741,272	746,227
前 月 比		100.28%	100.24%	100.27%	100.37%	100.38%	100.35%	100.38%	100.14%	100.86%	100.58%	100.67%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成21年 4月	464	50	5,651	132	6,297	358	144	3,176	95	3,773
平成21年 5月	455	42	5,160	102	5,759	297	173	3,042	104	3,616
平成21年 6月	364	58	4,601	116	5,139	258	150	2,837	76	3,321
平成21年 7月	345	50	5,162	132	5,689	311	148	3,005	91	3,555
平成21年 8月	365	47	5,847	106	6,365	221	133	3,082	87	3,523
平成21年 9月	371	46	5,908	76	6,401	275	182	2,947	68	3,472
平成21年10月	462	46	5,844	113	6,465	308	198	3,181	99	3,786
平成21年11月	444	46	6,252	126	6,868	297	227	3,290	101	3,915
平成21年12月	356	56	4,871	89	5,372	268	147	3,734	88	4,237
平成22年 1月	322	38	10,677	100	11,137	235	281	3,996	102	4,614
平成22年 2月	359	47	7,878	108	8,392	214	145	3,513	133	4,005
平成22年 3月	481	43	8,734	104	9,362	279	224	3,594	182	4,279

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

		平成21年3月末	平成22年3月末	伸び率
1	開 成 町	1,185	1,291	8.9%
2	綾 瀬 市	5,067	5,482	8.2%
3	座 間 市	8,067	8,666	7.4%
4	大 井 町	1,335	1,428	7.0%
5	寒 川 町	3,203	3,418	6.7%
6	海 老 名 市	7,756	8,237	6.2%
7	相 模 原 市	46,768	49,614	6.1%
8	大 和 市	14,718	15,605	6.0%
9	南 足 柄 市	4,175	4,412	5.7%
10	茅 ヶ 崎 市	19,623	20,733	5.7%
11	厚 木 市	13,645	14,410	5.6%
12	伊 勢 原 市	7,169	7,550	5.3%
13	藤 沢 市	32,731	34,435	5.2%
14	横 浜 市	291,770	306,633	5.1%
15	愛 川 町	2,950	3,090	4.7%
16	川 崎 市	92,233	96,514	4.6%
17	横 須 賀 市	45,061	46,988	4.3%
18	秦 野 市	12,820	13,364	4.2%
19	二 宮 町	3,368	3,510	4.2%
20	小 田 原 市	20,031	20,861	4.1%
21	三 浦 市	6,208	6,465	4.1%
22	平 塚 市	22,055	22,926	3.9%
23	鎌 倉 市	22,411	23,257	3.8%
24	大 磯 町	3,786	3,920	3.5%
25	湯 河 原 町	3,642	3,770	3.5%
26	逗 子 市	7,782	8,028	3.2%
27	松 田 町	1,426	1,466	2.8%
28	真 鶴 町	1,274	1,309	2.7%
29	葉 山 町	3,945	4,047	2.6%
30	清 川 村	315	322	2.2%
31	箱 根 町	1,657	1,689	1.9%
32	中 井 町	964	982	1.9%
33	山 北 町	1,780	1,805	1.4%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成22年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	1,965	3,432	137,305	90,908	46,907	19,471	5,757	888	306,633
川 崎 市	277	531	43,208	28,639	15,313	6,468	1,833	245	96,514
横須賀市	293	434	20,564	13,847	7,582	3,205	945	118	46,988
平 塚 市	258	380	9,770	6,699	3,674	1,621	461	63	22,926
鎌 倉 市	85	147	9,737	7,035	3,835	1,720	613	85	23,257
藤 沢 市	205	370	15,129	10,065	5,418	2,323	807	118	34,435
小田原市	137	263	8,916	6,237	3,371	1,470	407	60	20,861
茅ヶ崎市	56	100	9,303	6,068	3,352	1,393	406	55	20,733
逗 子 市	4	21	3,352	2,519	1,358	562	186	26	8,028
相模原市	181	506	23,051	14,253	7,450	3,166	874	133	49,614
三 浦 市	37	65	2,821	1,885	1,083	440	121	13	6,465
秦 野 市	110	173	5,718	3,943	2,224	898	266	32	13,364
厚 木 市	39	40	6,597	4,212	2,241	947	290	44	14,410
大 和 市	17	34	7,269	4,506	2,389	1,033	308	49	15,605
伊勢原市	5	15	3,286	2,203	1,288	581	153	19	7,550
海老名市	21	57	3,890	2,396	1,202	489	157	25	8,237
座 間 市	2	12	4,243	2,423	1,262	529	175	20	8,666
南足柄市	7	46	2,015	1,267	655	330	82	10	4,412
綾 瀬 市	6	11	2,695	1,528	783	365	81	13	5,482
葉 山 町	4	11	1,632	1,229	699	334	117	21	4,047
寒 川 町	6	6	1,607	971	525	222	70	11	3,418
大 磯 町	12	37	1,618	1,154	676	305	101	17	3,920
二 宮 町	2	11	1,549	1,083	551	225	82	7	3,510
中 井 町	0	6	396	286	174	89	25	6	982
大 井 町	1	4	630	416	232	110	31	4	1,428
松 田 町	3	4	629	466	234	91	33	6	1,466
山 北 町	6	24	731	544	317	139	40	4	1,805
開 成 町	0	19	594	348	218	77	31	4	1,291
箱 根 町	11	27	699	514	271	120	40	7	1,689
真 鶴 町	14	36	562	376	217	76	26	2	1,309
湯河原町	25	71	1,572	1,102	622	278	86	14	3,770
愛 川 町	1	4	1,409	909	492	214	47	14	3,090
清 川 村	0	2	137	101	56	19	7	0	322
県 合 計	3,790	6,899	332,634	220,132	116,671	49,310	14,658	2,133	746,227
割 合	0.51%	0.92%	44.58%	29.50%	15.63%	6.61%	1.96%	0.29%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成22年3月】

	現役並み所得	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	41,516	164,902	40,222	59,993	306,633
川 崎 市	14,164	51,433	14,442	16,475	96,514
横 須 賀 市	3,644	28,505	6,101	8,738	46,988
平 塚 市	2,291	13,619	3,228	3,788	22,926
鎌 倉 市	4,498	11,494	2,717	4,548	23,257
藤 沢 市	5,117	18,616	4,329	6,373	34,435
小 田 原 市	2,175	12,510	3,004	3,172	20,861
茅 ヶ 崎 市	2,525	12,064	2,339	3,805	20,733
逗 子 市	1,255	4,314	920	1,539	8,028
相 模 原 市	5,011	29,689	6,683	8,231	49,614
三 浦 市	445	3,849	932	1,239	6,465
秦 野 市	1,300	8,029	1,799	2,236	13,364
厚 木 市	1,847	8,290	2,116	2,157	14,410
大 和 市	1,847	8,834	2,109	2,815	15,605
伊 勢 原 市	880	4,546	903	1,221	7,550
海 老 名 市	949	5,114	844	1,330	8,237
座 間 市	880	4,978	1,278	1,530	8,666
南 足 柄 市	418	2,984	498	512	4,412
綾 瀬 市	545	3,380	642	915	5,482
葉 山 町	594	2,189	449	815	4,047
寒 川 町	372	2,035	459	552	3,418
大 磯 町	441	2,344	424	711	3,920
二 宮 町	358	2,149	481	522	3,510
中 井 町	78	685	99	120	982
大 井 町	173	980	147	128	1,428
松 田 町	119	986	183	178	1,466
山 北 町	143	1,305	168	189	1,805
開 成 町	115	917	113	146	1,291
箱 根 町	198	859	341	291	1,689
真 鶴 町	82	817	189	221	1,309
湯 河 原 町	284	1,978	802	706	3,770
愛 川 町	281	1,989	373	447	3,090
清 川 村	33	228	35	26	322
市 計	91,307	397,150	95,106	130,617	714,180
町 村 計	3,271	19,461	4,263	5,052	32,047
県 合 計	94,578	416,611	99,369	135,669	746,227
全体に対する割合	12.67%	55.83%	13.32%	18.18%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成21年8月】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	長期入院(再掲)	合 計
横 浜 市	4,578	2,459	319	7,037
川 崎 市	1,079	1,028	126	2,107
横 須 賀 市	570	325	38	895
平 塚 市	441	280	28	721
鎌 倉 市	232	104	24	336
藤 沢 市	694	425	30	1,119
小 田 原 市	245	190	39	435
茅 ヶ 崎 市	171	97	10	268
逗 子 市	77	29	5	106
相 模 原 市	723	450	78	1,173
三 浦 市	408	224	12	632
秦 野 市	141	98	26	239
厚 木 市	378	314	30	692
大 和 市	1,645	1,047	14	2,692
伊 勢 原 市	150	98	18	248
海 老 名 市	77	37	5	114
座 間 市	100	68	12	168
南 足 柄 市	22	9	1	31
綾 瀬 市	46	22	2	68
葉 山 町	46	14	4	60
寒 川 町	92	45	6	137
大 磯 町	42	14	0	56
二 宮 町	26	15	4	41
中 井 町	8	3	0	11
大 井 町	7	7	1	14
松 田 町	10	0	0	10
山 北 町	19	12	5	31
開 成 町	7	5	2	12
箱 根 町	55	57	1	112
真 鶴 町	109	99	3	208
湯 河 原 町	28	39	15	67
愛 川 町	223	169	7	392
清 川 村	1	0	0	1
合 計	12,450	7,783	865	20,233

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-2-2 保険料に係る減免状況

	申請件数	決定 (件数)			却下 (件数)	減免額 (円)
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
横 浜 市	31	22	1	3	5	1,143,620
川 崎 市	16	8	0	3	5	401,280
横 須 賀 市	0	0	0	0	0	0
平 塚 市	6	6	0	0	0	55,180
鎌 倉 市	1	1	0	0	0	80,840
藤 沢 市	1	0	1	0	0	4,560
小 田 原 市	3	1	0	0	2	43,620
茅 ヶ 崎 市	2	2	0	0	0	94,180
逗 子 市	0	0	0	0	0	0
相 模 原 市	8	2	0	6	0	489,910
三 浦 市	3	3	0	0	0	193,630
秦 野 市	1	1	0	0	0	16,200
厚 木 市	3	0	0	2	1	132,870
大 和 市	3	2	1	0	0	10,930
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0
座 間 市	1	0	0	1	0	96,160
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0
綾 瀬 市	0	0	0	0	0	0
葉 山 町	4	4	0	0	0	114,560
寒 川 町	2	2	0	0	0	28,060
大 磯 町	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	0
清 川 村	0	0	0	0	0	0
合 計	85	54	3	15	13	2,905,600

※平成22年7月、平成21年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表7－2－3 所得階層別被保険者状況

	被保険者数(人)	割 合(%)
所得なし	398,356	56.03%
1 ～ 50万円未満	42,072	5.92%
50 ～ 100万円未満	44,069	6.20%
100 ～ 150万円未満	63,502	8.93%
150 ～ 200万円未満	71,310	10.03%
200 ～ 300万円未満	45,106	6.34%
300 ～ 400万円未満	15,506	2.18%
400 ～ 500万円未満	7,687	1.08%
500 ～ 600万円未満	4,582	0.64%
600 ～ 700万円未満	3,118	0.44%
700 ～ 800万円未満	2,368	0.33%
800 ～ 900万円未満	1,734	0.24%
900 ～1,000万円未満	1,460	0.21%
1,000万円超	10,133	1.43%
合 計	711,003	100.00%

※「平成21年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成21年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成22年7月】

	現年度分							滞納繰越分		
	特別徴収		普通徴収		全 体		収納率	全 体		収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額		調定額	収納額	
横 浜 市	15,861,588,500	15,861,588,500	11,210,306,190	10,945,797,130	27,071,894,690	26,807,385,630	99.02%	357,149,360	130,715,570	36.60%
川 崎 市	4,409,413,860	4,409,413,860	4,306,693,080	4,204,250,535	8,716,106,940	8,613,664,395	98.82%	117,170,160	42,389,508	36.18%
横 須 賀 市	2,312,455,600	2,312,455,600	1,216,886,040	1,179,947,804	3,529,341,640	3,492,403,404	98.95%	35,216,860	9,727,550	27.62%
平 塚 市	1,050,018,530	1,050,018,530	702,145,200	684,866,720	1,752,163,730	1,734,885,250	99.01%	13,763,630	4,967,680	36.09%
鎌 倉 市	1,307,377,105	1,307,377,105	1,069,382,440	1,049,643,855	2,376,759,545	2,357,020,960	99.17%	19,580,800	6,692,340	34.18%
藤 沢 市	1,567,776,090	1,567,776,090	1,596,092,800	1,556,752,552	3,163,868,890	3,124,528,642	98.76%	46,172,350	23,498,200	50.89%
小 田 原 市	904,075,270	904,075,270	678,614,590	664,351,060	1,582,689,860	1,568,426,330	99.10%	17,595,280	4,136,430	23.51%
茅 ヱ 崎 市	1,001,475,830	1,001,475,830	751,139,230	733,580,910	1,752,615,060	1,735,056,740	99.00%	16,156,500	4,691,180	29.04%
逗 子 市	459,792,070	459,792,070	305,721,370	297,086,810	765,513,440	756,878,880	98.87%	6,311,585	1,249,590	19.80%
相 模 原 市	2,201,701,500	2,201,701,500	1,667,470,670	1,618,227,330	3,869,172,170	3,819,928,830	98.73%	44,815,330	4,302,070	9.60%
三 浦 市	228,992,790	228,992,790	177,609,520	168,995,660	406,602,310	397,988,450	97.88%	7,717,510	2,515,400	32.59%
秦 野 市	462,952,790	462,952,790	539,127,050	530,296,230	1,002,079,840	993,249,020	99.12%	9,013,760	3,789,640	42.04%
厚 木 市	640,688,990	640,688,990	583,011,990	570,841,730	1,223,700,980	1,211,530,720	99.01%	11,111,820	6,015,740	54.14%
大 和 市	740,196,840	740,196,840	564,857,620	549,417,910	1,305,054,460	1,289,614,750	98.82%	11,385,380	4,735,190	41.59%
伊 勢 原 市	333,990,850	333,990,850	275,751,930	271,127,300	609,742,780	605,118,150	99.24%	4,763,060	1,955,000	41.05%
海 老 名 市	371,677,380	371,677,380	323,301,240	317,377,270	694,978,620	689,054,650	99.15%	4,836,160	2,045,420	42.29%
座 間 市	392,322,660	392,322,660	273,644,270	264,922,990	665,966,930	657,245,650	98.69%	8,968,750	3,138,275	34.99%
南 足 柄 市	172,936,740	172,936,740	158,135,580	156,684,590	331,072,320	329,621,330	99.56%	3,777,310	251,350	6.65%
綾 瀬 市	215,018,070	215,018,070	216,120,530	214,348,540	431,138,600	429,366,610	99.59%	2,370,150	1,300,410	54.87%
葉 山 町	165,151,470	165,151,470	212,416,850	209,671,560	377,568,320	374,823,030	99.27%	4,420,740	1,897,180	42.92%
寒 川 町	131,757,300	131,757,300	133,441,250	132,226,350	265,198,550	263,983,650	99.54%	2,523,170	1,422,830	56.39%
大 磯 町	176,224,410	176,224,410	132,588,410	128,176,030	308,812,820	304,400,440	98.57%	2,902,780	803,350	27.68%
二 宮 町	175,717,690	175,717,690	105,787,790	104,134,500	281,505,480	279,852,190	99.41%	2,012,360	841,280	41.81%
中 井 町	33,747,870	33,747,870	27,091,970	27,067,370	60,839,840	60,815,240	99.96%	8,800	8,800	100.00%
大 井 町	58,786,770	58,786,770	50,793,770	50,118,220	109,580,540	108,904,990	99.38%	512,410	253,390	49.45%
松 田 町	65,332,000	65,332,000	41,001,380	40,617,560	106,333,380	105,949,560	99.64%	189,220	94,710	50.05%
山 北 町	77,951,240	77,951,240	45,122,850	44,235,450	123,074,090	122,186,690	99.28%	670,620	185,340	27.64%
開 成 町	63,368,250	63,368,250	35,443,720	35,165,440	98,811,970	98,533,690	99.72%	41,370	41,370	100.00%
箱 根 町	55,152,320	55,152,320	65,882,330	62,734,600	121,034,650	117,886,920	97.40%	2,748,830	824,575	30.00%
真 鶴 町	47,204,570	47,204,570	28,749,160	27,414,620	75,953,730	74,619,190	98.24%	827,700	145,350	17.56%
湯 河 原 町	124,895,780	124,895,780	98,986,930	95,144,186	223,882,710	220,039,966	98.28%	3,390,500	1,248,360	36.82%
愛 川 町	111,687,570	111,687,570	92,620,980	91,385,920	204,308,550	203,073,490	99.40%	1,908,420	591,700	31.00%
清 川 村	9,246,820	9,246,820	11,260,770	11,060,300	20,507,590	20,307,120	99.02%	303,730	303,730	100.00%
政 令 市	20,271,002,360	20,271,002,360	15,516,999,270	15,150,047,665	35,788,001,630	35,421,050,025	98.97%	474,319,520	173,105,078	36.50%
市 部	14,363,449,105	14,363,449,105	11,099,012,070	10,828,469,261	25,462,461,175	25,191,918,366	98.94%	263,556,235	85,011,465	32.26%
町 村 部	1,296,224,060	1,296,224,060	1,081,188,160	1,059,152,106	2,377,412,220	2,355,376,166	99.07%	22,460,650	8,661,965	38.57%
全 体	35,930,675,525	35,930,675,525	27,697,199,500	27,037,669,032	63,627,875,025	62,968,344,557	98.96%	760,336,405	266,778,508	35.08%

※ 集計条 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計

普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計

調査時点で把握できる収納額の締めは全市町村で統一されていないこと

一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり

全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付＋現金給付)

【平成21年度】

	【平成21年度】				対前年度比			費用額の内訳				費用額に対する比率				【前年度】		
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	1人あたり 医療費	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者 負担分	高額 療養費	一部 負担金	他法 負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)
横 浜 市	297,323	247,595,510,739	832,749	111.7%	104.6%	116.8%	111.7%	217,630,585,575	6,533,069,666	20,327,613,394	3,104,242,104	87.9%	2.6%	8.2%	1.3%	284,338	211,937,484,243	745,372
川 崎 市	93,772	82,081,943,053	875,335	111.7%	104.4%	116.6%	111.7%	71,883,311,437	2,269,001,776	7,029,796,422	899,833,418	87.6%	2.8%	8.6%	1.1%	89,851	70,426,122,923	783,810
横 須 賀 市	45,773	36,277,492,148	792,552	112.4%	103.9%	116.7%	112.4%	32,294,618,059	802,539,333	2,723,895,260	456,439,496	89.0%	2.2%	7.5%	1.3%	44,076	31,088,741,761	705,344
平 塚 市	22,353	18,187,503,611	813,649	112.6%	103.8%	116.8%	112.6%	16,101,932,945	489,501,159	1,270,666,611	325,402,896	88.5%	2.7%	7.0%	1.8%	21,542	15,569,347,796	722,744
鎌 倉 市	22,698	18,626,979,250	820,644	113.1%	103.3%	116.8%	113.1%	16,236,845,537	507,651,209	1,607,451,899	275,030,605	87.2%	2.7%	8.6%	1.5%	21,964	15,942,029,240	725,825
藤 沢 市	33,369	27,295,103,448	817,977	113.6%	104.5%	118.7%	113.6%	23,948,891,752	698,655,512	2,110,690,814	536,865,370	87.7%	2.6%	7.7%	2.0%	31,935	23,004,249,602	720,346
小田原市	20,327	16,523,732,131	812,895	113.1%	103.6%	117.2%	113.1%	14,584,938,022	420,564,468	1,308,638,174	209,591,467	88.3%	2.5%	7.9%	1.3%	19,617	14,103,551,091	718,945
茅ヶ崎市	20,036	15,092,458,652	753,267	111.7%	105.0%	117.3%	111.7%	13,290,795,989	383,885,908	1,237,753,179	180,023,576	88.1%	2.5%	8.2%	1.2%	19,084	12,869,277,378	674,349
逗 子 市	7,867	6,216,399,859	790,186	110.0%	103.3%	113.7%	110.0%	5,434,321,947	159,203,982	555,064,248	67,809,682	87.4%	2.6%	8.9%	1.1%	7,613	5,469,587,826	718,454
相模原市	47,861	38,784,136,268	810,349	111.0%	105.6%	117.2%	111.0%	34,218,075,397	934,878,818	3,170,241,457	460,940,596	88.2%	2.4%	8.2%	1.2%	45,342	33,091,064,839	729,810
三 浦 市	6,311	5,018,868,281	795,257	112.1%	103.6%	116.1%	112.1%	4,470,655,382	117,676,775	375,096,609	55,439,515	89.1%	2.3%	7.5%	1.1%	6,093	4,321,549,182	709,265
秦 野 市	13,027	10,023,402,433	769,432	110.3%	104.3%	115.0%	110.3%	8,863,889,047	238,167,004	784,751,056	136,595,326	88.4%	2.4%	7.8%	1.4%	12,490	8,714,041,927	697,681
厚 木 市	13,923	11,032,842,490	792,418	114.8%	105.2%	120.8%	114.8%	9,678,068,444	290,673,281	913,140,189	150,960,576	87.7%	2.6%	8.3%	1.4%	13,231	9,135,168,642	690,437
大 和 市	15,028	11,926,416,984	793,613	112.4%	105.6%	118.7%	112.4%	10,479,899,385	336,999,905	996,276,507	113,241,187	87.9%	2.8%	8.4%	0.9%	14,232	10,047,349,232	705,969
伊勢原市	7,327	5,861,105,627	799,932	114.1%	104.8%	119.6%	114.1%	5,164,023,381	164,284,800	463,792,317	69,005,129	88.1%	2.8%	7.9%	1.2%	6,992	4,899,888,589	700,785
海老名市	7,945	5,759,374,896	724,905	112.4%	106.0%	119.1%	112.4%	5,060,691,280	134,733,787	481,642,174	82,307,655	87.9%	2.3%	8.4%	1.4%	7,498	4,835,117,538	644,854
座 間 市	8,304	6,520,570,924	785,232	110.4%	107.0%	118.1%	110.4%	5,745,684,218	166,786,907	536,362,918	71,736,881	88.1%	2.6%	8.2%	1.1%	7,760	5,520,281,308	711,376
南足柄市	4,254	3,191,414,237	750,214	113.3%	104.7%	118.6%	113.3%	2,825,228,243	66,901,950	264,083,414	35,200,630	88.5%	2.1%	8.3%	1.1%	4,062	2,690,463,240	662,349
綾 瀬 市	5,214	3,663,764,252	702,678	109.1%	107.1%	116.8%	109.1%	3,223,122,568	86,217,133	317,294,987	37,129,564	88.0%	2.4%	8.7%	1.0%	4,869	3,135,998,789	644,075
葉 山 町	3,967	2,939,773,832	741,057	106.5%	102.1%	108.7%	106.5%	2,563,745,830	85,362,773	252,829,403	37,835,826	87.2%	2.9%	8.6%	1.3%	3,887	2,703,872,332	695,619
寒 川 町	3,279	2,588,022,855	789,271	110.0%	105.7%	116.3%	110.0%	2,286,529,102	59,729,830	202,164,862	39,599,061	88.4%	2.3%	7.8%	1.5%	3,101	2,224,769,757	717,436
大 磯 町	3,841	3,079,274,109	801,685	112.5%	103.0%	115.8%	112.5%	2,723,821,638	84,612,662	212,920,756	57,919,053	88.5%	2.7%	6.9%	1.9%	3,729	2,658,161,024	712,835
二 宮 町	3,412	2,883,797,256	845,192	119.6%	104.0%	124.4%	119.6%	2,549,620,697	81,108,848	221,842,139	31,225,572	88.4%	2.8%	7.7%	1.1%	3,281	2,318,979,615	706,790
中 井 町	966	679,515,906	703,432	112.0%	102.0%	114.3%	112.0%	605,238,550	13,861,324	51,935,189	8,480,843	89.1%	2.0%	7.6%	1.2%	947	594,706,332	627,990
大 井 町	1,373	957,552,541	697,416	113.0%	106.7%	120.6%	113.0%	838,868,751	18,088,907	89,745,244	10,849,639	87.6%	1.9%	9.4%	1.1%	1,287	794,294,193	617,167
松 田 町	1,439	1,136,703,261	789,925	111.0%	103.4%	114.8%	111.0%	1,005,131,413	26,699,367	89,552,200	15,320,281	88.4%	2.3%	7.9%	1.3%	1,392	990,324,046	711,440
山 北 町	1,788	1,426,269,722	797,690	110.9%	101.3%	112.3%	110.9%	1,266,405,557	25,693,726	120,600,672	13,569,767	88.8%	1.8%	8.5%	1.0%	1,765	1,269,847,833	719,461
開 成 町	1,226	927,542,045	756,559	115.6%	105.8%	122.3%	115.6%	815,646,562	23,826,027	76,816,781	11,252,675	87.9%	2.6%	8.3%	1.2%	1,159	758,218,774	654,201
箱 根 町	1,663	1,371,881,828	824,943	105.7%	101.2%	107.0%	105.7%	1,206,467,610	37,749,367	113,595,811	14,069,040	87.9%	2.8%	8.3%	1.0%	1,643	1,281,704,475	780,100
真 鶴 町	1,280	1,050,778,096	820,920	109.9%	103.1%	113.4%	109.9%	929,704,894	28,798,914	81,724,480	10,549,808	88.5%	2.7%	7.8%	1.0%	1,241	926,836,291	746,846
湯河原町	3,686	3,126,336,377	848,165	112.8%	102.8%	116.0%	112.8%	2,768,029,711	76,566,901	245,227,018	36,512,747	88.5%	2.4%	7.8%	1.2%	3,584	2,694,826,785	751,905
愛 川 町	2,991	2,160,850,843	722,450	110.3%	104.0%	114.7%	110.3%	1,908,905,052	52,676,567	170,711,506	28,557,718	88.3%	2.4%	7.9%	1.3%	2,876	1,884,293,285	655,178
清 川 村	315	282,131,640	895,656	127.8%	101.6%	129.8%	127.8%	250,151,267	7,362,520	18,370,535	6,247,318	88.7%	2.6%	6.5%	2.2%	310	217,336,305	701,085
県 合 計	723,940	594,289,449,594	820,909	111.9%	104.5%	117.0%	111.9%	522,853,845,242	15,423,531,106	48,422,288,225	7,589,785,021	88.0%	2.6%	8.1%	1.3%	692,792	508,119,486,193	733,437
市 計	692,715	569,679,019,283	822,385	111.9%	104.5%	117.0%	111.9%	501,135,578,608	14,801,393,373	46,474,251,629	7,267,795,673	88.0%	2.6%	8.2%	1.3%	662,590	486,801,315,146	734,695
町 村 計	31,225	24,610,430,311	788,164	111.7%	103.4%	115.4%	111.7%	21,718,266,634	622,137,733	1,948,036,596	321,989,348	88.2%	2.5%	7.9%	1.3%	30,202	21,318,171,047	705,853

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の各月末の被保険者数の和で除いたもので、除いたもの。

※【前年度】の項目については、制度開始初年度のため11カ月分の数値。

表7-3-2 医療費総合計(現物給付+現金給付)

【平成21年度】

	合 計					
	件数	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	10,144,988	217,630,585,575	6,533,069,666	20,327,613,394	3,104,242,104	247,595,510,739
川 崎 市	3,210,785	71,883,311,437	2,269,001,776	7,029,796,422	899,833,418	82,081,943,053
横 須 賀 市	1,561,400	32,294,618,059	802,539,333	2,723,895,260	456,439,496	36,277,492,148
平 塚 市	674,331	16,101,932,945	489,501,159	1,270,666,611	325,402,896	18,187,503,611
鎌 倉 市	713,419	16,236,845,537	507,651,209	1,607,451,899	275,030,605	18,626,979,250
藤 沢 市	1,141,549	23,948,891,752	698,655,512	2,110,690,814	536,865,370	27,295,103,448
小 田 原 市	612,971	14,584,938,022	420,564,468	1,308,638,174	209,591,467	16,523,732,131
茅ヶ崎市	647,444	13,290,795,989	383,885,908	1,237,753,179	180,023,576	15,092,458,652
逗 子 市	266,965	5,434,321,947	159,203,982	555,064,248	67,809,682	6,216,399,859
相 模 原 市	1,453,418	34,218,075,397	934,878,818	3,170,241,457	460,940,596	38,784,136,268
三 浦 市	193,489	4,470,655,382	117,676,775	375,096,609	55,439,515	5,018,868,281
秦 野 市	386,792	8,863,889,047	238,167,004	784,751,056	136,595,326	10,023,402,433
厚 木 市	402,938	9,678,068,444	290,673,281	913,140,189	150,960,576	11,032,842,490
大 和 市	466,476	10,479,899,385	336,999,905	996,276,507	113,241,187	11,926,416,984
伊 勢 原 市	214,850	5,164,023,381	164,284,800	463,792,317	69,005,129	5,861,105,627
海 老 名 市	198,454	5,060,691,280	134,733,787	481,642,174	82,307,655	5,759,374,896
座 間 市	248,102	5,745,684,218	166,786,907	536,362,918	71,736,881	6,520,570,924
南 足 柄 市	125,190	2,825,228,243	66,901,950	264,083,414	35,200,630	3,191,414,237
綾 瀬 市	136,497	3,223,122,568	86,217,133	317,294,987	37,129,564	3,663,764,252
葉 山 町	121,441	2,563,745,830	85,362,773	252,829,403	37,835,826	2,939,773,832
寒 川 町	90,140	2,286,529,102	59,729,830	202,164,862	39,599,061	2,588,022,855
大 磯 町	116,165	2,723,821,638	84,612,662	212,920,756	57,919,053	3,079,274,109
二 宮 町	110,018	2,549,620,697	81,108,848	221,842,139	31,225,572	2,883,797,256
中 井 町	26,673	605,238,550	13,861,324	51,935,189	8,480,843	679,515,906
大 井 町	38,087	838,868,751	18,088,907	89,745,244	10,849,639	957,552,541
松 田 町	38,971	1,005,131,413	26,699,367	89,552,200	15,320,281	1,136,703,261
山 北 町	50,136	1,266,405,557	25,693,726	120,600,672	13,569,767	1,426,269,722
開 成 町	34,771	815,646,562	23,826,027	76,816,781	11,252,675	927,542,045
箱 根 町	45,427	1,206,467,610	37,749,367	113,595,811	14,069,040	1,371,881,828
真 鶴 町	32,245	929,704,894	28,798,914	81,724,480	10,549,808	1,050,778,096
湯 河 原 町	107,057	2,768,029,711	76,566,901	245,227,018	36,512,747	3,126,336,377
愛 川 町	84,887	1,908,905,052	52,676,567	170,711,506	28,557,718	2,160,850,843
清 川 村	7,445	250,151,267	7,362,520	18,370,535	6,247,318	282,131,640
県 合 計	23,703,521	522,853,845,242	15,423,531,106	48,422,288,225	7,589,785,021	594,289,449,594
市 計	22,800,058	501,135,578,608	14,801,393,373	46,474,251,629	7,267,795,673	569,679,019,283
町 村 計	903,463	21,718,266,634	622,137,733	1,948,036,596	321,989,348	24,610,430,311

表7-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成21年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並所得者		現役並所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,354,858	25,061,550,232	8,790,130	199,102,105,009	10,144,988	224,163,655,241
川崎市	472,486	9,287,215,368	2,738,299	64,865,097,845	3,210,785	74,152,313,213
横須賀市	123,246	2,112,748,882	1,438,154	30,984,408,510	1,561,400	33,097,157,392
平塚市	71,228	1,427,765,486	603,103	15,163,668,618	674,331	16,591,434,104
鎌倉市	138,966	2,535,930,833	574,453	14,208,565,913	713,419	16,744,496,746
藤沢市	172,041	2,995,534,129	969,508	21,652,013,135	1,141,549	24,647,547,264
小田原市	65,529	1,370,072,114	547,442	13,635,430,376	612,971	15,005,502,490
茅ヶ崎市	78,949	1,413,368,350	568,495	12,261,313,547	647,444	13,674,681,897
逗子市	40,759	718,411,123	226,206	4,875,114,806	266,965	5,593,525,929
相模原市	150,029	2,842,540,732	1,303,389	32,310,413,483	1,453,418	35,152,954,215
三浦市	13,492	230,266,078	179,997	4,358,066,079	193,489	4,588,332,157
秦野市	37,893	671,061,396	348,899	8,430,994,655	386,792	9,102,056,051
厚木市	53,243	1,107,512,268	349,695	8,861,229,457	402,938	9,968,741,725
大和市	57,758	1,089,373,902	408,718	9,727,525,388	466,476	10,816,899,290
伊勢原市	25,465	518,244,366	189,385	4,810,063,815	214,850	5,328,308,181
海老名市	22,444	490,993,303	176,010	4,704,431,764	198,454	5,195,425,067
座間市	26,147	544,509,093	221,955	5,367,962,032	248,102	5,912,471,125
南足柄市	11,590	198,042,263	113,600	2,694,087,930	125,190	2,892,130,193
綾瀬市	14,050	323,583,018	122,447	2,985,756,683	136,497	3,309,339,701
葉山町	18,469	376,873,629	102,972	2,272,234,974	121,441	2,649,108,603
寒川町	9,255	177,739,282	80,885	2,168,519,650	90,140	2,346,258,932
大磯町	13,091	241,866,556	103,074	2,566,567,744	116,165	2,808,434,300
二宮町	11,302	192,778,224	98,716	2,437,951,321	110,018	2,630,729,545
中井町	1,783	27,110,877	24,890	591,988,997	26,673	619,099,874
大井町	4,479	76,906,228	33,608	780,051,430	38,087	856,957,658
松田町	3,685	71,933,399	35,286	959,897,381	38,971	1,031,830,780
山北町	3,753	60,022,568	46,383	1,232,076,715	50,136	1,292,099,283
開成町	3,726	78,764,471	31,045	760,708,118	34,771	839,472,589
箱根町	5,147	120,757,530	40,280	1,123,459,447	45,427	1,244,216,977
真鶴町	1,999	55,814,186	30,246	902,689,622	32,245	958,503,808
湯河原町	8,292	183,508,533	98,765	2,661,088,079	107,057	2,844,596,612
愛川町	8,124	132,258,464	76,763	1,829,323,155	84,887	1,961,581,619
清川村	661	13,768,038	6,784	243,745,749	7,445	257,513,787
県合計	3,023,939	56,748,824,921	20,679,582	481,528,551,427	23,703,521	538,277,376,348
市計	2,930,173	54,938,722,936	19,869,885	460,998,249,045	22,800,058	515,936,971,981
町村計	93,766	1,810,101,985	809,697	20,530,302,382	903,463	22,340,404,367

現役並所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並所得区分の被保険者

現役並所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表7-3-4 負担割合別統計(割合)(現物給付+現金給付)

【平成21年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並所得者		現役並所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横 浜 市	13.35	11.18	86.65	88.82	100.00	100.00
川 崎 市	14.72	12.52	85.28	87.48	100.00	100.00
横 須 賀 市	7.89	6.38	92.11	93.62	100.00	100.00
平 塚 市	10.56	8.61	89.44	91.39	100.00	100.00
鎌 倉 市	19.48	15.14	80.52	84.86	100.00	100.00
藤 沢 市	15.07	12.15	84.93	87.85	100.00	100.00
小 田 原 市	10.69	9.13	89.31	90.87	100.00	100.00
茅ヶ崎市	12.19	10.34	87.81	89.66	100.00	100.00
逗 子 市	15.27	12.84	84.73	87.16	100.00	100.00
相 模 原 市	10.32	8.09	89.68	91.91	100.00	100.00
三 浦 市	6.97	5.02	93.03	94.98	100.00	100.00
秦 野 市	9.80	7.37	90.20	92.63	100.00	100.00
厚 木 市	13.21	11.11	86.79	88.89	100.00	100.00
大 和 市	12.38	10.07	87.62	89.93	100.00	100.00
伊 勢 原 市	11.85	9.73	88.15	90.27	100.00	100.00
海 老 名 市	11.31	9.45	88.69	90.55	100.00	100.00
座 間 市	10.54	9.21	89.46	90.79	100.00	100.00
南 足 柄 市	9.26	6.85	90.74	93.15	100.00	100.00
綾 瀬 市	10.29	9.78	89.71	90.22	100.00	100.00
葉 山 町	15.21	14.23	84.79	85.77	100.00	100.00
寒 川 町	10.27	7.58	89.73	92.42	100.00	100.00
大 磯 町	11.27	8.61	88.73	91.39	100.00	100.00
二 宮 町	10.27	7.33	89.73	92.67	100.00	100.00
中 井 町	6.68	4.38	93.32	95.62	100.00	100.00
大 井 町	11.76	8.97	88.24	91.03	100.00	100.00
松 田 町	9.46	6.97	90.54	93.03	100.00	100.00
山 北 町	7.49	4.65	92.51	95.35	100.00	100.00
開 成 町	10.72	9.38	89.28	90.62	100.00	100.00
箱 根 町	11.33	9.71	88.67	90.29	100.00	100.00
真 鶴 町	6.20	5.82	93.80	94.18	100.00	100.00
湯 河 原 町	7.75	6.45	92.25	93.55	100.00	100.00
愛 川 町	9.57	6.74	90.43	93.26	100.00	100.00
清 川 村	8.88	5.35	91.12	94.65	100.00	100.00
県 合 計	12.76	10.54	87.24	89.46	100.00	100.00
市 計	12.85	10.65	87.15	89.35	100.00	100.00
町 村 計	10.38	8.10	89.62	91.90	100.00	100.00

現役並所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並所得区分の被保険者

現役並所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表7-3-6 現物給付費の状況(月平均)

【平成21年度】

	入 院			入 院 外			産 科			合 計		
	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)
横 浜 市	32,502	6.18	16.57	31,725	23,826	163.42	7,163	2,968	19.89	59,296	189.50	2.53
川 崎 市	35,756	6.69	17.31	30,861	22,500	159.84	6,688	2,876	19.19	61,132	185.73	2.67
横 須 賀	28,985	5.53	16.54	31,694	22,038	160.18	6,780	2,581	17.76	53,603	183.47	2.48
平 塚 市	34,755	6.57	17.95	29,467	21,244	147.46	7,551	2,511	16.34	58,511	170.36	2.55
鎌 倉 市	34,296	6.99	17.23	28,490	24,000	156.54	8,621	2,822	19.68	61,118	183.21	2.41
藤 沢 市	32,678	6.49	17.58	28,660	22,730	160.47	7,414	2,916	20.01	58,324	186.97	2.48
小 田 原	34,258	6.78	17.81	28,377	22,165	147.32	7,667	2,293	14.94	58,715	169.04	2.63
茅 ヶ 崎 市	29,700	5.88	16.38	30,807	20,759	153.41	7,254	2,713	18.68	53,172	177.97	2.38
逗 子 市	30,235	6.06	16.44	30,347	22,436	158.38	7,656	2,942	20.69	55,613	185.13	2.37
相 模 原	34,027	6.76	18.25	27,571	21,739	146.71	7,575	2,817	17.56	58,582	171.03	2.64
三 浦 市	30,754	6.26	15.26	32,185	21,332	150.26	6,997	2,368	16.46	54,454	172.98	2.51
秦 野 市	32,676	6.47	17.94	28,139	19,700	145.24	7,633	2,239	15.27	54,615	166.98	2.45
厚 木 市	33,530	6.67	17.09	29,415	21,465	141.57	7,566	2,377	16.00	57,373	164.24	2.64
大 和 市	33,402	6.62	16.96	29,744	21,187	144.59	7,259	2,761	17.59	57,350	168.79	2.64
伊 勢 原	34,847	6.14	17.97	31,562	21,635	145.99	8,533	2,431	15.76	58,913	167.89	2.37
海 老 名	30,387	6.31	17.08	28,209	24,333	138.57	9,813	2,443	17.04	57,162	161.91	2.43
座 間 市	32,609	6.45	17.70	28,540	21,432	142.49	7,101	2,785	18.77	56,827	167.72	2.73
南 足 柄	31,229	6.45	17.94	26,993	19,598	138.19	7,918	2,482	16.56	53,309	161.20	2.50
綾 瀬 市	28,877	6.22	16.17	28,720	19,307	127.48	8,107	2,467	16.56	50,651	150.26	2.50
葉 山 町	29,207	5.89	16.01	30,975	21,862	151.27	8,538	2,637	18.39	53,706	175.55	2.22
寒 川 町	33,913	7.01	17.38	27,823	20,761	133.85	7,228	2,437	18.08	57,111	158.94	2.80
大 磯 町	35,050	6.35	17.35	31,817	19,946	150.01	8,071	2,366	15.62	57,363	171.98	2.28
二 宮 町	36,962	6.32	17.80	32,862	20,103	151.54	7,304	2,322	15.85	59,388	173.71	2.44
中 井 町	31,747	6.31	17.61	28,583	16,427	135.67	6,999	1,640	12.25	49,813	154.23	2.43
大 井 町	27,282	5.71	18.39	25,988	19,350	133.54	8,099	2,140	12.12	48,771	151.37	2.49
松 田 町	34,543	7.26	17.05	27,904	21,088	133.93	8,985	2,189	16.50	57,820	157.68	2.50
山 北 町	35,173	7.56	18.93	24,586	18,952	127.73	8,026	1,997	12.94	56,122	148.23	2.77
開 成 町	30,013	6.23	17.31	27,832	21,590	135.93	8,343	2,252	14.64	53,855	156.80	2.55
箱 根 町	38,093	7.60	17.61	28,443	20,727	137.95	7,574	2,043	14.16	60,863	159.71	2.75
真 鶴 町	38,676	7.81	17.75	27,919	24,103	140.24	10,761	1,593	11.63	64,371	159.68	2.42
湯 河 原	38,003	7.62	17.46	28,578	22,660	143.44	8,517	2,040	13.45	62,703	164.51	2.60
愛 川 町	31,581	6.41	18.08	27,250	18,716	138.42	7,644	1,772	11.84	52,068	156.67	2.47
清 川 村	47,997	8.63	18.67	29,794	23,318	138.50	10,256	1,669	11.92	72,984	159.05	2.62
県 合 計	32,951	6.36	17.04	30,400	22,698	156.74	7,268	2,787	18.66	58,435	181.76	2.55
市 計	32,894	6.34	17.02	30,471	22,789	157.41	7,239	2,814	18.83	58,497	182.58	2.55
町 村 計	34,198	6.74	17.52	28,972	20,667	141.86	8,062	2,186	14.95	57,050	163.55	2.49

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を11で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものの。

※受診率は、当該年度の診療件数を当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除して100倍したものの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数で除したものの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

表7-3-7 現物給付費(総合計)

【平成21年度】

	合 計					
	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	9,892,520	211,286,342,498	6,532,801,514	22,343,308,250	3,023,220,089	243,185,672,351
川 崎 市	3,110,341	69,392,822,465	2,268,978,870	7,652,209,619	873,288,682	80,187,299,636
横 須 賀 市	1,530,953	31,434,950,897	802,539,333	3,047,065,639	455,837,481	35,740,393,350
平 塚 市	653,731	15,574,454,604	489,501,159	1,424,954,713	325,123,854	17,814,034,330
鎌 倉 市	695,272	15,727,895,803	507,651,209	1,811,701,493	274,693,389	18,321,941,894
藤 沢 市	1,112,232	23,191,347,308	698,655,512	2,370,780,888	536,305,138	26,797,088,846
小 田 原 市	600,931	14,249,699,988	420,564,468	1,457,534,738	209,436,658	16,337,235,852
茅 ヶ 崎 市	628,776	12,876,013,533	383,885,908	1,351,519,489	179,604,726	14,791,023,656
逗 子 市	259,792	5,269,781,132	159,203,982	601,682,395	67,749,853	6,098,417,362
相 模 原 市	1,407,945	33,214,958,831	934,878,818	3,423,380,638	460,184,081	38,033,402,368
三 浦 市	188,103	4,358,773,394	117,676,775	406,089,798	55,353,511	4,937,893,478
秦 野 市	376,677	8,616,993,045	238,167,004	848,010,025	136,352,854	9,839,522,928
厚 木 市	393,668	9,444,726,358	290,673,281	989,371,426	150,711,639	10,875,482,704
大 和 市	453,708	10,205,196,821	336,999,905	1,061,071,590	113,028,716	11,716,297,032
伊 勢 原 市	209,371	5,025,907,157	164,284,110	509,062,146	68,486,187	5,767,739,600
海 老 名 市	192,930	4,935,818,164	134,733,787	519,781,270	82,140,697	5,672,473,918
座 間 市	242,122	5,611,185,933	166,786,907	583,775,478	71,726,740	6,433,475,058
南 足 柄 市	122,630	2,758,323,360	66,901,950	289,185,635	35,098,523	3,149,509,468
綾 瀬 市	133,261	3,143,318,172	86,217,133	343,948,473	37,085,184	3,610,568,962
葉 山 町	117,954	2,480,381,689	85,362,773	275,432,614	37,800,654	2,878,977,730
寒 川 町	88,099	2,225,247,994	59,729,830	217,639,176	39,597,048	2,542,214,048
大 磯 町	113,777	2,645,398,649	84,612,662	240,264,243	57,903,896	3,028,179,450
二 宮 町	107,290	2,482,039,442	81,108,848	235,800,130	31,207,134	2,830,155,554
中 井 町	26,060	588,261,394	13,861,324	56,412,245	8,480,843	667,015,806
大 井 町	37,615	823,326,372	18,088,907	95,353,026	10,849,639	947,617,944
松 田 町	38,344	981,853,535	26,699,367	97,054,081	15,320,281	1,120,927,264
山 北 町	49,481	1,244,763,716	25,693,726	130,819,945	13,569,145	1,414,846,532
開 成 町	34,234	800,545,819	23,826,027	83,015,354	11,226,418	918,613,618
箱 根 町	44,920	1,187,157,206	37,749,367	125,792,292	14,063,219	1,364,762,084
真 鶴 町	31,694	913,052,728	28,798,914	86,964,126	10,549,808	1,039,365,576
湯 河 原 町	104,492	2,702,881,696	76,566,901	266,815,794	36,457,377	3,082,721,768
愛 川 町	83,244	1,868,312,806	52,676,567	182,874,474	28,547,727	2,132,411,574
清 川 村	7,316	245,022,189	7,362,520	20,527,293	6,231,214	279,143,216
県 合 計	23,089,483	507,506,754,698	15,423,239,358	53,149,198,496	7,477,232,405	583,556,424,957
市 計	22,204,963	486,318,509,463	14,801,101,625	51,034,433,703	7,155,428,002	559,309,472,793
町 村 計	884,520	21,188,245,235	622,137,733	2,114,764,793	321,804,403	24,246,952,164

表7-3-8 現物給付費(入院／医科)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	201,769	3,346,011	88,112,894,026	5,586,854,558	5,742,274,682	1,198,069,714	100,640,092,980
川 崎 市	68,946	1,193,899	30,436,496,360	1,994,663,222	2,090,128,365	368,519,193	34,889,807,140
横 須 賀 市	27,777	459,836	12,262,781,736	664,094,685	740,691,513	172,985,576	13,840,553,510
平 塚 市	16,093	289,732	7,113,748,225	411,582,121	395,454,690	142,248,144	8,063,033,180
鎌 倉 市	17,411	300,297	7,003,132,439	436,235,014	484,998,470	123,851,277	8,048,217,200
藤 沢 市	23,748	417,740	9,837,540,586	599,492,596	561,634,133	253,361,315	11,252,028,630
小 田 原 市	15,126	269,719	6,335,808,978	363,510,667	399,656,857	95,228,428	7,194,204,930
茅ヶ崎市	12,954	212,357	5,441,598,070	324,813,927	358,077,062	79,010,221	6,203,499,280
逗 子 市	5,218	85,948	2,138,701,041	138,249,373	153,857,798	26,839,638	2,457,647,850
相 模 原 市	35,556	649,510	14,829,795,756	791,047,899	950,257,197	222,060,988	16,793,161,840
三 浦 市	4,337	66,222	1,806,572,399	94,090,416	108,436,915	19,429,190	2,028,528,920
秦 野 市	9,268	166,313	3,883,799,877	205,878,751	236,491,122	61,063,600	4,387,233,350
厚 木 市	10,190	174,490	4,241,262,887	260,347,156	279,988,317	61,378,300	4,842,976,660
大 和 市	10,927	185,429	4,574,433,373	295,236,739	292,990,152	48,258,256	5,210,918,520
伊 勢 原 市	4,950	88,973	2,334,901,424	147,666,830	141,054,582	33,734,594	2,657,357,430
海 老 名 市	5,503	94,005	2,187,846,919	117,053,302	147,322,475	40,182,014	2,492,404,710
座 間 市	5,888	104,327	2,459,121,939	144,015,133	163,903,039	29,941,089	2,796,981,200
南 足 柄 市	3,015	54,073	1,207,489,935	58,953,217	81,608,982	15,010,436	1,363,062,570
綾 瀬 市	3,554	57,540	1,370,256,234	71,224,015	99,770,375	16,346,126	1,557,596,750
葉 山 町	2,561	41,070	1,044,826,759	70,922,760	75,065,050	14,481,481	1,205,296,050
寒 川 町	2,516	43,719	1,015,727,961	51,319,029	59,858,095	21,372,065	1,148,277,150
大 磯 町	2,679	46,538	1,240,612,607	73,154,641	67,915,811	24,833,231	1,406,516,290
二 宮 町	2,366	42,205	1,165,949,269	72,408,157	66,349,566	13,774,478	1,318,481,470
中 井 町	670	11,802	284,419,828	13,354,732	14,609,068	5,596,962	317,980,590
大 井 町	862	15,855	337,813,141	15,261,969	26,337,233	3,508,067	382,920,410
松 田 町	1,149	19,595	453,577,152	22,104,448	30,420,595	6,421,485	512,523,680
山 北 町	1,486	28,137	572,120,483	23,255,923	40,167,997	6,238,647	641,783,050
開 成 町	840	14,543	333,089,586	17,888,997	23,626,957	4,809,320	379,414,860
箱 根 町	1,391	24,499	574,521,695	34,190,920	39,825,089	6,544,506	655,082,210
真 鶴 町	1,097	19,495	451,480,985	25,454,682	27,319,733	5,134,980	509,390,380
湯 河 原 町	3,087	53,907	1,281,926,328	65,751,533	80,624,170	17,856,669	1,446,158,700
愛 川 町	2,107	38,126	863,340,228	45,826,637	53,627,881	11,604,094	974,398,840
清 川 村	299	5,582	138,919,638	6,991,794	6,437,500	3,745,618	156,094,550
県 合 計	505,340	8,621,494	217,336,507,864	13,242,895,843	14,040,781,471	3,153,439,702	247,773,624,880
市 計	482,230	8,216,421	207,578,182,204	12,705,009,621	13,428,596,726	3,007,518,099	236,719,306,650
町 村 計	23,110	405,073	9,758,325,660	537,886,222	612,184,745	145,921,603	11,054,318,230

表7-3-9 現物給付費(入院／歯科)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	499	4,672	133,618,499	7,550,957	12,653,374	984,900	154,807,730
川 崎 市	101	1,201	27,625,356	1,074,088	3,137,848	84,798	31,922,090
横 須 賀 市	57	623	15,276,909	548,383	1,048,411	213,877	17,087,580
平 塚 市	66	277	6,954,738	33,536	610,666	204,230	7,803,170
鎌 倉 市	31	262	7,058,300	186,660	763,835	31,435	8,040,230
藤 沢 市	58	780	23,513,535	1,056,390	1,684,370	183,275	26,437,570
小 田 原 市	29	215	8,348,162	317,224	566,084	92,780	9,324,250
茅ヶ崎市	16	115	2,491,584	110,238	380,128	67,410	3,049,360
逗 子 市	27	270	7,083,262	244,534	669,984	93,750	8,091,530
相 模 原 市	39	237	7,403,558	236,472	651,520	72,800	8,364,350
三 浦 市	9	112	2,461,173	137,224	278,543	0	2,876,940
秦 野 市	8	90	5,114,603	362,305	299,472	0	5,776,380
厚 木 市	23	91	2,621,467	33,131	317,662	19,110	2,991,370
大 和 市	18	209	5,414,615	343,761	384,984	24,600	6,167,960
伊勢原市	2	13	655,049	97,054	109,437	0	861,540
海老名市	10	137	4,363,417	151,826	260,150	86,147	4,861,540
座 間 市	7	43	1,131,366	5,624	144,810	0	1,281,800
南足柄市	3	64	1,999,973	126,137	96,080	0	2,222,190
綾 瀬 市	12	129	3,405,891	282,583	354,821	112,945	4,156,240
葉 山 町	9	76	1,978,534	29,756	190,090	0	2,198,380
寒 川 町	14	245	5,555,764	323,368	210,758	188,730	6,278,620
大 磯 町	3	7	210,660	0	11,490	11,920	234,070
二 宮 町	5	10	220,470	0	35,940	0	256,410
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	2	10	225,810	0	40,730	0	266,540
湯河原町	1	11	259,960	0	28,890	0	288,850
愛 川 町	2	4	91,070	0	10,120	0	101,190
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0
県 合 計	1,051	9,903	275,083,725	13,251,251	24,940,197	2,472,707	315,747,880
市 計	1,015	9,540	266,541,457	12,898,127	24,412,179	2,272,057	306,123,820
町 村 計	36	363	8,542,268	353,124	528,018	200,650	9,624,060

表7-3-10 現物給付費(入院／食事・生活療養費(医科・歯科))

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分		一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	184,531	8,049,201	3,469,316,246		1,970,889,300	65,562,620	5,505,768,166
川 崎 市	63,094	2,849,244	1,221,083,216		716,327,510	22,921,320	1,960,332,046
横 須 賀 市	25,151	1,080,741	450,812,190		276,686,730	8,790,260	736,289,180
平 塚 市	14,873	689,159	308,893,060		159,301,280	6,620,840	474,815,180
鎌 倉 市	16,037	738,585	313,756,004		186,676,140	6,154,620	506,586,764
藤 沢 市	22,141	1,045,275	446,940,476		257,766,960	11,609,010	716,316,446
小 田 原 市	13,981	669,584	286,927,122		164,504,450	4,968,270	456,399,842
茅ヶ崎市	11,748	494,133	208,153,426		126,064,420	4,948,820	339,166,666
逗 子 市	4,886	217,979	91,936,332		57,185,310	1,558,340	150,679,982
相模原市	33,011	1,616,819	679,152,038		418,318,000	15,276,160	1,112,746,198
三 浦 市	3,948	154,549	65,177,288		38,084,330	278,220	103,539,838
秦 野 市	8,616	417,860	186,924,218		99,439,680	3,017,390	289,381,288
厚 木 市	9,377	420,764	185,679,804		101,692,640	1,933,310	289,305,754
大 和 市	9,962	440,793	199,096,382		103,522,960	1,912,960	304,532,302
伊勢原市	4,537	216,976	95,034,240		52,932,300	2,397,500	150,364,040
海老名市	5,096	233,389	93,782,678		62,939,670	1,645,280	158,367,628
座 間 市	5,499	261,749	113,941,178		63,493,410	2,974,660	180,409,248
南足柄市	2,858	140,190	59,874,298		35,587,800	596,540	96,058,638
綾 瀬 市	3,328	137,191	56,574,592		36,783,780	1,115,800	94,474,172
葉 山 町	2,356	97,506	40,015,060		26,374,130	622,320	67,011,510
寒 川 町	2,260	100,171	43,166,558		24,429,120	1,063,400	68,659,078
大 磯 町	2,457	106,955	46,997,420		26,374,660	777,440	74,149,520
二 宮 町	2,169	98,361	43,790,604		24,006,580	737,660	68,534,844
中 井 町	602	27,808	12,158,426		7,203,130	0	19,361,556
大 井 町	818	42,087	15,973,254		12,927,760	214,240	29,115,254
松 田 町	1,083	49,505	20,967,844		12,824,810	461,760	34,254,414
山 北 町	1,395	73,091	31,849,912		17,888,470	261,820	50,000,202
開 成 町	788	37,045	15,801,688		9,533,630	4,680	25,339,998
箱 根 町	1,275	60,765	25,537,684		15,185,480	1,021,440	41,744,604
真 鶴 町	1,039	50,173	22,544,976		12,096,160	255,580	34,896,716
湯河原町	2,887	136,771	57,632,238		35,801,120	986,100	94,419,458
愛 川 町	1,943	94,613	40,341,444		22,987,210	1,221,180	64,549,834
清 川 村	281	14,609	6,383,926		3,167,650	664,400	10,215,976
県 合 計	464,027	20,863,641	8,956,215,822		5,178,996,580	172,573,940	14,307,786,342
市 計	442,674	19,874,181	8,533,054,788		4,928,196,670	164,281,920	13,625,533,378
町 村 計	21,353	989,460	423,161,034		250,799,910	8,292,020	682,252,964

表7-3-11 現物給付費(入院／合計(医科・歯科・食事・生活))

【平成21年度】

	合 計						
	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	202,268	3,350,683	91,715,828,771	5,594,405,515	7,725,817,356	1,264,617,234	106,300,668,876
川 崎 市	69,047	1,195,100	31,685,204,932	1,995,737,310	2,809,593,723	391,525,311	36,882,061,276
横 須 賀 市	27,834	460,459	12,728,870,835	664,643,068	1,018,426,654	181,989,713	14,593,930,270
平 塚 市	16,159	290,009	7,429,596,023	411,615,657	555,366,636	149,073,214	8,545,651,530
鎌 倉 市	17,442	300,559	7,323,946,743	436,421,674	672,438,445	130,037,332	8,562,844,194
藤 沢 市	23,806	418,520	10,307,994,597	600,548,986	821,085,463	265,153,600	11,994,782,646
小 田 原 市	15,155	269,934	6,631,084,262	363,827,891	564,727,391	100,289,478	7,659,929,022
茅ヶ崎市	12,970	212,472	5,652,243,080	324,924,165	484,521,610	84,026,451	6,545,715,306
逗 子 市	5,245	86,218	2,237,720,635	138,493,907	211,713,092	28,491,728	2,616,419,362
相模原市	35,595	649,747	15,516,351,352	791,284,371	1,369,226,717	237,409,948	17,914,272,388
三 浦 市	4,346	66,334	1,874,210,860	94,227,640	146,799,788	19,707,410	2,134,945,698
秦 野 市	9,276	166,403	4,075,838,698	206,241,056	336,230,274	64,080,990	4,682,391,018
厚 木 市	10,213	174,581	4,429,564,158	260,380,287	381,998,619	63,330,720	5,135,273,784
大 和 市	10,945	185,638	4,778,944,370	295,580,500	396,898,096	50,195,816	5,521,618,782
伊勢原市	4,952	88,986	2,430,590,713	147,763,884	194,096,319	36,132,094	2,808,583,010
海老名市	5,513	94,142	2,285,993,014	117,205,128	210,522,295	41,913,441	2,655,633,878
座 間 市	5,895	104,370	2,574,194,483	144,020,757	227,541,259	32,915,749	2,978,672,248
南足柄市	3,018	54,137	1,269,364,206	59,079,354	117,292,862	15,606,976	1,461,343,398
綾 瀬 市	3,566	57,669	1,430,236,717	71,506,598	136,908,976	17,574,871	1,656,227,162
葉 山 町	2,570	41,146	1,086,820,353	70,952,516	101,629,270	15,103,801	1,274,505,940
寒 川 町	2,530	43,964	1,064,450,283	51,642,397	84,497,973	22,624,195	1,223,214,848
大 磯 町	2,682	46,545	1,287,820,687	73,154,641	94,301,961	25,622,591	1,480,899,880
二 宮 町	2,371	42,215	1,209,960,343	72,408,157	90,392,086	14,512,138	1,387,272,724
中 井 町	670	11,802	296,578,254	13,354,732	21,812,198	5,596,962	337,342,146
大 井 町	862	15,855	353,786,395	15,261,969	39,264,993	3,722,307	412,035,664
松 田 町	1,149	19,595	474,544,996	22,104,448	43,245,405	6,883,245	546,778,094
山 北 町	1,486	28,137	603,970,395	23,255,923	58,056,467	6,500,467	691,783,252
開 成 町	840	14,543	348,891,274	17,888,997	33,160,587	4,814,000	404,754,858
箱 根 町	1,391	24,499	600,059,379	34,190,920	55,010,569	7,565,946	696,826,814
真 鶴 町	1,099	19,505	474,251,771	25,454,682	39,456,623	5,390,560	544,553,636
湯河原町	3,088	53,918	1,339,818,526	65,751,533	116,454,180	18,842,769	1,540,867,008
愛 川 町	2,109	38,130	903,772,742	45,826,637	76,625,211	12,825,274	1,039,049,864
清 川 村	299	5,582	145,303,564	6,991,794	9,605,150	4,410,018	166,310,526
県 合 計	506,391	8,631,397	226,567,807,411	13,256,147,094	19,244,718,248	3,328,486,349	262,397,159,102
市 計	483,245	8,225,961	216,377,778,449	12,717,907,748	18,381,205,575	3,174,072,076	250,650,963,848
町 村 計	23,146	405,436	10,190,028,962	538,239,346	863,512,673	154,414,273	11,746,195,254

表7-3-12 現物給付費(入院外)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	5,344,759	10,879,188	68,050,507,784	914,449,347	7,998,900,281	960,779,088	77,924,636,500
川 崎 市	1,648,712	3,470,350	20,192,649,401	262,652,995	2,502,965,917	250,150,767	23,208,419,080
横 須 賀 市	806,517	1,636,667	9,815,703,854	135,475,686	1,002,101,050	142,847,890	11,096,128,480
平 塚 市	362,567	691,757	4,590,864,173	75,887,196	457,954,053	98,868,198	5,223,573,620
鎌 倉 市	390,854	695,119	5,156,535,762	68,552,895	683,038,333	84,241,890	5,992,368,880
藤 沢 市	589,033	1,125,305	7,259,946,932	95,895,356	833,681,762	153,724,340	8,343,248,390
小 田 原 市	329,409	646,368	4,345,964,426	55,671,560	492,906,118	61,400,246	4,955,942,350
茅ヶ崎市	338,106	630,754	4,004,493,091	57,390,795	458,821,971	54,481,593	4,575,187,450
逗 子 市	137,060	253,611	1,689,734,886	19,937,826	210,614,851	21,286,027	1,941,573,590
相 模 原 市	772,402	1,510,926	10,059,976,315	140,629,533	1,118,885,098	125,200,754	11,444,691,700
三 浦 市	104,313	211,648	1,312,148,525	23,179,663	126,985,952	18,595,490	1,480,909,630
秦 野 市	208,120	369,856	2,485,749,486	30,361,444	269,554,570	37,265,840	2,822,931,340
厚 木 市	216,822	434,507	2,870,186,344	29,216,623	336,630,209	51,433,064	3,287,466,240
大 和 市	239,015	482,513	3,065,341,051	40,773,052	360,979,815	35,293,252	3,502,387,170
伊 勢 原 市	117,663	204,348	1,529,245,245	15,548,423	180,876,165	18,009,887	1,743,679,720
海 老 名 市	121,099	216,712	1,867,308,685	17,448,023	213,571,337	28,262,825	2,126,590,870
座 間 市	130,158	275,679	1,718,979,746	21,990,857	194,479,843	22,272,164	1,957,722,610
南 足 柄 市	64,665	115,817	808,041,048	7,588,047	90,982,710	10,445,685	917,057,490
綾 瀬 市	73,117	136,597	968,598,293	14,624,054	113,597,680	10,520,193	1,107,340,220
葉 山 町	66,009	111,728	827,964,279	14,348,190	98,043,035	13,629,196	953,984,700
寒 川 町	48,278	103,593	659,062,599	7,736,930	72,567,605	9,448,146	748,815,280
大 磯 町	63,381	104,413	739,289,829	11,028,664	74,755,271	17,680,316	842,754,080
二 宮 町	56,877	103,298	666,005,414	8,588,973	70,862,708	9,061,665	754,518,760
中 井 町	14,416	24,940	154,529,704	457,291	18,138,677	1,423,768	174,549,440
大 井 町	20,169	36,084	256,090,150	2,553,336	29,559,308	4,033,096	292,235,890
松 田 町	21,199	37,149	295,133,255	4,567,390	29,548,563	4,548,902	333,798,110
山 北 町	25,122	46,445	330,366,728	2,403,305	35,757,877	4,222,080	372,749,990
開 成 町	18,332	34,901	255,791,195	5,775,328	25,798,819	3,799,818	291,165,160
箱 根 町	25,235	50,059	333,593,956	3,466,911	38,902,637	3,200,796	379,164,300
真 鶴 町	19,746	31,538	301,332,351	3,268,340	31,672,516	3,100,013	339,373,220
湯 河 原 町	58,160	107,873	811,950,082	10,737,103	86,554,776	9,537,799	918,779,760
愛 川 町	45,541	80,559	543,589,411	6,087,837	56,629,418	9,452,574	615,759,240
清 川 村	4,799	7,878	71,492,583	370,726	7,481,816	1,451,305	80,796,430
県 合 計	12,481,655	24,868,180	158,038,166,583	2,108,663,699	18,323,800,741	2,279,668,667	180,750,299,690
市 計	11,994,391	23,987,722	151,791,975,047	2,027,273,375	17,647,527,715	2,185,079,193	173,651,855,330
町 村 計	487,264	880,458	6,246,191,536	81,390,324	676,273,026	94,589,474	7,098,444,360

表7-3-13 現物給付費(歯科)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	650,587	1,460,034	8,464,534,469	334,778	1,144,205,305	96,783,818	9,705,858,370
川 崎 市	197,982	457,269	2,579,994,698	117,921	361,959,614	24,376,407	2,966,448,640
横 須 賀 市	89,404	197,391	1,145,209,606	70,134	141,497,757	12,682,543	1,299,460,040
平 塚 市	40,167	88,474	541,601,138	22,596	66,485,955	9,417,651	617,527,340
鎌 倉 市	49,134	108,051	605,829,125	4,323	90,461,996	8,311,826	704,607,270
藤 沢 市	73,466	159,661	930,775,998	22,937	122,599,496	16,902,909	1,070,301,340
小 田 原 市	33,405	76,937	449,333,554	1,836	58,407,211	4,914,279	512,656,880
茅ヶ崎市	41,165	89,790	522,466,435	28,933	70,048,916	5,403,906	597,948,190
逗 子 市	17,903	40,174	220,545,346	2,314	31,852,085	2,217,035	254,616,780
相 模 原 市	92,439	216,691	1,305,841,300	19,353	164,516,709	12,514,258	1,482,891,620
三 浦 市	11,427	23,156	145,368,773	0	17,311,925	1,730,592	164,411,290
秦 野 市	21,886	50,703	282,074,533	5,612	35,493,592	3,320,693	320,894,430
厚 木 市	24,507	55,682	317,740,728	9,509	41,910,570	4,373,033	364,033,840
大 和 市	29,071	68,237	399,812,179	21,668	53,472,818	3,101,345	456,408,010
伊 勢 原 市	12,703	27,650	171,311,359	7,961	22,648,321	1,944,429	195,912,070
海 老 名 市	14,893	32,679	186,878,277	745	24,260,374	2,323,934	213,463,330
座 間 市	17,145	38,809	223,599,427	11,928	28,980,241	1,824,114	254,415,710
南 足 柄 市	7,750	18,745	102,215,458	7,593	12,978,384	923,285	116,124,720
綾 瀬 市	9,498	21,008	124,442,430	0	16,061,312	980,538	141,484,280
葉 山 町	8,027	17,374	99,796,902	2,324	14,207,408	1,081,046	115,087,680
寒 川 町	6,521	13,192	77,380,424	823	9,713,855	804,038	87,899,140
大 磯 町	6,600	14,383	87,231,150	0	11,397,725	1,341,965	99,970,840
二 宮 町	5,950	13,420	76,417,712	0	10,155,905	591,383	87,165,000
中 井 町	1,302	3,082	15,336,855	0	1,986,825	98,370	17,422,050
大 井 町	1,831	4,878	28,327,136	2,508	3,724,142	266,214	32,320,000
松 田 町	2,611	5,719	30,371,569	0	3,937,906	344,675	34,654,150
山 北 町	2,545	6,034	34,745,052	11,653	4,161,502	349,233	39,267,440
開 成 町	1,974	4,552	26,664,264	4,530	3,306,839	396,567	30,372,200
箱 根 町	2,590	5,750	32,708,922	0	4,382,477	277,241	37,368,640
真 鶴 町	1,638	3,445	19,719,249	0	2,551,019	153,562	22,423,830
湯 河 原 町	5,453	11,390	73,033,857	10,686	8,912,984	752,963	82,710,490
愛 川 町	3,895	8,764	51,333,430	0	6,318,842	642,888	58,295,160
清 川 村	413	990	5,040,095	0	673,847	70,308	5,784,250
県 合 計	1,485,882	3,344,114	19,377,681,450	722,665	2,590,583,857	221,217,048	22,190,205,020
市 計	1,434,532	3,231,141	18,719,574,833	690,141	2,505,152,581	214,046,595	21,439,464,150
町 村 計	51,350	112,973	658,106,617	32,524	85,431,276	7,170,453	750,740,870

表7-3-14 現物給付費(入院(食事・生活含)・入院外・歯科／合計)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	6,197,614	15,689,905	168,230,871,024	6,509,189,640	16,868,922,942	2,322,180,140	193,931,163,746
川 崎 市	1,915,741	5,122,719	54,457,849,031	2,258,508,226	5,674,519,254	666,052,485	63,056,928,996
横 須 賀 市	923,755	2,294,517	23,689,784,295	800,188,888	2,162,025,461	337,520,146	26,989,518,790
平 塚 市	418,893	1,070,240	12,562,061,334	487,525,449	1,079,806,644	257,359,063	14,386,752,490
鎌 倉 市	457,430	1,103,729	13,086,311,630	504,978,892	1,445,938,774	222,591,048	15,259,820,344
藤 沢 市	686,305	1,703,486	18,498,717,527	696,467,279	1,777,366,721	435,780,849	21,408,332,376
小 田 原 市	377,969	993,239	11,426,382,242	419,501,287	1,116,040,720	166,604,003	13,128,528,252
茅ヶ崎市	392,241	933,016	10,179,202,606	382,343,893	1,013,392,497	143,911,950	11,718,850,946
逗 子 市	160,208	380,003	4,148,000,867	158,434,047	454,180,028	51,994,790	4,812,609,732
相 模 原 市	900,436	2,377,364	26,882,168,967	931,933,257	2,652,628,524	375,124,960	30,841,855,708
三 浦 市	120,086	301,138	3,331,728,158	117,407,303	291,097,665	40,033,492	3,780,266,618
秦 野 市	239,282	586,962	6,843,662,717	236,608,112	641,278,436	104,667,523	7,826,216,788
厚 木 市	251,542	664,770	7,617,491,230	289,606,419	760,539,398	119,136,817	8,786,773,864
大 和 市	279,031	736,388	8,244,097,600	336,375,220	811,350,729	88,590,413	9,480,413,962
伊 勢 原 市	135,318	320,984	4,131,147,317	163,320,268	397,620,805	56,086,410	4,748,174,800
海 老 名 市	141,505	343,533	4,340,179,976	134,653,896	448,354,006	72,500,200	4,995,688,078
座 間 市	153,198	418,858	4,516,773,656	166,023,542	451,001,343	57,012,027	5,190,810,568
南 足 柄 市	75,433	188,699	2,179,620,712	66,674,994	221,253,956	26,975,946	2,494,525,608
綾 瀬 市	86,181	215,274	2,523,277,440	86,130,652	266,567,968	29,075,602	2,905,051,662
葉 山 町	76,606	170,248	2,014,581,534	85,303,030	213,879,713	29,814,043	2,343,578,320
寒 川 町	57,329	160,749	1,800,893,306	59,380,150	166,779,433	32,876,379	2,059,929,268
大 磯 町	72,663	165,341	2,114,341,666	84,183,305	180,454,957	44,644,872	2,423,624,800
二 宮 町	65,198	158,933	1,952,383,469	80,997,130	171,410,699	24,165,186	2,228,956,484
中 井 町	16,388	39,824	466,444,813	13,812,023	41,937,700	7,119,100	529,313,636
大 井 町	22,862	56,817	638,203,681	17,817,813	72,548,443	8,021,617	736,591,554
松 田 町	24,959	62,463	800,049,820	26,671,838	76,731,874	11,776,822	915,230,354
山 北 町	29,153	80,616	969,082,175	25,670,881	97,975,846	11,071,780	1,103,800,682
開 成 町	21,146	53,996	631,346,733	23,668,855	62,266,245	9,010,385	726,292,218
箱 根 町	29,216	80,308	966,362,257	37,657,831	98,295,683	11,043,983	1,113,359,754
真 鶴 町	22,483	54,488	795,303,371	28,723,022	73,680,158	8,644,135	906,350,686
湯 河 原 町	66,701	173,181	2,224,802,465	76,499,322	211,921,940	29,133,531	2,542,357,258
愛 川 町	51,545	127,453	1,498,695,583	51,914,474	139,573,471	22,920,736	1,713,104,264
清 川 村	5,511	14,450	221,836,242	7,362,520	17,760,813	5,931,631	252,891,206
県 合 計	14,473,928	36,843,691	403,983,655,444	15,365,533,458	40,159,102,846	5,829,372,064	465,337,663,812
市 計	13,912,168	35,444,824	386,889,328,329	14,745,871,264	38,533,885,871	5,573,197,864	445,742,283,328
町 村 計	561,760	1,398,867	17,094,327,115	619,662,194	1,625,216,975	256,174,200	19,595,380,484

表7-3-15 現物給付費(調剤)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	3,686,631	5,230,067	42,579,413,969	20,414,539	5,459,082,493	650,838,109	48,709,749,110
川 崎 市	1,192,604	1,709,141	14,827,327,205	9,781,614	1,972,625,504	195,670,607	17,005,404,930
横 須 賀 市	606,158	853,491	7,676,184,922	2,017,495	881,158,173	113,934,470	8,673,295,060
平 塚 市	234,322	322,258	2,979,565,850	1,630,365	342,829,314	64,496,811	3,388,522,340
鎌 倉 市	237,256	327,723	2,611,387,873	2,544,312	364,697,709	48,452,356	3,027,082,250
藤 沢 市	425,083	592,573	4,648,758,296	1,904,338	592,411,982	94,849,304	5,337,923,920
小 田 原 市	222,426	318,585	2,794,531,786	940,151	339,727,928	40,676,135	3,175,876,000
茅ヶ崎市	235,802	327,789	2,658,503,512	1,506,030	335,906,342	33,143,276	3,029,059,160
逗 子 市	99,418	140,873	1,114,440,070	675,490	147,025,572	14,951,148	1,277,092,280
相 模 原 市	506,312	696,449	6,265,372,649	2,563,006	768,486,389	78,439,366	7,114,861,410
三 浦 市	67,877	102,460	1,016,840,081	269,472	114,348,123	14,687,734	1,146,145,410
秦 野 市	136,850	184,355	1,724,769,918	620,117	204,155,729	28,538,176	1,958,083,940
厚 木 市	141,891	195,662	1,813,049,813	995,867	228,062,723	30,157,387	2,072,265,790
大 和 市	174,423	244,719	1,947,449,436	622,625	248,701,371	23,703,388	2,220,476,820
伊 勢 原 市	73,866	94,690	881,639,595	761,007	110,800,471	11,570,177	1,004,771,250
海 老 名 市	51,300	71,764	590,112,293	72,781	71,155,624	8,996,392	670,337,090
座 間 市	88,647	131,442	1,078,713,117	600,145	132,252,620	13,192,508	1,224,758,390
南 足 柄 市	47,041	68,484	568,948,098	72,441	67,678,669	7,303,852	644,003,060
綾 瀬 市	46,991	65,439	615,557,437	85,026	77,405,625	7,067,362	700,115,450
葉 山 町	41,265	56,286	460,963,365	55,298	61,258,696	7,632,451	529,909,810
寒 川 町	30,707	43,590	422,107,848	349,680	50,833,098	6,487,354	479,777,980
大 磯 町	41,003	57,312	524,225,718	383,922	59,543,746	12,657,314	596,810,700
二 宮 町	42,052	62,614	527,266,403	101,208	64,319,601	6,790,758	598,477,970
中 井 町	9,635	15,033	120,308,896	49,301	14,208,815	1,328,508	135,895,520
大 井 町	14,722	21,781	181,039,716	93,069	22,745,913	2,400,942	206,279,640
松 田 町	13,297	18,582	176,798,570	25,444	20,239,282	3,066,464	200,129,760
山 北 町	20,268	32,412	272,181,171	12,400	32,541,214	2,421,765	307,156,550
開 成 町	13,075	20,909	168,143,316	144,767	20,609,884	2,162,033	191,060,000
箱 根 町	15,671	26,009	219,023,359	91,536	27,477,314	2,720,121	249,312,330
真 鶴 町	9,178	11,527	116,127,807	75,892	13,089,338	1,788,453	131,081,490
湯 河 原 町	37,764	49,673	476,348,881	67,579	54,713,224	7,234,126	538,363,810
愛 川 町	31,696	42,194	369,471,963	762,093	43,284,863	5,626,991	419,145,910
清 川 村	1,804	2,292	23,149,542	0	2,766,480	295,538	26,211,560
県 合 計	8,597,035	12,138,178	102,449,722,475	50,289,010	12,946,143,829	1,543,281,376	116,989,436,690
市 計	8,274,898	11,677,964	98,392,565,920	48,076,821	12,458,512,361	1,480,668,558	112,379,823,660
町 村 計	322,137	460,214	4,057,156,555	2,212,189	487,631,468	62,612,818	4,609,613,030

表7-3-16 現物給付費(訪問看護療養費)

【平成21年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	8,275	54,821	476,057,505	3,197,335	15,302,815	50,201,840	544,759,495
川 崎 市	1,996	12,540	107,646,229	689,030	5,064,861	11,565,590	124,965,710
横 須 賀 市	1,040	7,250	68,981,680	332,950	3,882,005	4,382,865	77,579,500
平 塚 市	516	3,732	32,827,420	345,345	2,318,755	3,267,980	38,759,500
鎌 倉 市	586	3,395	30,196,300	128,005	1,065,010	3,649,985	35,039,300
藤 沢 市	844	4,923	43,871,485	283,895	1,002,185	5,674,985	50,832,550
小 田 原 市	536	3,180	28,785,960	123,030	1,766,090	2,156,520	32,831,600
茅ヶ崎市	733	4,005	38,307,415	35,985	2,220,650	2,549,500	43,113,550
逗 子 市	166	843	7,340,195	94,445	476,795	803,915	8,715,350
相 模 原 市	1,197	7,840	67,417,215	382,555	2,265,725	6,619,755	76,685,250
三 浦 市	140	1,098	10,205,155	0	644,010	632,285	11,481,450
秦 野 市	545	5,167	48,560,410	938,775	2,575,860	3,147,155	55,222,200
厚 木 市	235	1,609	14,185,315	70,995	769,305	1,417,435	16,443,050
大 和 市	254	1,503	13,649,785	2,060	1,019,490	734,915	15,406,250
伊 勢 原 市	187	1,408	13,120,245	202,835	640,870	829,600	14,793,550
海 老 名 市	125	631	5,525,895	7,110	271,640	644,105	6,448,750
座 間 市	277	1,690	15,699,160	163,220	521,515	1,522,205	17,906,100
南 足 柄 市	156	1,073	9,754,550	154,515	253,010	818,725	10,980,800
綾 瀬 市	89	535	4,483,295	1,455	-25,120	942,220	5,401,850
葉 山 町	83	518	4,836,790	4,445	294,205	354,160	5,489,600
寒 川 町	63	234	2,246,840	0	26,645	233,315	2,506,800
大 磯 町	111	834	6,831,265	45,435	265,540	601,710	7,743,950
二 宮 町	40	286	2,389,570	10,510	69,830	251,190	2,721,100
中 井 町	37	157	1,507,685	0	265,730	33,235	1,806,650
大 井 町	31	444	4,082,975	178,025	58,670	427,080	4,746,750
松 田 町	88	567	5,005,145	2,085	82,925	476,995	5,567,150
山 北 町	60	378	3,500,370	10,445	302,885	75,600	3,889,300
開 成 町	13	138	1,055,770	12,405	139,225	54,000	1,261,400
箱 根 町	33	211	1,771,590	0	19,295	299,115	2,090,000
真 鶴 町	33	191	1,621,550	0	194,630	117,220	1,933,400
湯 河 原 町	27	160	1,730,350	0	180,630	89,720	2,000,700
愛 川 町	3	15	145,260	0	16,140	0	161,400
清 川 村	1	4	36,405	0	0	4,045	40,450
県 合 計	18,520	121,380	1,073,376,779	7,416,890	43,951,821	104,578,965	1,229,324,455
市 計	17,897	117,243	1,036,615,214	7,153,540	42,035,471	101,561,580	1,187,365,805
町 村 計	623	4,137	36,761,565	263,350	1,916,350	3,017,385	41,958,650

表7-3-17 現金給付費(総合計)

【平成21年度】

	合 計					
	件数	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	252,468	6,344,243,077	268,152	-2,015,694,856	81,022,015	4,409,838,388
川 崎 市	100,444	2,490,488,972	22,906	-622,413,197	26,544,736	1,894,643,417
横 須 賀 市	30,447	859,667,162	0	-323,170,379	602,015	537,098,798
平 塚 市	20,600	527,478,341	0	-154,288,102	279,042	373,469,281
鎌 倉 市	18,147	508,949,734	0	-204,249,594	337,216	305,037,356
藤 沢 市	29,317	757,544,444	0	-260,090,074	560,232	498,014,602
小 田 原 市	12,040	335,238,034	0	-148,896,564	154,809	186,496,279
茅 ヶ 崎 市	18,668	414,782,456	0	-113,766,310	418,850	301,434,996
逗 子 市	7,173	164,540,815	0	-46,618,147	59,829	117,982,497
相 模 原 市	45,473	1,003,116,566	0	-253,139,181	756,515	750,733,900
三 浦 市	5,386	111,881,988	0	-30,993,189	86,004	80,974,803
秦 野 市	10,115	246,896,002	0	-63,258,969	242,472	183,879,505
厚 木 市	9,270	233,342,086	0	-76,231,237	248,937	157,359,786
大 和 市	12,768	274,702,564	0	-64,795,083	212,471	210,119,952
伊 勢 原 市	5,479	138,116,224	690	-45,269,829	518,942	93,366,027
海 老 名 市	5,524	124,873,116	0	-38,139,096	166,958	86,900,978
座 間 市	5,980	134,498,285	0	-47,412,560	10,141	87,095,866
南 足 柄 市	2,560	66,904,883	0	-25,102,221	102,107	41,904,769
綾 瀬 市	3,236	79,804,396	0	-26,653,486	44,380	53,195,290
葉 山 町	3,487	83,364,141	0	-22,603,211	35,172	60,796,102
寒 川 町	2,041	61,281,108	0	-15,474,314	2,013	45,808,807
大 磯 町	2,388	78,422,989	0	-27,343,487	15,157	51,094,659
二 宮 町	2,728	67,581,255	0	-13,957,991	18,438	53,641,702
中 井 町	613	16,977,156	0	-4,477,056	0	12,500,100
大 井 町	472	15,542,379	0	-5,607,782	0	9,934,597
松 田 町	627	23,277,878	0	-7,501,881	0	15,775,997
山 北 町	655	21,641,841	0	-10,219,273	622	11,423,190
開 成 町	537	15,100,743	0	-6,198,573	26,257	8,928,427
箱 根 町	507	19,310,404	0	-12,196,481	5,821	7,119,744
真 鶴 町	551	16,652,166	0	-5,239,646	0	11,412,520
湯 河 原 町	2,565	65,148,015	0	-21,588,776	55,370	43,614,609
愛 川 町	1,643	40,592,246	0	-12,162,968	9,991	28,439,269
清 川 村	129	5,129,078	0	-2,156,758	16,104	2,988,424
県 合 計	614,038	15,347,090,544	291,748	-4,726,910,271	112,552,616	10,733,024,637
市 計	595,095	14,817,069,145	291,748	-4,560,182,074	112,367,671	10,369,546,490
町 村 計	18,943	530,021,399	0	-166,728,197	184,945	363,478,147

表7-3-18 現金給付費(一般診療～高額療養費)

【平成21年度】

	一 般 診 療					高 額 療 養 費				
	件数 (件)	費 用 額 (円)				※件数 (件)	費 用 額 (円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	一部負担金	計
横 浜 市	176	3,264,081	0	454,189	0	3,718,270	2,452,943,128	-2,452,943,128	0	
川 崎 市	44	568,347	0	129,921	0	698,268	827,628,113	-827,628,113	0	
横須賀市	16	182,538	0	20,282	0	202,820	380,691,085	-380,691,085	0	
平 塚 市	6	109,143	0	12,127	0	121,270	195,154,570	-195,154,570	0	
鎌 倉 市	8	93,597	0	14,133	0	107,730	241,607,891	-241,607,891	0	
藤 沢 市	14	158,012	0	22,908	0	180,920	318,707,642	-318,707,642	0	
小田原市	5	64,738	0	18,182	0	82,920	170,124,131	-170,124,131	0	
茅ヶ崎市	6	109,818	0	12,202	0	122,020	149,579,554	-149,579,554	0	
逗 子 市	2	245,621	0	26,489	0	272,110	59,922,695	-59,922,695	0	
相模原市	28	925,466	0	274,714	0	1,200,180	337,345,006	-337,345,006	0	
三 浦 市	5	78,156	0	8,684	0	86,840	39,162,714	-39,162,714	0	
秦 野 市	7	82,262	0	10,538	0	92,800	83,565,232	-83,565,232	0	
厚 木 市	1	2,430	0	270	0	2,700	93,400,236	-93,400,236	0	
大 和 市	7	47,250	0	7,190	0	54,440	89,101,160	-89,101,160	0	
伊勢原市	3	30,610	0	10,970	0	41,580	55,623,550	-55,623,550	0	
海老名市	7	59,490	0	6,610	0	66,100	47,502,925	-47,502,925	0	
座 間 市	13	85,338	0	9,482	0	94,820	56,755,666	-56,755,666	0	
南足柄市	1	6,579	0	731	0	7,310	28,709,262	-28,709,262	0	
綾 瀬 市	2	14,634	0	1,626	0	16,260	33,153,924	-33,153,924	0	
葉 山 町	1	16,848	0	1,872	0	18,720	29,783,452	-29,783,452	0	
寒 川 町	1	51,597	0	5,733	0	57,330	20,532,342	-20,532,342	0	
大 磯 町	2	23,167	0	3,543	0	26,710	33,189,093	-33,189,093	0	
二 宮 町	8	95,400	0	10,600	0	106,000	19,580,241	-19,580,241	0	
中 井 町	0	0	0	0	0	0	5,801,941	-5,801,941	0	
大 井 町	0	0	0	0	0	0	6,654,758	-6,654,758	0	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	9,127,598	-9,127,598	0	
山 北 町	1	6,282	0	698	0	6,980	11,274,299	-11,274,299	0	
開 成 町	0	0	0	0	0	0	7,143,620	-7,143,620	0	
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	12,950,502	-12,950,502	0	
真 鶴 町	19	501,577	0	123,231	0	624,808	6,481,244	-6,481,244	0	
湯河原町	2	33,120	0	3,680	0	36,800	26,452,692	-26,452,692	0	
愛 川 町	0	0	0	0	0	0	15,432,817	-15,432,817	0	
清 川 村	0	0	0	0	0	0	2,456,920	-2,456,920	0	
県 合 計	385	6,856,101	0	1,190,605	0	8,046,706	5,867,540,003	-5,867,540,003	0	
市 計	351	6,128,110	0	1,041,248	0	7,169,358	5,660,678,484	-5,660,678,484	0	
町 村 計	34	727,991	0	149,357	0	877,348	206,861,519	-206,861,519	0	

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。

表7-3-19 現金給付費(補装具～柔道整復師の施術)

【平成21年度】

	補 装 具					※柔道整復師の 施 術				
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横 浜 市	5,188	141,189,468	0	20,287,717	0	238,291	3,599,701,587	268,152	412,625,143	81,022,015
川 崎 市	1,928	48,682,767	0	7,374,338	0	93,778	1,533,780,539	22,906	192,645,126	26,544,736
横 須 賀 市	909	22,580,946	0	2,924,981	0	28,890	448,433,231	0	56,700,728	602,015
平 塚 市	460	12,754,788	0	1,832,519	0	19,264	310,099,762	0	40,670,086	279,042
鎌 倉 市	541	13,120,507	0	2,169,042	0	16,266	229,634,022	0	34,512,751	337,216
藤 沢 市	693	20,158,032	0	2,870,534	0	27,716	406,009,103	0	57,075,580	560,232
小田原市	401	10,780,747	0	1,475,683	0	11,461	152,767,552	0	20,180,588	154,809
茅ヶ崎市	278	8,825,098	0	1,209,874	0	18,076	252,590,030	0	34,945,534	418,850
逗子市	151	4,205,415	0	588,651	0	6,749	96,950,431	0	13,368,539	59,829
相模原市	786	22,328,701	0	2,938,404	0	43,580	630,734,924	0	82,241,573	756,515
三 浦 市	375	7,721,149	0	960,146	0	4,819	63,173,916	0	7,835,951	86,004
秦 野 市	197	5,064,224	0	660,752	0	9,784	156,968,820	0	19,970,742	242,472
厚 木 市	324	8,941,200	0	1,189,597	0	8,447	124,223,210	0	16,778,526	248,937
大 和 市	220	5,449,093	0	756,357	0	12,218	175,540,466	0	23,719,728	212,471
伊勢原市	135	3,703,288	0	529,202	0	5,151	75,238,431	690	10,182,079	518,942
海老名市	122	2,950,843	0	398,234	0	5,258	72,360,188	0	9,393,715	166,958
座 間 市	101	3,005,138	0	508,143	0	5,666	72,886,171	0	9,345,036	10,141
南足柄市	59	1,468,232	0	193,330	0	2,224	35,371,517	0	4,762,273	102,107
綾 瀬 市	88	2,202,396	0	282,017	0	3,088	43,531,845	0	6,200,592	44,380
葉 山 町	62	2,100,364	0	451,866	0	3,401	51,339,077	0	6,836,612	35,172
寒 川 町	45	1,133,857	0	198,088	0	1,938	38,260,121	0	5,073,558	2,013
大 磯 町	75	1,873,498	0	275,713	0	2,273	42,257,454	0	5,449,257	15,157
二 宮 町	90	2,256,914	0	300,825	0	2,599	45,012,637	0	5,350,961	18,438
中 井 町	8	210,927	0	23,440	0	604	10,962,588	0	1,303,145	0
大 井 町	18	479,950	0	66,256	0	454	8,407,671	0	980,720	0
松 田 町	23	598,475	0	72,322	0	599	13,496,267	0	1,608,933	0
山 北 町	18	500,094	0	55,576	0	609	9,590,308	0	1,269,610	622
開 成 町	21	582,050	0	64,683	0	501	6,976,158	0	846,882	26,257
箱 根 町	39	906,850	0	140,502	0	443	5,338,554	0	728,017	5,821
真 鶴 町	22	600,204	0	66,700	0	509	9,067,741	0	1,053,067	0
湯 河 原 町	67	1,624,048	0	207,431	0	2,468	36,590,632	0	4,686,578	55,370
愛 川 町	45	1,334,604	0	175,054	0	1,493	20,036,344	0	2,632,402	9,991
清 川 村	6	120,993	0	13,447	0	111	2,188,276	0	322,049	16,104
県 合 計	13,495	359,454,860	0	51,261,424	0	578,728	8,779,519,573	291,748	1,091,296,081	112,552,616
市 計	12,956	345,132,032	0	49,149,521	0	560,726	8,479,995,745	291,748	1,053,154,290	112,367,671
町 村 計	539	14,322,828	0	2,111,903	0	18,002	299,523,828	0	38,141,791	184,945

※ 標準システムの不具合により区分合わせが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表7-3-20 現金給付費(マッサージ～はり・きゅう)

【平成21年度】

		※あんま・マッサージ						※はり・きゅう					
	件数 (件)	費 用 額 (円)					件数 (件)	費 用 額 (円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	
横 浜 市	4,521	101,391,549	0	15,133,272	0	116,524,821	1,489	23,420,830	0	3,359,403	0	26,780,233	
川 崎 市	2,523	54,499,314	0	7,804,480	0	62,303,794	1,044	18,565,959	0	3,050,419	0	21,616,378	
横 須 賀 市	196	4,138,489	0	459,866	0	4,598,355	21	377,989	0	42,006	0	419,995	
平 塚 市	206	4,692,752	0	714,202	0	5,406,954	145	1,948,556	0	306,504	0	2,255,060	
鎌 倉 市	689	16,984,236	0	2,270,599	0	19,254,835	281	3,657,292	0	587,386	0	4,244,678	
藤 沢 市	295	7,166,796	0	943,247	0	8,110,043	92	1,924,047	0	213,808	0	2,137,855	
小田原市	39	789,497	0	180,713	0	970,210	0	0	0	0	0	0	
茅ヶ崎市	98	2,662,055	0	337,355	0	2,999,410	22	196,420	0	-13,300	0	183,120	
逗 子 市	67	1,477,863	0	206,918	0	1,684,781	31	617,871	0	185,479	0	803,350	
相模原市	204	4,369,561	0	653,288	0	5,022,849	419	3,776,288	0	628,452	0	4,404,740	
三 浦 市	28	676,398	0	75,157	0	751,555	39	249,783	0	30,477	0	280,260	
秦 野 市	18	453,737	0	50,418	0	504,155	25	306,983	0	34,117	0	341,100	
厚 木 市	104	3,546,745	0	547,246	0	4,093,991	155	1,671,282	0	208,323	0	1,879,605	
大 和 市	97	2,924,418	0	449,149	0	3,373,567	85	777,910	0	86,460	0	864,370	
伊勢原市	99	2,836,615	0	315,200	0	3,151,815	0	0	0	0	0	0	
海老名市	47	1,295,433	0	160,697	0	1,456,130	5	97,927	0	10,883	0	108,810	
座 間 市	35	867,730	0	172,325	0	1,040,055	24	153,486	0	23,489	0	176,975	
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
綾 瀬 市	35	802,365	0	92,435	0	894,800	0	0	0	0	0	0	
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	1	2,439	0	271	0	2,710	
寒 川 町	29	975,452	0	108,388	0	1,083,840	0	0	0	0	0	0	
大 磯 町	12	285,578	0	31,737	0	317,315	24	791,599	0	87,956	0	879,555	
二 宮 町	17	511,724	0	56,863	0	568,587	0	0	0	0	0	0	
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
開 成 町	6	195,676	0	21,744	0	217,420	0	0	0	0	0	0	
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯河原町	8	292,377	0	32,488	0	324,865	7	68,096	0	7,569	0	75,665	
愛 川 町	60	3,486,870	0	502,424	0	3,989,294	31	235,414	0	26,166	0	261,580	
清 川 村	3	224,275	0	24,920	0	249,195	4	70,524	0	7,836	0	78,360	
県 合 計	9,436	217,547,505	0	31,345,131	0	248,892,636	3,944	58,910,695	0	8,883,704	0	67,794,399	
市 計	9,301	211,575,553	0	30,566,567	0	242,142,120	3,877	57,742,623	0	8,753,906	0	66,496,529	
町 村 計	135	5,971,952	0	778,564	0	6,750,516	67	1,168,072	0	129,798	0	1,297,870	

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-21 現金給付費(移送～その他(食事・生活療養含))

【平成21年度】

	移 送					そ の 他				
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横 浜 市	5	39,140	0	0	0	2,798	22,293,294	0	-14,611,452	0
川 崎 市	0	0	0	0	0	1,127	6,763,933	0	-5,789,368	0
横須賀市	1	91,480	0	0	0	414	3,171,404	0	-2,627,157	0
平 塚 市	0	0	0	0	0	519	2,718,770	0	-2,668,970	0
鎌 倉 市	1	8,140	0	0	0	361	3,844,049	0	-2,195,614	0
藤 沢 市	0	0	0	0	0	507	3,420,812	0	-2,508,509	0
小田原市	0	0	0	0	0	134	711,369	0	-627,599	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	188	819,481	0	-678,421	0
逗 子 市	0	0	0	0	0	173	1,120,919	0	-1,071,528	0
相模原市	0	0	0	0	0	456	3,636,620	0	-2,530,606	0
三 浦 市	0	0	0	0	0	120	819,872	0	-740,890	0
秦 野 市	0	0	0	0	0	84	454,744	0	-420,304	0
厚 木 市	0	0	0	0	0	239	1,556,983	0	-1,554,963	0
大 和 市	0	0	0	0	0	141	862,267	0	-712,807	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	91	683,730	0	-683,730	0
海老名市	0	0	0	0	0	85	606,310	0	-606,310	0
座 間 市	0	0	0	0	0	141	744,756	0	-715,369	0
南足柄市	0	0	0	0	0	276	1,349,293	0	-1,349,293	0
綾 瀬 市	1	2,840	0	0	0	22	96,392	0	-76,232	0
葉 山 町	0	0	0	0	0	22	121,961	0	-110,380	0
寒 川 町	0	0	0	0	0	28	327,739	0	-327,739	0
大 磯 町	0	0	0	0	0	2	2,600	0	-2,600	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	14	124,339	0	-96,999	0
中 井 町	0	0	0	0	0	1	1,700	0	-1,700	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	5	55,538	0	-55,538	0
山 北 町	0	0	0	0	0	27	270,858	0	-270,858	0
開 成 町	0	0	0	0	0	9	203,239	0	11,738	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	25	114,498	0	-114,498	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	1	1,400	0	-1,400	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	13	87,050	0	-73,830	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	14	66,197	0	-66,197	0
清 川 村	0	0	0	0	0	5	68,090	0	-68,090	0
県 合 計	8	141,600	0	0	0	8,042	57,120,207	0	-43,347,213	0
市 計	8	141,600	0	0	0	7,876	55,674,998	0	-42,169,122	0
町 村 計	0	0	0	0	0	166	1,445,209	0	-1,178,091	0

表7-3-22 葬祭費支給状況

【平成22年3月】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	金額
横浜市鶴見区	126	62	108	135	89	105	58	75	77	82	114	111	1,142	57,100,000
横浜市神奈川区	90	46	85	86	78	98	44	70	89	79	61	110	936	46,800,000
横浜市西区	47	31	39	37	32	49	27	34	30	42	40	48	456	22,800,000
横浜市中区	59	42	47	60	59	66	35	51	45	35	47	48	594	29,700,000
横浜市南区	99	65	62	92	71	85	62	106	83	76	80	114	995	49,750,000
横浜市保土ヶ谷区	78	58	105	101	75	93	55	81	67	75	83	93	964	48,200,000
横浜市磯子区	74	44	65	78	59	64	33	68	69	66	82	67	769	38,450,000
横浜市金沢区	113	75	91	93	59	99	50	81	87	65	93	103	1,009	50,450,000
横浜市港北区	123	61	99	93	83	86	50	91	75	103	84	123	1,071	53,550,000
横浜市戸塚区	85	80	111	104	60	74	65	84	80	70	90	95	998	49,900,000
横浜市港南区	89	64	73	82	62	88	55	80	77	80	79	86	915	45,750,000
横浜市旭区	142	91	104	95	74	115	64	99	105	86	100	123	1,198	59,900,000
横浜市緑区	62	43	63	49	51	47	36	48	41	38	59	75	612	30,600,000
横浜市瀬谷区	62	42	47	43	38	61	44	48	36	40	47	77	585	29,250,000
横浜市栄区	56	34	38	41	35	43	25	48	36	41	31	62	490	24,500,000
横浜市泉区	85	43	56	65	44	69	33	42	42	51	66	55	651	32,550,000
横浜市青葉区	102	38	82	83	59	58	44	74	57	50	82	61	790	39,500,000
横浜市都筑区	54	23	39	27	39	30	27	41	32	30	27	46	415	20,750,000
川崎市川崎区	111	67	99	94	81	95	48	72	64	68	78	87	964	48,200,000
川崎市幸区	57	37	71	67	43	57	34	77	42	50	67	70	672	33,600,000
川崎市中原区	75	49	71	57	62	65	41	63	68	65	69	81	766	38,300,000
川崎市高津区	59	38	48	74	47	61	27	45	33	38	53	53	576	28,800,000
川崎市多摩区	68	41	62	52	41	53	36	63	57	57	52	76	658	32,900,000
川崎市宮前区	64	36	44	49	47	59	28	40	42	39	67	63	578	28,900,000
川崎市麻生区	62	45	45	55	36	49	26	44	30	52	42	68	554	27,700,000
横須賀市	236	167	199	231	157	212	145	196	218	201	219	302	2,483	124,150,000
平塚市	118	98	109	112	78	113	64	117	111	97	118	129	1,264	63,200,000
鎌倉市	100	83	112	114	75	111	63	104	71	85	90	118	1,126	56,300,000
藤沢市	171	111	144	134	134	151	90	144	122	135	144	167	1,647	82,350,000
小田原市	105	64	99	107	67	104	57	96	68	79	116	109	1,071	53,550,000
茅ヶ崎市	83	77	100	90	71	107	55	80	78	85	107	93	1,026	51,300,000
逗子市	57	22	36	37	21	43	18	32	29	33	38	51	417	20,850,000
相模原市	261	188	215	215	162	208	134	210	181	185	220	259	2,438	121,900,000
三浦市	37	14	34	26	27	20	22	19	31	28	26	38	322	16,100,000
秦野市	70	55	50	67	58	68	40	57	44	57	78	87	731	36,550,000
厚木市	79	43	84	70	59	66	46	63	52	66	71	82	781	39,050,000
大和市	83	46	72	72	48	64	66	69	69	55	58	77	779	38,950,000
伊勢原市	42	29	35	27	26	30	23	21	24	26	45	45	373	18,650,000
海老名市	42	22	46	41	22	34	14	47	31	31	40	42	412	20,600,000
座間市	42	25	31	34	32	31	25	32	29	30	42	49	402	20,100,000
南足柄市	22	14	25	17	16	19	19	15	19	19	23	12	220	11,000,000
綾瀬市	26	14	28	18	21	23	11	25	22	17	27	25	257	12,850,000
葉山町	22	15	16	31	13	18	9	24	19	19	23	20	229	11,450,000
寒川町	20	11	24	13	6	14	9	19	12	16	19	24	187	9,350,000
大磯町	25	13	16	27	9	16	11	21	15	36	16	23	228	11,400,000
二宮町	17	14	21	19	11	18	9	17	16	13	20	19	194	9,700,000
中井町	3	3	9	6	5	4	3	2	4	4	6	12	61	3,050,000
大井町	6	4	7	8	3	5	4	5	4	4	1	10	61	3,050,000
松田町	6	8	5	9	3	8	3	12	8	10	9	8	89	4,450,000
山北町	14	8	7	11	8	11	1	10	7	8	21	14	120	6,000,000
開成町	13	7	6	5	4	3	3	6	5	4	7	1	64	3,200,000
箱根町	10	5	7	8	11	6	3	6	11	5	7	14	93	4,650,000
真鶴町	6	4	12	10	2	7	3	5	8	10	5	10	82	4,100,000
湯河原町	27	7	30	19	8	23	7	19	19	11	23	23	216	10,800,000
愛川町	21	10	14	15	15	14	11	9	11	15	18	14	167	8,350,000
清川村	1	0	2	2	1	3	3	0	1	3	1	1	18	900,000
合 計	3807	2436	3349	3407	2597	3323	2018	3107	2803	2865	3331	3873	36916	1,845,800,000

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成22年3月】

	H21.4.1被保険者数(人)	受診者数	受診率	(参考)20年度受診率
横 浜 市	291,770	27,622	9.47%	9.20%
川 崎 市	92,233	28,743	31.16%	22.00%
横 須 賀 市	45,061	6,227	13.82%	12.38%
平 塚 市	22,055	6,047	27.42%	23.16%
鎌 倉 市	22,411	8,569	38.24%	35.69%
藤 沢 市	32,731	19,552	59.74%	64.05%
小 田 原 市	20,031	4,898	24.45%	24.02%
茅 ヶ 崎 市	19,623	10,461	53.31%	55.94%
逗 子 市	7,782	527	6.77%	4.28%
相 模 原 市	46,768	11,620	24.85%	27.35%
三 浦 市	6,208	898	14.47%	16.29%
秦 野 市	12,820	4,653	36.29%	40.08%
厚 木 市	13,645	4,845	35.51%	37.96%
大 和 市	14,718	6,223	42.28%	44.05%
伊 勢 原 市	7,169	3,029	42.25%	40.46%
海 老 名 市	7,756	2,910	37.52%	35.75%
座 間 市	8,067	2,555	31.67%	32.40%
南 足 柄 市	4,175	245	5.87%	6.91%
綾 瀬 市	5,067	2,745	54.17%	55.51%
葉 山 町	3,945	332	8.42%	9.28%
寒 川 町	3,203	1,496	46.71%	20.35%
大 磯 町	3,786	172	4.54%	4.79%
二 宮 町	3,368	710	21.08%	18.09%
中 井 町	964	157	16.29%	20.60%
大 井 町	1,335	460	34.46%	35.87%
松 田 町	1,426	145	10.17%	10.41%
山 北 町	1,780	123	6.91%	7.56%
開 成 町	1,185	88	7.43%	3.33%
箱 根 町	1,657	529	31.93%	30.44%
真 鶴 町	1,274	272	21.35%	7.81%
湯 河 原 町	3,642	740	20.32%	29.78%
愛 川 町	2,950	1,530	51.86%	56.21%
清 川 村	315	119	37.78%	42.07%
県 合 計	710,920	159,242	22.40%	21.24%

(注)20年度受診率の算出にあたっては、5月1日時点の被保険者数で除して算出。

表7-5-1 再審査状況

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	24,868,565	28,353,764	26,408,688	23,238,838	29,231,770	42,089,821	42,296,076	11,091,480	44,344,584	40,840,651	31,977,148	49,889,360	394,630,745
川 崎 市	14,815,277	13,843,859	29,499,273	22,826,375	29,022,571	41,891,653	36,602,801	29,604,597	35,554,345	33,045,852	31,984,697	29,846,425	348,537,725
横 須 賀 市	363,650	1,057,898	5,646,386	124,890	1,420,624	2,778,826	582,143	2,801,294	2,855,167	2,756,305	2,941,495	542,700	23,871,378
平 塚 市	3,214,515	2,413,559	2,641,857	1,894,198	3,905,541	5,929,003	1,072,065	6,670,034	6,773,291	10,104,534	5,280,646	3,648,672	53,547,915
鎌 倉 市	3,341,227	1,037,506	566,870	1,068,488	2,551,281	4,052,350	2,813,638	7,881,483	722,034	3,983,754	2,116,523	3,392,188	33,527,342
藤 沢 市	2,191,139	681,516	53,490	2,824,314	1,460,484	3,514,066	259,373	226,945	3,708,913	2,443,025	1,485,200	344,023	19,191,488
小 田 原 市	162,069	259,750	372,145	648,773	492,991	2,361,708	1,937,696	1,326,099	2,359,520	119,062	262,439	281,878	10,584,130
茅 ヶ 崎 市	657,122	2,097,514	0	1,779,856	10,659,743	4,573,890	490,952	1,937,231	4,135,207	2,045,637	421,020	428,969	29,227,141
逗 子 市	27,340	184,020	0	1,042,102	77,800	31,290	68,150	8,900	131,824	4,100	137,870	22,919	1,736,315
相 模 原 市	5,282,620	7,866,376	3,772,099	3,911,881	9,834,650	7,121,506	6,354,366	5,980,668	5,834,217	8,834,460	6,807,744	5,904,714	77,505,301
三 浦 市	25,080	26,981	2,541,028	202,450	66,547	13,660	118,050	277,040	136,500	19,570	0	42,840	3,469,746
秦 野 市	145,461	2,726,457	825,066	420,739	2,043,559	783,749	1,067,983	5,561,449	3,277,485	1,673,203	4,708,746	1,032,045	24,265,942
厚 木 市	5,066,861	3,324,864	3,687,612	3,489,456	3,271,037	7,766,544	2,022,495	4,911,323	3,007,472	4,029,660	4,626,869	7,579,468	52,783,661
大 和 市	1,741,746	0	506,503	1,733,450	1,163,061	1,249,038	0	426,741	71,886	1,329,862	509,232	232,420	8,963,939
伊 勢 原 市	56,920	279,369	27,878	106,210	0	46,760	0	14,699	26,450	110,021	0	13,349	681,656
海 老 名 市	87,760	84,460	12,800	133,180	0	106,140	69,980	81,760	11,790	9,135	1,098,895	125,540	1,821,440
座 間 市	2,989,305	1,567,050	297,109	679,221	295,888	970,047	1,224,329	1,238,970	2,043,676	1,156,308	1,115,985	2,443,030	16,020,918
南 足 柄 市	9,500	20,200	115,798	141,090	0	338,180	16,399	60,630	1,084,248	2,310	77,207	42,263	1,907,825
綾 瀬 市	388,265	2,720,190	1,075,006	822,556	747,668	472,154	438,420	2,995,514	3,759,265	3,223,188	904,135	1,286,710	18,833,071
葉 山 町	1,716,741	2,725,085	1,124,076	834,359	421,845	1,890,459	599,219	1,913,281	1,539,367	701,056	1,543,512	925,274	15,934,274
寒 川 町	253,018	427,745	48,017	1,084,469	960,365	1,658,843	997,823	957,384	581,909	1,193,243	806,504	977,938	9,947,258
大 磯 町	344,191	680,905	1,435,043	1,133,353	2,379,829	393,314	922,840	456,080	1,268,247	230,143	423,982	1,841,005	11,508,932
二 宮 町	472,845	1,102,661	175,406	236,703	1,532,664	2,334,848	814,717	876,795	1,352,140	905,886	879,413	4,524,954	15,209,032
中 井 町	248,464	130,147	181,931	112,162	763,520	198,600	1,440	179,023	103,241	921,100	165,149	21,187	3,025,964
大 井 町	33,395	35,649	17,131	76,468	16,444	56,307	56,415	193,645	117,576	147,124	44,731	60,021	854,906
松 田 町	0	0	17,305	0	85,750	3,540	3,120	4,580	2,150	6,680	1,190	3,390	127,705
山 北 町	56,676	20,808	45,635	76,356	75,509	29,409	7,635	198,138	41,693	46,048	77,945	17,756	693,608
開 成 町	90,752	2,925,288	146,766	132,744	1,323,259	294,414	205,143	251,861	433,715	402,120	1,105,040	682,033	7,993,135
箱 根 町	113,817	225,236	0	67,527	161,163	181,837	259,989	53,999	195,118	92,268	306,633	901,796	2,559,383
真 鶴 町	3,000	1,025,338	0	31,930	0	99,460	0	13,470	122,666	0	3,710	1,560	1,301,134
湯 河 原 町	91,960	36,409	0	28,990	2,027,930	396,170	12,720	99,700	0	0	38,068	52,160	2,784,107
愛 川 町	341,540	2,140,918	0	17,050	106,484	85,815	0	270,930	13,761	0	1,361,530	25,630	4,363,658
清 川 村	0	0	3,500	0	0	3,070	0	102,150	0	0	0	50,960	159,680
県 合 計	69,200,821	80,021,522	81,243,418	70,920,178	106,099,977	133,716,471	101,315,977	88,565,743	125,711,607	120,376,305	103,213,258	117,185,177	1,197,570,454
申 出 件 数	6,468	6,676	6,526	8,507	8,411	9,198	9,256	8,740	9,317	10,228	8,006	10,078	101,411
査 定 件 数	2,838	2,844	2,658	2,940	3,361	3,678	3,514	3,936	4,162	4,141	3,310	4,407	41,789

表7-5-2 第三者行為求償状況

【平成21年度】

	第三者行為				自過失
	一般	現役並み	計		件数
	金額	金額	件数	金額	
横 浜 市	95,405,849	5,584,410	819	100,990,259	56
川 崎 市	18,118,722	1,115,268	328	19,233,990	10
横 須 賀 市	19,681,359	21,319	121	19,702,678	6
平 塚 市	24,050,458	0	92	24,050,458	7
鎌 倉 市	2,623,584	74,502	26	2,698,086	2
藤 沢 市	21,515,034	7,629,212	176	29,144,246	6
小 田 原 市	11,381,106	272,200	153	11,653,306	9
茅 ヶ 崎 市	3,859,287	0	29	3,859,287	6
逗 子 市	431,066	0	6	431,066	0
相 模 原 市	29,107,964	1,262,466	234	30,370,430	6
三 浦 市	2,148,535	0	30	2,148,535	0
秦 野 市	1,249,608	954,095	16	2,203,703	2
厚 木 市	6,779,962	518,598	59	7,298,560	0
大 和 市	11,393,532	9,812	79	11,403,344	0
伊 勢 原 市	282,962	280,916	45	563,878	0
海 老 名 市	3,874,111	0	54	3,874,111	2
座 間 市	7,591,686	0	22	7,591,686	0
南 足 柄 市	402,026	0	27	402,026	1
綾 瀬 市	0	0	0	0	1
葉 山 町	227,906	0	43	227,906	0
寒 川 町	1,147,267	0	5	1,147,267	0
大 磯 町	1,511,250	0	14	1,511,250	2
二 宮 町	4,178,004	0	9	4,178,004	1
中 井 町	0	0	0	0	0
大 井 町	358,651	0	9	358,651	1
松 田 町	2,781	0	1	2,781	0
山 北 町	152,514	0	10	152,514	0
開 成 町	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	1
真 鶴 町	248,615	0	11	248,615	0
湯 河 原 町	2,900,267	0	26	2,900,267	0
愛 川 町	966,357	0	27	966,357	0
清 川 村	0	0	0	0	0
県 合 計	271,590,463	17,722,798	2,471	289,313,261	119

第三者行為求償額(月別)

	調 定	収 入
4月	15,855,268	30,000
5月	27,955,515	15,825,268
6月	9,250,335	27,985,515
7月	25,778,049	9,220,335
8月	23,675,400	25,778,049
9月	34,504,091	23,675,400
10月	24,221,870	34,535,276
11月	28,918,494	24,190,685
12月	20,524,573	49,443,067
1月	29,176,603	0
2月	20,600,845	29,176,603
3月	28,852,218	49,453,063
合計	289,313,261	289,313,261

公害と労災の求償額(平成21年度)

公 害	労 災
263,164	1,065,171

表8-1-1 年齢階層別被保険者内訳

【平成22年3月】

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	(再掲)		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～
			65歳～69歳	70歳～74歳						
北 海 道	658,208	35,253	16,130	19,123	267,938	190,528	106,947	43,294	12,334	1,914
青 森	179,032	9,427	4,312	5,115	76,689	52,083	27,514	10,284	2,656	379
岩 手	193,834	7,181	2,931	4,250	79,015	59,164	31,842	12,590	3,518	524
宮 城	263,272	7,481	2,808	4,673	108,013	81,633	44,008	16,780	4,698	659
秋 田	175,572	5,832	2,220	3,612	71,860	54,397	29,166	11,076	2,862	379
山 形	183,374	6,854	2,939	3,915	70,566	57,460	32,457	12,280	3,277	480
福 島	275,972	10,889	4,877	6,012	107,815	85,834	47,589	18,227	4,947	671
茨 城	317,559	13,765	6,707	7,058	124,563	96,264	54,352	21,526	6,295	794
栃 木	218,603	8,237	3,793	4,444	86,404	67,307	37,646	14,447	4,057	505
群 馬	235,621	8,614	3,891	4,723	92,387	71,754	40,490	16,764	4,925	687
埼 玉	564,410	16,276	6,385	9,891	255,428	160,640	85,396	35,337	10,121	1,212
千 葉	534,956	13,539	5,147	8,392	235,659	156,326	83,139	34,778	10,133	1,382
東 京	1,150,922	12,726	3,931	8,795	501,983	342,265	187,647	78,557	24,017	3,727
神 奈 川	746,227	10,689	3,790	6,899	332,634	220,132	116,671	49,310	14,658	2,133
新 潟	334,143	7,057	2,588	4,469	129,179	103,671	60,398	25,182	7,492	1,164
富 山	151,998	7,990	3,752	4,238	57,912	44,751	26,016	11,147	3,641	541
石 川	141,249	5,549	2,601	2,948	54,142	41,891	24,847	10,867	3,456	497
福 井	108,131	3,279	1,286	1,993	41,567	33,383	18,988	8,096	2,458	360
山 梨	111,261	2,569	866	1,703	42,060	33,893	20,308	9,245	2,773	413
長 野	310,027	9,680	3,674	6,006	114,483	96,125	57,893	23,750	7,073	1,023
岐 阜	245,889	7,808	2,966	4,842	99,886	74,723	41,318	16,682	4,848	624
静 岡	430,086	11,908	4,461	7,447	175,261	130,407	71,927	30,462	8,937	1,184
愛 知	667,728	41,599	19,986	21,613	281,602	189,497	100,428	41,127	12,014	1,461
三 重	221,557	6,376	2,392	3,984	90,265	68,463	36,332	15,086	4,423	612
滋 賀	140,777	4,478	1,791	2,687	56,459	42,664	23,658	10,185	2,926	407
京 都	283,617	9,835	3,807	6,028	114,933	83,041	47,180	20,739	6,770	1,119
大 阪	788,335	24,534	10,042	14,492	350,689	226,207	119,378	49,767	15,484	2,276
兵 庫	595,116	21,002	8,097	12,905	247,043	176,170	96,721	39,612	12,580	1,988
奈 良	152,726	5,192	2,233	2,959	62,395	45,393	25,410	10,555	3,320	461
和 歌 山	140,943	5,241	2,143	3,098	55,321	42,655	24,215	10,128	2,922	461
鳥 取	85,566	2,397	960	1,437	31,912	26,409	15,807	6,582	2,162	297
島 根	120,319	2,998	1,106	1,892	44,895	36,511	22,510	9,782	3,102	521
岡 山	247,362	5,441	1,931	3,510	97,375	75,256	43,547	18,697	6,080	966
広 島	337,918	12,128	5,450	6,678	128,922	100,735	59,883	26,354	8,481	1,415
山 口	213,264	7,606	3,055	4,551	82,931	63,706	37,339	15,799	5,078	805
徳 島	113,889	4,612	2,094	2,518	44,256	35,178	19,317	7,726	2,439	361
香 川	135,423	3,483	1,165	2,318	52,199	41,666	24,159	10,196	3,239	481
愛 媛	201,991	6,390	2,518	3,872	77,768	62,198	35,729	14,713	4,464	729
高 知	118,334	3,437	1,383	2,054	44,141	36,554	21,741	9,079	2,899	483
福 岡	544,942	27,101	12,601	14,500	214,388	159,302	91,708	38,191	12,283	1,969
佐 賀	112,636	3,091	1,187	1,904	43,233	34,544	20,236	8,417	2,652	463
長 崎	195,735	3,590	1,192	2,398	76,975	60,318	35,110	14,508	4,532	702
熊 本	253,790	7,397	2,657	4,740	97,170	76,899	45,694	19,568	6,069	993
大 分	167,131	3,978	1,244	2,734	65,663	51,664	29,496	12,193	3,616	521
宮 崎	155,425	3,844	1,363	2,481	61,897	47,323	26,792	11,404	3,592	573
鹿 児 島	253,764	8,994	2,962	6,032	96,029	76,637	45,557	19,582	5,974	991
沖 縄	115,393	3,635	1,178	2,457	47,287	31,688	18,838	9,554	3,501	890
全 国 計	13,894,027	450,982	186,592	264,390	5,691,192	4,145,309	2,313,344	960,225	289,778	43,197

表8-2-1 都道府県別保険料設定状況

【平成22年3月】

	均一保険料				保険料の1人当たり 平均額(円) (注1)	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	43,143	17	9.63	1	62,217	12
青森県	40,514	25	7.41	30	39,975	44
岩手県	35,800	45	6.62	45	38,270	46
宮城県	38,760	34	7.14	36	52,308	26
秋田県	38,426	36	7.12	39	37,108	47
山形県	37,300	42	6.85	41	38,782	45
福島県	40,000	28	7.45	26	45,083	38
茨城県	37,462	40	7.6	23	49,660	31
栃木県	37,800	38	7.14	36	48,939	34
群馬県	39,600	32	7.36	32	51,786	27
埼玉県	42,530	19	7.96	15	74,230	4
千葉県	37,400	41	7.12	39	64,279	10
東京都	37,800	38	6.56	46	84,274	2
神奈川県	39,860	30	7.45	26	85,890	1
新潟県	35,300	47	7.15	35	43,137	42
富山県	40,800	23	7.5	24	54,959	18
石川県	45,240	11	8.26	13	59,481	15
福井県	43,700	14	7.9	18	54,386	20
山梨県	38,710	35	7.28	34	46,325	36
長野県	35,787	46	6.53	47	45,770	37
岐阜県	39,310	33	7.39	31	54,576	19
静岡県	36,000	44	6.84	43	59,100	16
愛知県	40,175	27	7.43	28	73,998	5
三重県	36,758	43	6.79	44	49,321	33
滋賀県	38,175	37	6.85	41	54,369	21
京都府	45,110	12	8.29	12	70,665	7
大阪府	47,415	5	8.68	9	76,833	3
兵庫県	43,924	13	8.07	14	70,041	8
奈良県	39,900	29	7.5	24	62,202	13
和歌山県	43,375	16	7.92	17	50,196	29
鳥取県	41,592	22	7.75	22	48,097	35
島根県	39,670	31	7.35	33	43,067	43
岡山県	43,500	15	7.89	19	56,621	17
広島県	40,467	26	7.14	36	60,310	14
山口県	47,272	7	8.71	8	64,779	9
徳島県	40,774	24	7.43	28	44,913	39
香川県	47,700	4	8.98	3	63,540	11
愛媛県	41,659	21	7.85	20	49,801	30
高知県	48,569	2	8.88	4	52,331	25
福岡県	50,935	1	9.24	2	71,851	6
佐賀県	47,400	6	8.8	5	53,795	22
長崎県	42,400	20	7.8	21	49,334	32
熊本県	46,700	9	8.62	11	50,443	28
大分県	47,100	8	8.78	7	52,710	23
宮崎県	42,800	18	7.95	16	43,965	41
鹿児島県	45,900	10	8.63	10	44,215	40
沖縄県	48,440	3	8.8	5	52,510	24
全国平均(注2)	41,500		7.65		約62,000	
神奈川県との比	1,640		0.20		-23,890	

(注1) 低所得者への保険料軽減措置が行われた後の広域連合別の保険料集計

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるもの

9 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,028,118	人		H22.6.1
	被保険者数		753,142	人	8.34%(県人口比)	H22.6.30
	うち障害認定者数		10,388	人	1.38%(全被保険者比)	H22.6.30
	被保険者構成	横浜	309,460	人	構成比 41.09%	H22.6.30
		川崎	97,399	人	12.93%	H22.6.30
		相模原	50,254	人	6.67%	H22.6.30
		横須賀	47,311	人	6.28%	H22.6.30
		市部	720,873	人	95.72%	H22.6.30
		町部	31,944	人	4.24%	H22.6.30
		清川村	325	人	0.04%	H22.6.30
	例月年齢到達者		5,178	人	0.69%	H22.6.30
	例月死亡者数		3,206	人	0.43%	H22.6.30
	現役並所得者数		96,407	人	12.80%	H22.6.30
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		136,838	人	18.17%	H22.6.30
	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)		100,663	人	13.37%	H22.6.30
		6月転入	420	人	4,806 人 23年度年間想定人数	H22.6.30
		6月転出	286	人	3,344 人 23年度年間想定人数	H22.6.30
		6月生保廃止	54	人		H22.6.30
		6月生保開始	170	人		H22.6.30
	減額認定者	年次	22,843	人		H22.7.26
		随時	12,523	人	23年度年間想定人数	
	特定疾病者		5,307	人	21年度事業月報C表	22年2月診療
保険料	軽減該当者	9割減	153,136	人	19.71%	H22・23年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値(H21.10.31DBをもとにした推計値) ベース:被保険者見込み数(776,786人)
		8.5割減	68,939	人	8.87%	
		5割減	10,248	人	1.32%	
		2割減	39,376	人	5.07%	
		被扶養者軽減	58,042	人	7.47%	
		所得割減	53,605	人	6.90%	
	限度額超過者		19,836	人	2.55%	
	所得無し者		421,562	人	54.27%	
給付	例月異動賦課者		11,295	人	月平均見込者数(H21年度実績)	
	年間一人あたり医療費 例月給付費		806,084	円/年	平成21年度実績	H22.6.30
		合計	479.3	億円/月	平成21年度実績と平成22年度2ヶ月分の平均値	H22.6.30
		療養給付費	454	億円/月		H22.6.30
		療養費(柔整)	7.5	億円/月		H22.6.30
		審査支払手数料	1.8	億円/月		H22.6.30
		療養費(柔整を除く)	6.3	千万円/月		H22.6.30
		葬祭費	1.6	億円/月		H22.6.30
		高額療養費	4.3	億円/月		H22.6.30
		高額介護合算療養費	2.2	千万円/月	平成22年度2ヶ月分の平均値(H21年度実績なし)	H22.6.30
		特別支給金(年間)	1.6	千万円/年	平成21年度のみ実施	H22.4.30
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	3,119	件/月	平成21年度実績と平成22年度2ヶ月分の平均値	H22.6.30
		振込不能件数	27	件/月		H22.6.30
		再振込み件数	22	件/月		H22.6.30
	例月処理件数(葬祭費)	支給決定件数	3,263	件/月	平成21年度実績と平成22年度2ヶ月分の平均値	H22.6.30
		振込不能件数	27	件/月		H22.6.30
		再振込み件数	30	件/月		H22.6.30
	例月処理件数(高額療養費)	新規申請書発送件数	5,401	件/月	平成21年度実績と平成22年度2ヶ月分の平均値	H22.6.30
		支給決定件数	54,492	件/月		H22.6.30
		振込不能件数	830	件/月		H22.6.30
		再振込み件数	866	件/月		H22.6.30
	処理件数(高額介護合算療養費)	勧奨件数(年間)	32,713	件/年	平成21年度実績	H22.6.30
		支給決定件数	1,296	件/月	平成22年度2ヶ月分の平均値(H21年度実績なし)	H22.6.30
		振込不能件数	15	件/月		H22.6.30
		再振込み件数	0	件/月		H22.6.30
	特別支給金	支給決定件数(年間)	2,940	件/年	平成21年度のみ実施	H22.4.30
	例月レセプト枚数	療養給付費	1,968,137	件/月	平成21年度実績と平成22年度2ヶ月分の平均値	H22.6.30
		療養費等(柔整を含む)	51,423	件/月		H22.6.30
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	
	標準システムバッチ 処理時間実績		—		システム定例会で報告される資料。処理時間の変化によっては、運用方法自体を変える必要もあり。	

10 用語の定義

10-1 被保険者

被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者などを除く。）、又は65歳以上75歳未満の方の障害認定を受けた方が対象となる。

障害認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障害の状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口に応請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障害認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされる。

なお、障害認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人で、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

10-2 保険料

賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額 330,000 円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第 292 条第 4 項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガなどのいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

限度超過額

算出額から、限度額(50万円)を超えた金額。

給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障害を受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

10-3 医療給付

費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけされている。

保険者負担分

【現物給付】

広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給すること。

高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で入院療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって広域連合が保険医療機関に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給すること。

一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいう。

例規集

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例

平成19年11月19日
条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条－第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条－第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付
（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料
（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日という。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の第2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の第2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回ることが確定であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第10条第3号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の第2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、
法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額
イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額
(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。
(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。
(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)
第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取

る。
(保険料の被保険者均等割額)
第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。
2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
(所得割率及び被保険者均等割額の適用)
第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。
(所得割率)
第7条 平成22年度及び平成23年度の所得割率は、100分の7.42とする。
(被保険者均等割額)
第8条 平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額は、39,260円とする。
(保険料の賦課限度額)
第9条 第3条第1項の賦課額は、50万円を超えない。
(保険料の賦課総額)
第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。
(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。
ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

- 第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合)には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

- (1)の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

- (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の

- 2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

- 3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

- 第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の保険

料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれらを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができな
いと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない

らない。

(保険料に関する申告)

第 17 条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第 31 条の 2 第 1 項の申告書が関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 1 日神奈川県指令市町第 4 号）第 2 条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第 18 条 保険料は、第 3 条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第 55 条の規定を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第 19 条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第 55 条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市

町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前 2 項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第 20 条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第 4 章 保健事業

(保健事業)

第 21 条 広域連合は、法第 125 条第 1 項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第 5 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第 6 章 罰則

第 23 条 法第 54 条第 1 項の規定による届出をしない被保険者（同条第 2 項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。）又は虚偽の届出をした被保険者は、10 万円以下の過料に処する。

第 24 条 法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10 万円以下の過料に処する。

第 25 条 正当な理由がなく法第 137 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10 万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第7条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨て得た額)に3を乗じて得た額とする。
(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第8条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該賦課額について第11条の規定により月割をもつて算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該額について第11条の規定に準じて月割をもつて算定した額とする。)を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合には、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。
(平成21年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第9条 平成21年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第11条の規定により月割をもつて算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。
(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは、「第12条若しくは第13条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。
(平成22年度以降の各年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

- (平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)
- 第１３条 当分の間、平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１２条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。
- ２ 前項の規定は、平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１２条第１項第１号の２の規定を適用する場合においては、適用しない。
- 附 則 (平成２０年７月１８日条例第６号)
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第３条、第６条、第７条及び第８条の規定は、平成２０年４月１日から適用する。
- 附 則 (平成２１年３月２７日条例第４号)
- この条例は、平成２１年４月１日から施行する。
- 附 則 (平成２１年６月１７日条例第７号)
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第７条の規定は、平成２１年４月１日から適用する。
- 附 則 (平成２２年１月２６日条例第２号)
- １ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２２年度及び平成２３年度の各年度の保険料について適用し、平成２０年度及び平成２１年度の各年度の保険料については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成２２年３月２９日条例第６号)
- この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則

平成20年3月3日
規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

(1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。

(2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。

(3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。

(4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。

(5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

(1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

(2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならない。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があるとき認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半焼、半壊、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもって行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き

被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。）を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなつた日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなつた場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなつた日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額（以下「見込合計所得金額」という。）が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(保険料減免の申請、取消し等)

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあっては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあっては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定するときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

(1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となつたとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額（以下「保険料額」という。）が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書によるものとする。

(公示送達の方法)

第9条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(広域連合区域外に住所を変更する際の証明)

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態又は高齢者の医療の確

保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第5項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律／第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書／による障害認定証明書／による特定疾病認定証明書／を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなつたため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

（負担区分等の証明）

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（保健事業）

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1に定める健診項目によるものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

（1）関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業

（2）被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

（3）被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

（様式）

第14条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日規則第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成21年10月27日規則第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第 1（第 1 3 条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BM I（次の算式により算出した値をいう。）の測定 BM I＝体重（kg）÷身長（m） ²
5	血圧の測定
6	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グル タミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、及びガンマーグルタミルトラ ンスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコ レステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量 の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第 2（第 1 4 条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第 1 号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得 （変更・喪失）届書	省令第 8 条、第 2 5 条
第 2 号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出書	省令第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 6 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条
第 3 号様式	後期高齢者医療被保険者証（省令様式第 2 号）	省令第 1 7 条第 1 項
第 4 号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第 1 9 条第 1 項、第 2 1 条、第 6 2 条第 8 項、第 6 7 条第 6 項
第 5 号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第 4 条
第 6 号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第 3 2 条
第 7 号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第 3 3 条第 2 項
第 8 号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第 3 3 条第 2 項
第 9 号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第 3 3 条第 2 項
第 1 0 号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第 3 3 条第 2 項
第 1 1 号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第 3 7 条第 2 項、第 4 2 条第 2 項
第 1 2 号様式	第三者の行為による傷病届	省令第 4 6 条
第 1 3 号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第 4 7 条第 1 項、第 6 0 条第 1 項
第 1 4 号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第 6 2 条第 1 項
第 1 5 号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第 6 7 条第 1 項
第 1 6 号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第 7 0 条第 1 項
第 1 7 号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第 5 条

第1号様式

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書

届出者名			本人との関係	
届出者住所			連絡先電話番号	

新規（変更・喪失）		変更前
フリガナ		
氏名		
生年月日		
住所		
申請区分		
申請事由		
所有手帳又は証書書類		

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり関係書類を添えて（申請・届出）いたします。

年 月 日

申請者 住所 氏名 印

様式番号	様式の種類	関係条文
第18号様式	後期高齢者医療仮徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	第8条
第28号様式の2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律／第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書／による障害認定証明書／による特定疾病認定証明書／	第10条
第31号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条

後期高齢者医療被保険者資格 取得（変更・喪失）届出書

被保険者番号										証種類	☐ 被保険者証	☐ 短期証	☐ 資格証
項目		内容(変更後)					変更前		異動事由				
ふりがな									事由		年 月 日		
氏 名									発生日				
生年月日		明・大・昭		性 別		男・女							
住 所													
世帯主との続柄													
資格取得、住所特例、住所変更、世帯主変更の届出の場合に記入(世帯主が本人以外の場合)													
ふりがな													
氏 名													
生年月日		明・大・昭		性 別		男・女							
資格取得の届出の場合に記入													
被保険者番号													
氏 名													
被保険者番号													
氏 名													
同世帯の被保険者													
神奈川県後期高齢者医療広域連合長													
(届出日) 年 月 日													
上記のとおり届出いたします。													
(届出人) 氏 名							被保険者との続柄						
住 所							連絡先電話番号						

証交付 (月 日)	☐ 郵送
証回収 (月 日)	☐ 窓口交付⇒本人確認書類： ☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 国保証 ☐ 介護証 ☐ その他 ()
☐ 返信用封筒 ☐ 窓口持参 ☐ 紛失 ☐ その他 ()	
収受印	

第3号様式

(裏面)

注意事項

1 この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。

2 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

3 被保険者の資格がなくなるときは、直ちに、この証を市区町村に提出してください。また、転出の届を出す際には、この証を添えてください。

4 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者（神奈川県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市区町村に提出してください。

5 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市区町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。

6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

(表面)

91mm

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
発 効 期 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	神奈川県後期高齢者医療広域連合

128mm

後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書

被保険者番号								
被 保 険 者 本 人	ふりがな				生年月日	明・大・昭	性 別	男・女
	氏 名							
	住 所							
申 請 内 容	申請する証の種類及び申請理由							
	☐ 被保険者証等（短期証、資格証） ☐ 紛失 ☐ 破損・汚損 ☐ その他（ ）							
	☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 紛失 ☐ 破損・汚損 ☐ その他（ ）							
	☐ 特定疾病療養受療証 ☐ 紛失 ☐ 破損・汚損 ☐ その他（ ）							
神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上記のとおり申請いたします。 （届出人） 氏 名 _____ 年 月 日 被保険者との続柄 _____								
住 所	連絡先電話番号 _____							

証交付 (月 日)	☐ 郵送 ☐ 窓口交付→本人確認書類： ☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 国保証 ☐ 介護証 ☐ その他 ()
収受印	

後期高齢者医療被保険者受療証

被保険者証番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名									
	現住所									
	生年月日		明・大・昭		年 月 日		性 別		男 ・ 女	
	一部負担金の割合									
発行理由 被保険者証の交付等手続き中のため										
有効期間		年 月 日から		年 月		日まで				
保険者 神奈川県川後期高齢者医療広域連合	名称		神奈川県川後期高齢者医療広域連合							
	番号		3 9 1 4							
年 月 日 神奈川県川後期高齢者医療広域連合長										

〈被保険者の方へ〉

- ・この受診料は、保険医療機関等で受診する場合のみにお使いいただけます。被保険者は後日郵送となりますが、お手元にご届くまでに間に受診される時は、医療機関等窓口へご提示ください。
- ・被保険者が訪が過ぎましたら、この受診料を被保険者ご自身で破棄していただき、速やかに受診された保険医療機関等窓口へ被保険者証のご提示をお願いします。

〈保険医療機関等の方へ〉

- ・この受療証は、被保険者証の交付申請中などによりまだ被保険者へ交付されていない場合に、被保険者資格を証明するものです。
- ・この受療証が提示された場合には、被保険者証と同様に取扱いくださるようお願いいたします。

住所	
電話番号	

(注) 市区町村民税が課税されている、いわないかわからず、ご本人及び世帯に世帯におられる75歳以上の高齢者の方(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定をうけている方も含む)それぞれ収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。

※なお、世帯に本人以外の75歳以上の高齢者の方(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方も含む)がいない場合であってかつ70歳から74歳の方が世帯にいない場合には、70歳から74歳の方についても記入してください。

収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等)は除きます。

公的年金等(老齢基礎年金・給付年金・国民年金・国民年金の追徴徴収額、給与源泉徴収額、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得(課税証明書等を添付してください)。

ただし、1月1日において当市(区町村)に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。

なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入については添付不要です。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の負担区分判定に係る収入額を申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名
氏名
氏名

印
印
印

後期高齢者医療一部負担金の免除額を減額して、次のとおり関係書類を添えて申請します。

保険者 番号										被保険 者番号											
療養の給付 を受ける者		氏名																			
		生年月日	年　月　日									年　月　日									
傷病名							発病又は 負傷年月日						年　月　日								
減免等の別	減額						免除						徴収猶予								
減免または 徴収猶予の 申請理由																					
(備考)																					
										受　付											

※ 広域連合処理欄										決裁区分																			
減額					割合					期間					年 月 日					年 月 日									
免除					期間					年 月 日					年 月 日					年 月 日									
徴収猶予					期間					年 月 日					年 月 日					年 月 日									
不承認理由																													
決裁																													
年 月 日										起案					課長					係長					係員				
年 月 日										決裁																			

(注意) ※印の欄は記入しないでください。

第 8 号様式

第 号			
後期高齢者医療一部負担金減額証明書			
被 保 険 者 番 号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
減 額	割	円	
有 効 期 間	自 至	年 月 日 年 月 日	
上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の減額を行っている者であることを証明する。			
年 月 日			
神奈川県後期高齢者医療広域連合長			

第 9 号様式

第 号			
後期高齢者医療一部負担金免除証明書			
被 保 険 者 番 号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 間	自 至	年 月 日 年 月 日	
上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の免除を行っている者であることを証明する。			
年 月 日			
神奈川県後期高齢者医療広域連合長			

第10号様式

第 号

後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

有効期間

自 年 月 日 至 年 月 日

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予を行っている者であることを証明する。

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

第11号様式

後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書

医療機関コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
都道府県番号	8	9	給付割合		090:9割 070:7割		保険種別		1. 単独 2. 2者併用 3. 3者併用		区分コード		07. 高入9 08. 高外9 09. 高入7 00. 高外7		
保険者番号	3		9		1		4		療養を受けた被保険者氏名						
被保険者番号	21								生年月日		明治・大正・昭和		年 月 日		
公費負担者番号	32								診療年月		41 42 43 44		診療実日数 45 46 47 48		
公費受給者番号	47								点数表コード		51. 食費標準負担額 区分コード		52 53 54 55 56		
診療を受けた医療機関名および所在地															
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回									
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回									
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回									
差額		1. ()円×()回=()円		決定額(支給金額)											
額		2. ()円×()回=()円													
支払		1. ()円×()回=()円													
相当額		2. ()円×()回=()円													
受付年月日		57 58 59 60 61 62 63 64 65		食事回数		66									
食決定金額		67 68 69 70 71 72 73 74 75		食事標準負担額		76									
支給決定額		79 80 81 82 83 84 85 86 87		※食事回数・金額・口座番号は右語で記載してください ※名義人はカタカナで左語で記載してください(姓と名の間を1マス空けてください)											
振込先		銀行		支払先区分コード		預金種目									
		信用金庫		支店		1. 被保険者									
		信用組合		本店		2. 受領委任									
		協同組合		出張所		3. 受領委任(団体)									
金融機関コード		93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120		口座番号		101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120									
口座名義人(カナ)		121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140													
年 月 日 上記のとおり関係書類を添えて申請します。															
神奈川県後期高齢者医療広域連合長															
〒															
住所															
申請者 氏名 印															
電話															
私は、次の者に療養費の受領に関する一切の権限を委任します。															
委任者(口座名義人) 委任者(申請者)															
住所															
氏名 氏名 印															

後期高齢者医療療養費支給申請書

医療機関等コード		1		7		レセプト管理番号		13		区分コード		07. 高入 08. 高外		09. 高入 10. 高外		15	
都道府県番号		8		9		給付割合 090: 9割 070: 7割		10		12		保険種別 1. 単健 2. 2者併用 3. 3者併用		14		16	

保険者番号		16		3		9		1		4		療養を受けた 被保険者氏名		生年月日		明治・大正・昭和		年		月		日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
被保険者番号		24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
公費負担者番号		32										診療開始年月日		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100		101		102		103		104		105		106		107		108		109		110		111		112		113		114		115		116		117		118		119		120		121		122		123		124		125		126		127		128		129		130		131		132		133		134		135		136		137		138		139		140		141		142		143		144		145		146		147		148		149		150		151		152		153		154		155		156		157		158		159		160		161		162		163		164		165		166		167		168		169		170		171		172		173		174		175		176		177		178		179		180		181		182		183		184		185		186		187		188		189		190		191		192		193		194		195		196		197		198		199		200		201		202		203		204		205		206		207		208		209		210		211		212		213		214		215		216		217		218		219		220		221		222		223		224		225		226		227		228		229		230		231		232		233		234		235		236		237		238		239		240		241		242		243		244		245		246		247		248		249		250		251		252		253		254		255		256		257		258		259		260		261		262		263		264		265		266		267		268		269		270		271		272		273		274		275		276		277		278		279		280		281		282		283		284		285		286		287		288		289		290		291		292		293		294		295		296		297		298		299		300		301		302		303		304		305		306		307		308		309		310		311		312		313		314		315		316		317		318		319		320		321		322		323		324		325		326		327		328		329		330		331		332		333		334		335		336		337		338		339		340		341		342		343		344		345		346		347		348		349		350		351		352		353		354		355		356		357		358		359		360		361		362		363		364		365		366		367		368		369		370		371		372		373		374		375		376		377		378		379		380		381		382		383		384		385		386		387		388		389		390		391		392		393		394		395		396		397		398		399		400		401		402		403		404		405		406		407		408		409		410		411		412		413		414		415		416		417		418		419		420		421		422		423		424		425		426		427		428		429		430		431		432		433		434		435		436		437		438		439		440		441		442		443		444		445		446		447		448		449		450		451		452		453		454		455		456		457		458		459		460		461		462		463		464		465		466		467		468		469		470		471		472		473		474		475		476		477		478		479		480		481		482		483		484		485		486		487		488		489		490		491		492		493		494		495		496		497		498		499		500		501		502		503		504		505		506		507		508		509		510		511		512		513		514		515		516		517		518		519		520		521		522		523		524		525		526		527		528		529		530		531		532		533		534		535		536		537		538		539		540		541		542		543		544		545		546		547		548		549		550		551		552		553		554		555		556		557		558		559		560		561		562		563		564		565		566		567		568		569		570		571		572		573		574		575		576		577		578		579		580		581		582		583		584		585		586		587		588		589		590		591		592		593		594		595		596		597		598		599		600		601		602		603		604		605		606		607		608		609		610		611		612		613		614		615		616		617		618		619		620		621		622		623		624		625		626		627		628		629		630		631		632		633		634		635		636		637		638		639		640		641		642		643		644		645		646		647		648		649		650		651		652		653		654		655		656		657		658		659		660		661		662		663		664		665		666		667		668		669		670		671		672		673		674		675		676		677		678		679		680		681		682		683		684		685		686		687		688		689		690		691		692		693		694		695		696		697		698		699		700		701		702		703		704		705		706		707		708		709		710		711		712		713		714		715		716		717		718		719		720		721		722		723		724		725		726		727		728		729		730		731		732		733		734		735		736		737		738		739		740		741		742		743		744		745		746		747		748		749		750		751		752		753		754		755		756		757		758		759		760		761		762		763		764		765		766		767		768		769		770		771		772		773		774		775		776		777		778		779		780		781		782		783		784		785		786		787		788		789		790		791		792		793		794		795		796		797		798		799		800		801		802		803		804		805		806		807		808		809		810		811		812		813		814		815		816		817		818		819		820		821		822		823		824		825		826		827		828		829		830		831		832		833		834		835		836		837		838		839		840		841		842		843		844		845		846		847		848		849		850		851		852		853		854		855		856		857		858		859		860		861		862		863		864		865		866		867		868		869		870		871		872		873		874		875		876		877		878		879		880		881		882		883		884		885		886		887		888		889		890		891		892		893		894		895		896		897		898		899		900		901		902		903		904		905		906		907		908		909		910		911		912		913		914		915		916		917		918		919		920		921		922		923		924		925		926		927		928		929		930		931		932		933		934		935		936		937		938		939		940		941		942		943		944		945		946		947		948		949		950		951		952		953		954		955		956		957		958		959		960		961		962		963		964		965		966		967		968		969		970		971		972		973		974		975		976		977		978		979		980		981		982		983		984		985		986		987		988		989		990		991		992		993		994		995		996		997		998		999		1000		1001		1002		1003		1004		1005		1006		1007		1008		1009		1010		1011		1012		1013		1014		1015		1016		1017		1018		1019		1020		1021		1022		1023		1024		1025		1026		1027		1028		1029		1030		1031		1032		1033		1034		1035		1036		1037		1038		1039		1040		1041		1042		1043		1044		1045		1046		1047		1048		1049		1050		1051		1052		1053		1054		1055		1056		1057		1058		1059		1060		1061		1062		1063		1064		1065		1066		1067		1068		1069		1070		1071		1072		1073		1074		1075		1076		1077		1078		1079		1080		1081		1082		1083		1084		1085		1086		1087		1088		1089		1090		1091		1092		1093		1094		1095		1096		1097		1098		1099		1100		11	

第14号様式

後期高齢者医療特定疾病認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住所	

疾病の名称	
-------	--

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療特定疾病療養受療証の交付を申請します。

年 月 日
申請者 住所
氏名

印

第15号様式

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号			
フリガナ		性別	
被氏名			
保生年月日			
険住所			
者			
長期入院			

ここから下は長期入院該当者のみ記入してください。		入院日数合計（ 日間）	
①	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 所 在 地	～	（ 日間）
②	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 所 在 地	～	（ 日間）
③	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 所 在 地	～	（ 日間）
④	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 所 在 地	～	（ 日間）
⑤	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 所 在 地	～	（ 日間）

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額の減額を申請します。

年 月 日
申請者 住所
氏名

印

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

保険者番号	氏名	
被保険者番号		
生年月日	電話番号	

上記のとおり、高額療養費の支給を申請します。

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

申請者 氏名 印

私は、次の者に高額療養費の受領に関する一切の権限を委任します。

申請者	住所
氏名	印
受任者	住所
氏名	

振込先	銀行	預金種目	1. 普通	口座番号	
	信用金庫 信用組合 農業協同組合	口座名義 (カナ)	2. 当座		
	金融機関コード	支店コード	口座名義 (漢字)		

他の制度により自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられるか否か

[※ 原爆一般疾病医療費、特定疾患の治療研究に係る医療給付など、後期高齢者医療高額療養費制度 以外に、
以外の公費負担医療制度等により支給を受けられる場合に、ご記入ください。]

制度名

※ 支払金額		受 付
処 理 欄	円	
(備考)		

※処理欄には何も記載しないでください。

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請先資格情報	□ 後期高齢者医療 □ 国民健康保険 □ 介護保険 (保険者等記入欄)	
保険者番号	3 9 1 4	支給申請書整理番号
被保険者証記号		申請対象年度
被保険者(証)番号		
フリガナ	性 1. 男 2. 女	計算期間
氏名 (被保険者)		始期 年 月 終期 年 月
生年月日	年 月 日	
住所	〒	

上記対象者について、
① 高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給
② 自己負担額証明書の交付
を申請します。

※ 高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、①を丸で囲んでください。
自己負担額証明書の交付申請、①・②のいずれも丸で囲んでください。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
市区町村長 市 区 町 村 長

申請者 氏名 印
(国民健康保険の場合は世帯主)

住所 電話番号 ()

振込先口座	銀行	信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
	金融機関コード	支店コード			フリガナ		
					口座名義人		

私は、次の者に高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者(口座名義人) 氏名 住所 氏名 印
委任者(申請者)

保険者番号	3 9 1 4	続柄	保険者名称	計算期間における加入期間
被保険者証記号		1. 世帯主 2. 被保険者 3. 世帯員 4. 被保険者本人		年 月 日から 年 月 日まで
被保険者(証)番号				

保険者番号		年 月 現在	加入の介護保険資格情報
被保険者番号			保険者名称 計算期間における加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

※

医療保険者加入歴	添付の自己負担額証明書番号	
保険者番号	続柄 保険者名称 計算期間における加入期間	
被保険者証記号	1. 世帯主 2. 被保険者 3. 世帯員 4. 被保険者本人	年 月 日から 年 月 日まで
被保険者(証)番号		
介護保険者加入歴	添付の自己負担額証明書番号	
保険者番号	保険者名称 計算期間における加入期間	年 月 日から 年 月 日まで
被保険者番号		

※計算期間中に変更があった場合のみ記入 【添付部分は職員使用欄】

備考	後期高齢者医療支給額	田	枚
	国民健康保険支給額	田 (支給決定金額合計)	枚
	介護保険支給額	田	枚

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書

さきに申請がありました
年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

徴収猶予決定年月日	年 月 日
決定・却下 理由	

[illegible]

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分取消の訴えは、審判請求の裁決を結了した後でないとして、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を遅くとも提起しても提起できると訴えは、神奈川県後期高齢者医療庁（以下「被告」とする。）に対して提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると請求は提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書

年 月 日付けで決定しました
年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり
取消しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

徴収猶予取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

[illegible]

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分取消の訴えは、審判請求の裁決を柱た後でないとして、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があると認めるときは、裁決を急ぐ必要があり提起できます。この訴えは、神奈川県後期高齢者医療広域連合（被告）に対して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告とする訴訟提起を求め、判決の日から1年を経過するまで請求が認められます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下したので通知します。

氏 名			年 度 区 分		年 度
			被 保 険 者 番 号		
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 減 免 額		円	
減免前保険料額	円	減免後保険料額		円	
減 免 却 下 理 由					

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

氏 名		年 度 区 分		年 度
		被 保 険 者 番 号		
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 減 免 額	円	
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円	
減 免 取 消 理 由				

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書

年 月 日付けで決定しました後期高齢者医療保険料減免につきまして、次のとおり減免額を変更したので通知します。

氏 名	年 度 区 分		年 度
	被 保 険 者 番 号		
変更決定年月日	年 月 日		
変更前保険料額	円	変更前減免額	円
変更後保険料額	円	変更後減免額	円
減 免 額 変 更 理 由			

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

年度分 後期高齢者医療簡易申告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 宛 年 月 日提出
この申告書は 年度後期高齢者医療保険料算定の基礎となります。
様分の

年 1 月 1 日 から 年 12 月 31 日 までの1年間の収入

氏 名	(生年月日)	年 月 日生	職 業	電 話	
現 住 所			(世帯主の氏名及び続柄)		
① 所 得 金 額 等 収入がない方はこちらにご記入ください。⇒仕送り・被扶養者・その他 ()					
所得の種類	④ 収入金額	⑤ 必要経費 (専従者給与額・控除額を含む)	⑥ 所得金額(④-⑤)	備 考	
営 業	円		円	円	
不 動 産	円		円	円	
農 業	円		円	円	
専従者 控除				※営業、不動産、農業の 必要経費の内数	
給 与	円				
専従者 給与	円			※給与収入額の内数	
年 金	円			※遺族年金・障害年金等 非課税年金を除く	
譲 渡	円	円	円	※下記②欄に必要事項を 記入してください。	
そ の 他	円	円	円	円	
② 譲渡所得に関する事項					
資産の種類 (〇印を付してください。)	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等		
1 土地建物等			交換買換・取用・居住用財産 その他 ()		
2 その他の資産					

後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書

被保険者番号														
被保険者氏名								性別	男	女				
住所								生年月日	明・大・昭	年	月	日		
資格喪失等年月日	年												月	日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年

月

日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

第30号様式

第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書 高齢者の医療の確保に関する法律 による障害認定証明書 による特定疾病認定証明書		住所	氏名	生年月日	被扶養者	被用者保険の被扶養者でなくなつた日	被扶養者であつた際の被保険者の名称	認定年月日	障害の程度	認定の基礎となつた書類	認定年月日	疾病の名称	認定の基礎となつた書類	第99条第2項の被扶養者であつた被保険者に該当することを証明する。 第50条第2号の障害認定を行った 施行令第14条第5項の特定疾病認定を行った				
被保険者	認定（該当）の状況													上記のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律 による障害認定を行った 施行令第14条第5項の特定疾病認定を行った				
														年	月	日	神奈川県後期高齢者医療広域連合長	

後期高齢者医療負担区分等証明書					
	氏名				
1	該当する 負担区分	一定以上負担区分	減額区分	老福	基準額以下
		基準額以上	基準額未満	非課税	
2	氏名				
		一定以上負担区分	減額区分	老福	基準額以下
	該当する 負担区分	基準額以上	基準額未満	非課税	
3	氏名				
		一定以上負担区分	減額区分	老福	基準額以下
	該当する 負担区分	基準額以上	基準額未満	非課税	
4	氏名				
		一定以上負担区分	減額区分	老福	基準額以下
	該当する 負担区分	基準額以上	基準額未満	非課税	
5	氏名				
		一定以上負担区分	減額区分	老福	基準額以下
	該当する 負担区分	基準額以上	基準額未満	非課税	
上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。					
年 月 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合長					

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の4第3項の規定により、変更後の神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり公表する。

平成20年8月5日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
石 渡 徳 一

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、神奈川県の区域内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、神奈川県内の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選

挙については、当該市町村の議会の議員の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議長は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員会は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 1 日神奈川県指令市町第 4 号）
この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づく
神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

別表第 1（第 4 条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第 2（第 8 条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7 人
2	川崎市	3 人
3	横須賀市	1 人
4	相模原市	1 人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2 人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2 人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2 人
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	2 人

中井町	
大井町	
松田町	
山北町	
開成町	
箱根町	
真鶴町	
湯河原町	
愛川町	
清川村	

別表第 3（第 17 条）

1 共通経費

項 目	負担割合
均 等 割	100 分の 10
被 保 険 者 数 割	100 分の 45
人 口 割	100 分の 45

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	説 明
高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村 が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び 低所得者等の保険料軽減額相当額

（備考）

- 被保険者数割については、前年度の 3 月 31 日現在の被保険者の数（平成 20 年 3 月 31 日までにあっては、老人保健法第 25 条第 1 項に規定する 75 歳以上の加入者等の数）により計算する。
- 人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

平成 22 年 9 月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/